

第2期

# みやこのじょう子どもの未来 応援計画

令和3年度～令和6年度

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず  
現在及び将来に夢や希望を持って  
安心して育つことができる社会の実現を目指す



令和3年4月  
都城市



## はじめに

わが国の子どもの貧困率は、平成24年度16.3%であったものが、平成30年度には13.5%に改善されたものの、今なお、7人に1人の子どもが貧困の状況にあります。

国は、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、令和元年6月に「子供の貧困対策の推進に関する法律」を改正しました。改正法には、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することや、子どもの最善の利益が優先考慮されることなどが明記されました。

また、同年11月には、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されるなど、国全体で更なる子どもの貧困対策に取り組んでいくという機運が高まっております。

一方、社会情勢に目を向けると、令和2年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症によって本市においても解雇や雇い止め、学校や職場の休業など、雇用や経済、生活、教育等の様々な面で影響が生じていることから、子どもの貧困が広がることも危惧されています。

本市では、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢と希望を持って成長していけるよう、平成30年3月に「みやこのじょう子どもの未来応援計画」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでまいりました。

そしてこの度、この趣旨を継承するとともに、児童生徒及び保護者、関係団体等への実態調査の結果や、社会情勢の変化、国・県の動向などを踏まえ、新たに、「第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画」を策定しました。

本市が持つ3つの宝の一つである「人間力あふれる子どもたち」の育成を図るため、この計画に基づき、本市の将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことがないよう貧困対策の推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、コロナ禍にもかかわらず、熱心に御審議いただいた「都城市子ども未来応援協議会」の委員の皆様、それぞれの立場から子育て支援に関する提言をお寄せいただいた関係機関の皆様、そして市民ニーズ調査やヒアリング調査、パブリックコメントを通して貴重な御意見をいただきました多くの市民の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

令和3年4月

都城市長

池田 宜永





# 目次

<b>第1章 計画策定</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	2
2 本計画における貧困の考え方 .....	8
3 計画の位置付け .....	11
4 計画の期間 .....	12
5 計画策定の体制 .....	12
<b>第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く現状</b> .....	<b>13</b>
1 本市の概況 .....	14
2 本市の子どもの生活実態に関する調査 .....	25
3 子どもに関わる支援者に対するヒアリング調査 .....	61
4 第1期計画の点検・評価 .....	69
5 現状から見える問題・課題 .....	76
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>79</b>
1 基本理念 .....	80
2 基本方針 .....	81
3 子どもの貧困対策における本市の取組の視点 .....	82
4 対策の柱 .....	83
5 子どもの貧困に関する指標・目標 .....	85
6 施策の体系 .....	91
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>93</b>
1 子どものための教育支援 .....	94
2 子どものための生活の安定に資するための支援 .....	100
3 子どものための経済的支援 .....	106
4 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 .....	109
<b>第5章 計画の推進について</b> .....	<b>113</b>
1 計画の推進体制 .....	114
2 計画の進行管理 .....	114
<b>資料編</b> .....	<b>117</b>
1 都城市子ども未来応援協議会設置要綱 .....	118

2	都城市子ども未来応援協議会 委員名簿 .....	120
3	子どもの貧困対策専門部会（庁内専門部会） .....	120
4	用語の解説 .....	121



# 第 1 章 計画策定

# 第1章 計画策定

## 1 計画策定の背景

### (1) 子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和60年に10.9%だった子どもの相対的貧困率\*（以下「子どもの貧困率」という。）は年々増え続け、平成24年には16.3%にまで増加しました。平成30年には13.5%と改善されましたが、いまだに7人に1人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

なお、OECD\*の所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金・個人年金等を追加）に基づき算出した「子どもの貧困率」は14.0%となっています。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち大人が一人の世帯の貧困率は、昭和60年から平成27年まで継続的に50%を超えており、平成30年には48.1%（新基準では48.3%）となっています。子どもがいる現役世帯では、勤労世代であっても、大人が一人の世帯の場合は二人以上の世帯よりも高い割合で貧困世帯となっている状況です。

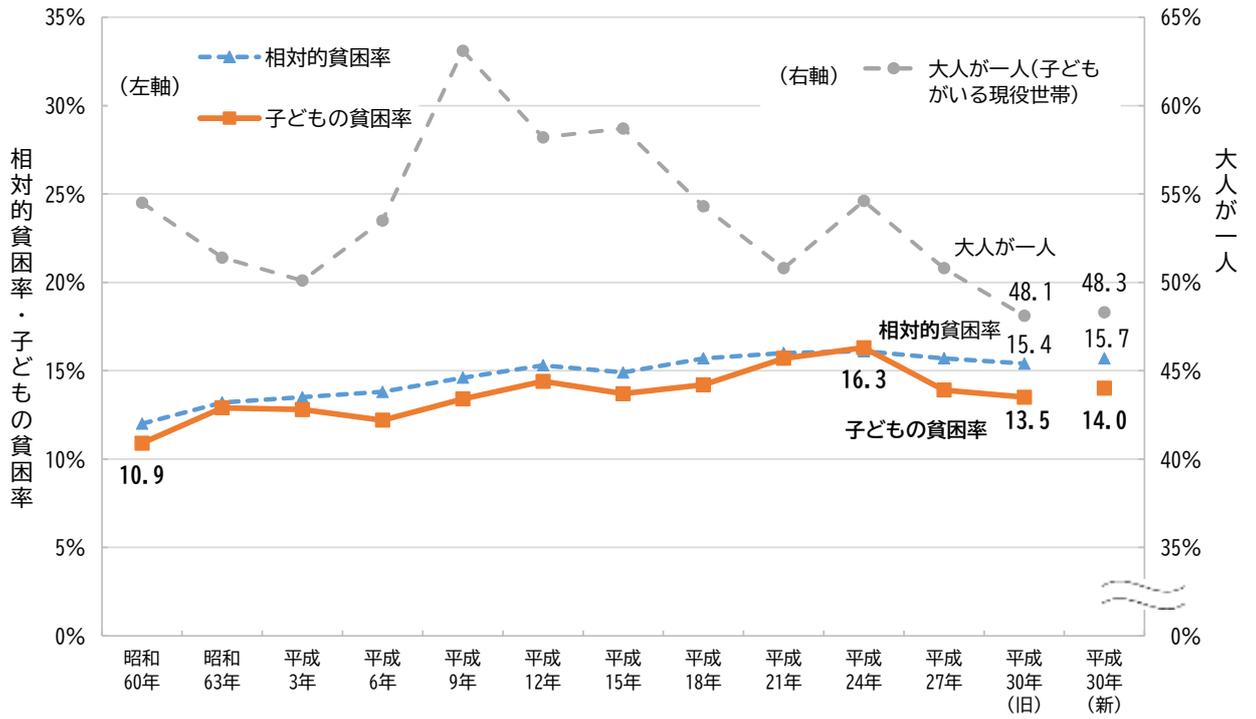
### ■子どもの貧困率の推移

	昭和60年	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	新基準
	（単位：％）												
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
	（単位：万円）												
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124

- 注： 1）平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2）平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 3）平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。  
 4）貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 5）大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 6）等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

（参考）「相対的貧困率\*」のように\*（アスタリスク）が付いている語句は、巻末資料編「4 用語の解説」において用語の説明をしています。（以下同様。）



出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」を基に市でグラフ作成



## (2) 近年の法制度の動き

平成25年6月26日に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）（以下「子どもの貧困対策法」という。）が公布され、平成26年1月17日から施行されました。

また、令和元年6月19日には同法の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が公布され、同年9月7日に施行されています。

### ① 子どもの貧困対策法の目的及び基本理念

子どもの貧困対策法では、その目的及び基本理念について、次のように規定されています。

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

## ② 地方公共団体の責務

子どもの貧困対策法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第4条）とされています。

また、令和元年法律第41号による改正後の子どもの貧困対策法で、「市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

## ③ 子どもの貧困対策に関する大綱に定める事項

子どもの貧困対策法第8条では、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない。」とされており、大綱では次に掲げる事項について定めるものとされています。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

### (3) 子供の貧困対策に関する大綱の見直し

政府は、子どもの貧困対策法に基づき、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、5年経過後に見直しを行った新たな大綱を令和元年11月29日に閣議決定しています。

大綱では、子どもの貧困対策の意義や施策の推進体制等について、次のように定められています。

#### 子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

（令和元年11月29日閣議決定）

#### 第1 はじめに

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

#### 第6 施策の推進体制等

##### 2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

※大綱では「子ども」は「子供」と表記されている。

この大綱においても、「第6 施策の推進体制等」の「2 地域における施策推進への支援」で、地方公共団体において子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことに触れ、国が、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援するとしています。

また、大綱では関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため「子供の貧困に関する指標」を設定しています。

#### (4) 宮崎県における策定状況

計画の基本理念として「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことのできる社会の実現を目指す」を掲げ、本県の強みである温かな県民性に育まれた地域のつながりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策を推進することとされています。

##### 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画

◆計画期間：令和2年度～令和5年度（4年間）

◆計画の基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことのできる社会の実現を目指す

◆計画の基本方針

温かな県民性に育まれた地域のつながりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む

◆子どもの貧困対策の柱

- 1 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 2 教育の支援
- 3 生活の安定に資するための支援
- 4 経済的支援

◆計画において目指す目標

	指 標	目標値 (令和5年度)	現状値 (平成30年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	94.0%	92.1%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.0%	5.2%
3	公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合	100%	—
4	市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率	100% (26市町村)	38.5% (10市町)

## 2 本計画における貧困の考え方

### (1) 本計画における貧困の定義

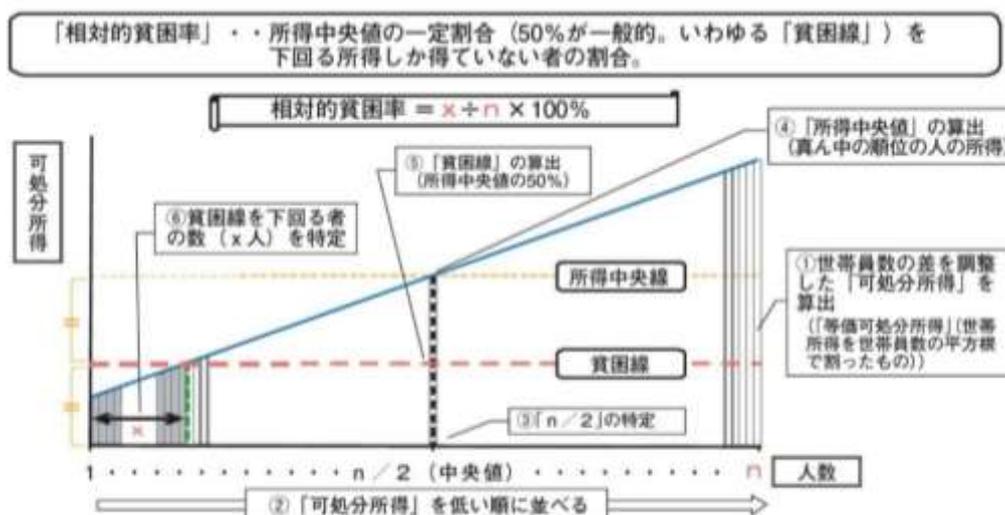
「貧困」という言葉でイメージをしがちなのは、発展途上国や終戦直後の日本などの、最低限の衣食住も満たせていない状態ですが、これは「絶対的貧困」といい、その人の住む社会全体の生活レベルに関係なく決められるものです。

一方、「相対的貧困」とは、その人が住んでいる社会、時代において、一般的な通常の習慣や行為ができない状態のことを指しています。

本計画における「貧困」は、OECDの基準に基づく「相対的貧困」を指し、法律や固有の言葉使い、国の動向等を除き、以下「相対的貧困」のことを「生活困難」と表記します。

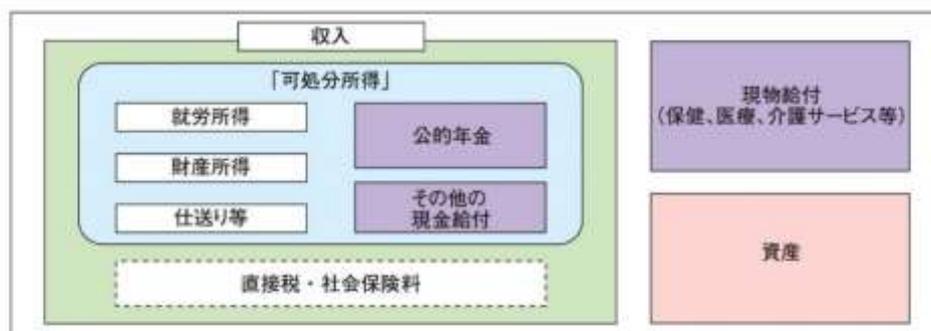
子どもの貧困率は、相対的貧困の考え方によるもので、18歳未満の子どものうち、貧困線\*（等価可処分所得\*の中央値の半分）を下回る水準で生活している子どもの割合です。国が実施する国民生活基礎調査により算出され、子どもの貧困の状況を示すひとつの指標として使用されています。

#### ◆相対的貧困率



資料：厚生労働省資料

相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」は、収入から直接税・社会保険料を除いたものである。 ※ 「資産」の多寡については考慮していない。



資料：厚生労働省資料

## (2) 本市における「経済的に困難を抱えていると思われる世帯」の設定

本市における相対的貧困世帯については、令和2年度に実施した保護者向けアンケート調査結果から、次の2つの設問により「経済的に困難を抱えていると思われる世帯」（以下、生活困難世帯という）を判定し、基準とする世帯収入を設定しました。

### ◆世帯人員数（小・中学生の保護者 問5）

問5 現在、お子さんと生計を共にしている方は、あなたを含めて何人ですか。（単身赴任などで離れて生活している人やまだ正式な家族関係にない方を含みます。）

### ◆前年の世帯収入合計額（小・中学生の保護者 問30）

問30 あなたのご家庭の全員の収入を合わせた「世帯の収入（年間のボーナス含む手取り額）」を教えてください。（平成31年1月1日～令和元年12月31日の1年間）単身赴任や進学などのために一時的に別居している方も含みます。

※収入とは、勤労収入（パート・アルバイトを含む）、事業所得（自営業等）、農業所得、不動産所得、利子・配当金、公的年金、その他の社会保障給付金（生活保護、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当）、個人年金、出稼ぎなどによる別居親族からの仕送りなど、すべてを含めた金額です。

※世帯が生活する収入として、お父さんやお母さんの勤労収入（パート収入を含む）、祖父母の年金など、複数の収入源がある世帯は、すべての方の収入のおおよその合計額を教えてください。

※手取り額とは、所得税・住民税などの税額、健康保険料や年金保険料・介護保険料を支払った後の金額になります。社内貯金や住宅ローンなど、給与から天引きされる貯蓄・借金等がある場合は、天引き前の金額になります。

また、世帯の所得額については、回答者の負担や回答率への影響を考慮し、所得額等について50万円未満、50万～100万円未満、100万～150万円未満など数値に幅を持たせた選択肢で把握することとしたため、本市における生活困難世帯収入についても同様の範囲で設定しました。

◆本市における生活困難世帯の状況

	貧困線	対応する世帯年収	相対的貧困層となる区分	全小・中学校の保護者(前回調査)	回答者全体に占める割合(前回調査)
2人世帯	177万円	196万円	200万円未満	66件(88)	1.9%(2.7%)
3人世帯	217万円	249万円	250万円未満	158件(164)	4.5%(5.0%)
4人世帯	250万円	288万円	250万円未満	107件(152)	3.1%(4.6%)
5人世帯	280万円	321万円	300万円未満	128件(129)	3.7%(3.9%)
6人世帯	306万円	352万円	350万円未満	74件(62)	2.1%(1.9%)
7人世帯	331万円	390万円	350万円未満	16件(12)	0.5%(0.4%)
8人以上世帯	354万円	417万円	400万円未満	3件(11)	0.1%(0.3%)
合計				552件(618)	15.9%(18.75%)

出典：貧困線、対応する世帯年収は、「内閣府 平成23年度「親と子の生活意識に関する調査」概要」より

◆本市における所得階層別にみる生活困難世帯の分布図

	標本数(人)	収入はない	50万円未満	50万円未満 100万円	100万円 150万円	150万円 200万円	200万円 250万円	250万円 300万円	300万円 350万円	350万円 400万円	400万円 450万円	450万円 500万円	500万円 600万円	600万円 700万円	700万円 800万円	800万円 900万円	900万円 1000万円未満	1000万円以上	無回答
総数	3,473	17	18	50	96	147	117	255	247	389	558	518	325	185	113	58	101	279	
同一生計人数別	2人	123	2	3	10	21	30	9	20	5	4	6	3	0	2	0	0	1	7
	3人	635	7	4	22	44	44	37	63	54	57	76	63	46	30	21	10	14	43
	4人	1,299	3	8	11	12	30	43	80	79	157	230	218	125	74	50	25	41	113
	5人	1,021	2	1	5	8	26	22	64	75	124	175	185	120	57	31	17	31	78
	6人	274	1	2	1	4	10	6	23	27	33	51	37	23	18	8	4	9	17
	7人	71	0	0	0	4	4	0	2	6	11	16	7	3	3	3	2	4	6
	8人以上	16	1	0	0	0	1	0	0	0	1	2	2	6	0	0	0	1	2
	無回答	34	1	0	1	3	2	0	3	1	2	2	3	2	1	0	0	0	13

算出の結果に基づく「生活困難世帯」は、有効回答者数3,473件のうち552件となり、回答者全体に占める割合は15.9%（前回調査18.75%）となりました。

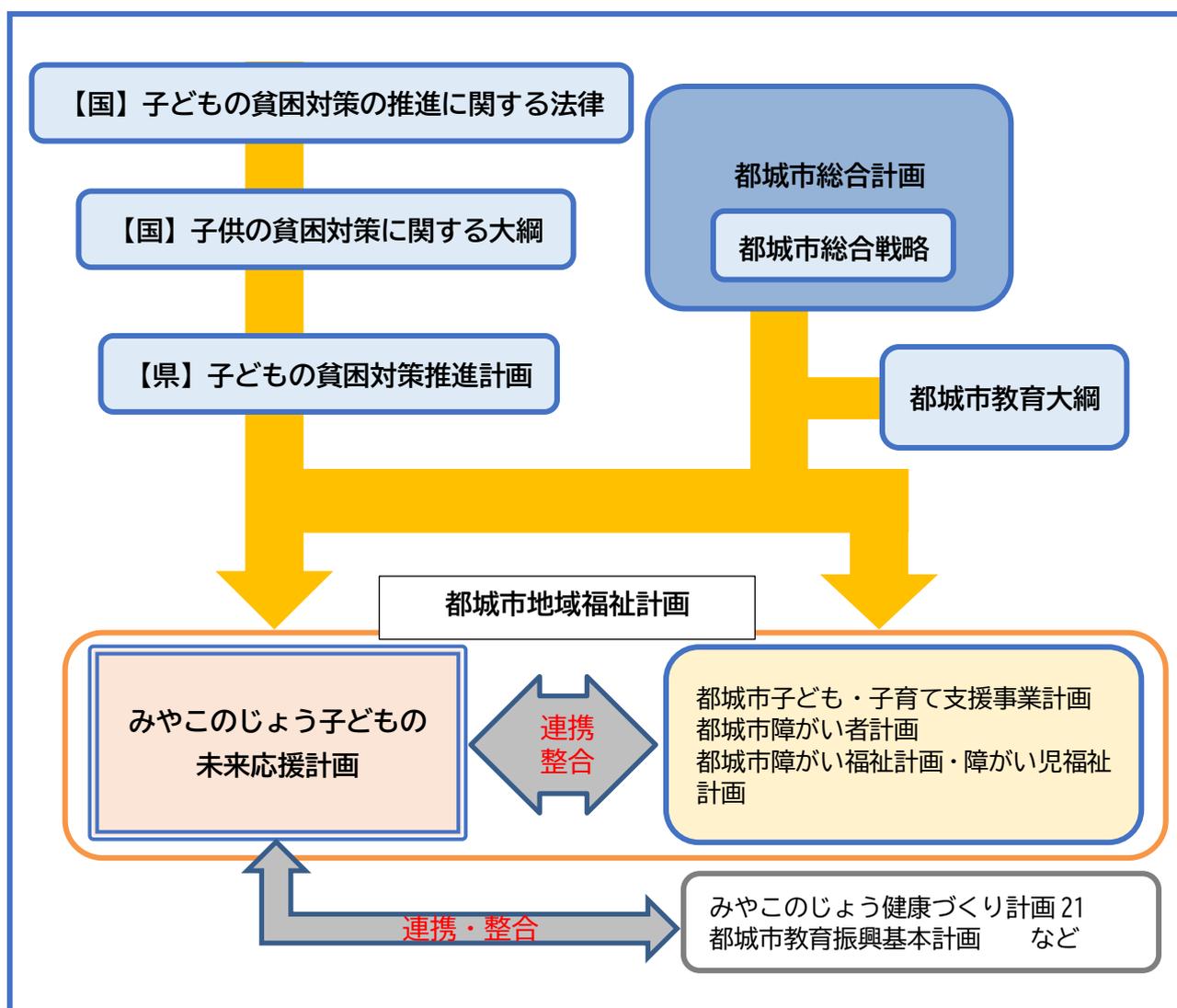
また、「ひとり親世帯」は有効回答者数3,473件のうち437件であり、全体の12.6%となっています。そのうち248件（56.8%）が「生活困難世帯」と判定され、ひとり親世帯のおかれている経済的な状況の厳しさが把握できます。

なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

### 3 計画の位置付け

本計画は、子どもの貧困対策法 第9条第2項に規定する「市町村計画」として、同法の目的、基本理念等を踏まえて策定するものです。同法に基づき、子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）及び第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、本市が策定した関連計画等との整合・連携を図ります。

また、「第2次都城市総合計画」や「都城市教育大綱」を基に、「第2期都城市子ども・子育て支援事業計画」などと整合性を図りながら、子どもの貧困対策に資する取組について示すと共に、貧困の状況にある子どもや家庭に対して必要な支援体制の構築を図ります。



## 4 計画の期間

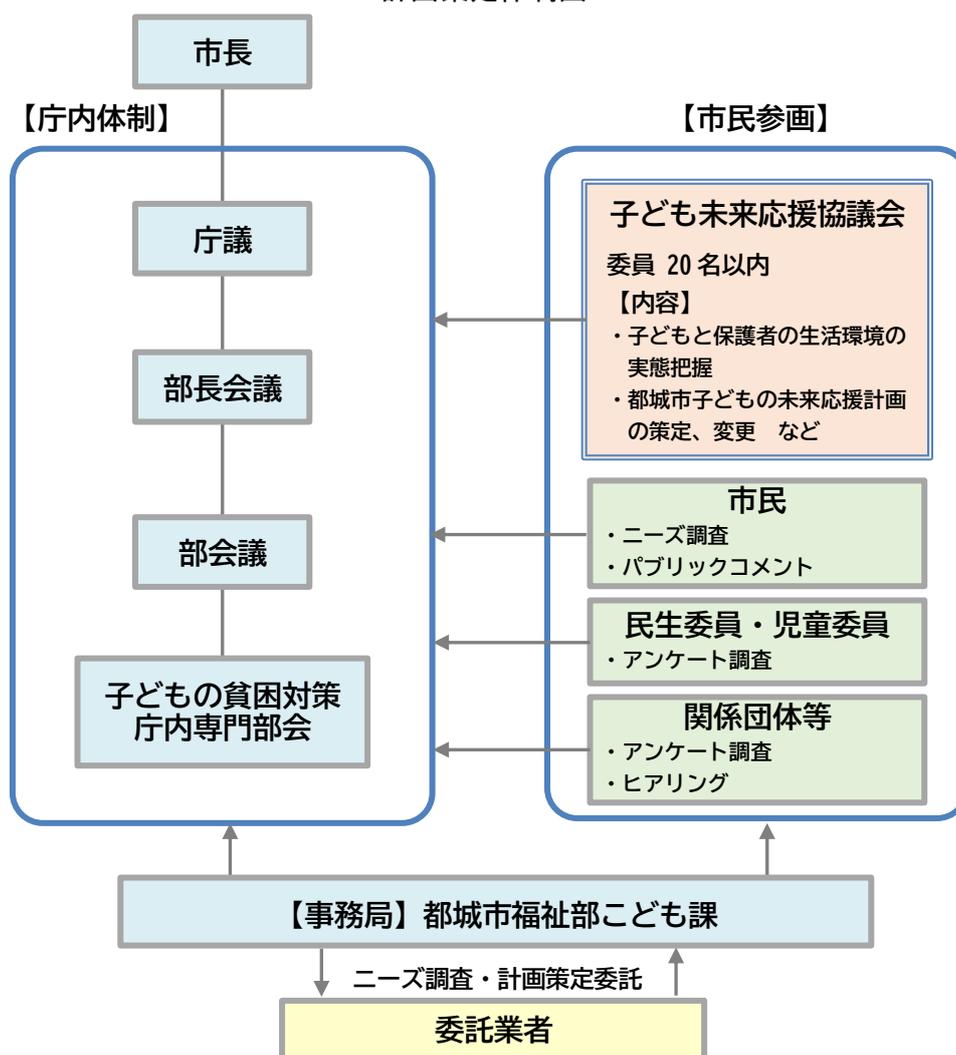
本計画は、令和3年度を初年度とし、令和6年度までの4年間を本計画の実施期間とします。これは、本計画が子ども・子育て支援事業計画と関連性のある計画であるため、計画の終期を併せています。

なお、国の法律や大綱の見直しの動向を踏まえ、各施策の実施状況及び成果を見極めたいうで、必要に応じ計画を見直すことにより、継続的に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			みやこのじょう子どもの未来応援計画		第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画				
都城市子ども・子育て支援事業計画					第2期都城市子ども・子育て支援事業計画				

## 5 計画策定の体制

計画策定体制図





## 第 2 章 本市の子どもと家庭を取り巻く現状

## 第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く現状

### 1 本市の概況

#### (1) 人口の推移・人口ビジョン

本市の総人口は、平成27年の国勢調査によると165,029人となっており、平成7年と比べ9,025人減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

#### ◆年齢3区分別人口の推移及び推計

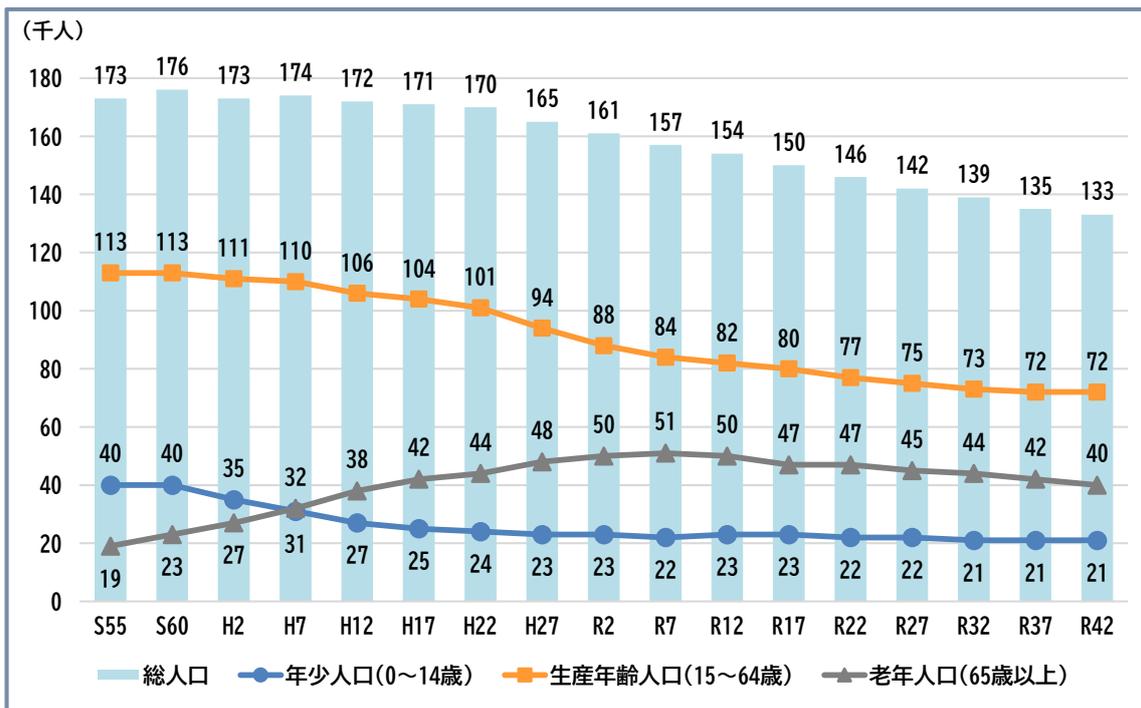
(単位：人)

区分 \ 年度	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27
総人口	174,054	171,812	170,955	169,602	165,029
年少人口（0～14歳）	31,315	27,482	25,089	23,988	23,235
構成比	18.0%	16.0%	14.7%	14.2%	14.1%
生産年齢人口（15～64歳）	110,342	106,491	103,715	100,993	93,495
構成比	63.4%	62.0%	60.7%	59.8%	56.9%
老年人口（65歳以上）	32,397	37,839	41,960	44,009	47,626
構成比	18.6%	22.0%	24.6%	26.0%	29.0%

出典：国勢調査

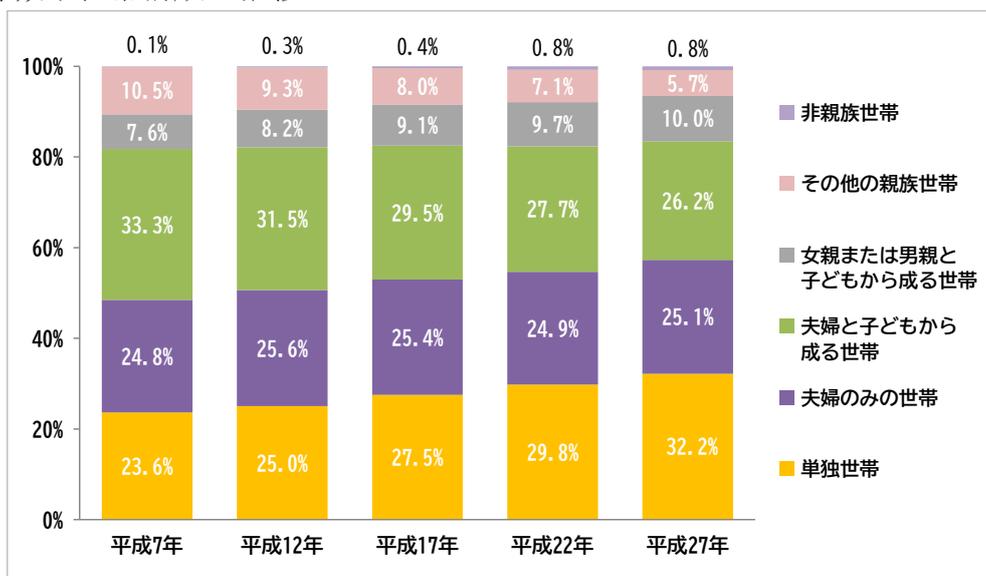
令和2年に本市が独自に推計した人口ビジョンでは、令和42年の本市の総人口をおおむね13万3千人と推計し、段階的に合計特殊出生率を2.07まで上昇させると共に、49歳以下の年齢層で社会減の抑制を図るものとする目標を設定しました。この前提で推計した場合、人口全体としては間もなく16万人を割り込み、老年人口は30%以上の高い水準で推移し、年少人口は10%半ばに止まり、生産年齢人口は令和7年以降約53%前後で推移するものと推測します。

◆都城市将来人口推計（年齢3区分別人口の推移）



出典：総合政策課による独自推計

◆都城市世帯構成の推移



出典：国勢調査

## (2) 公的扶助等の状況

### ① 生活保護世帯数の推移

令和2年3月31日現在の被保護世帯数は1,395世帯、被保護世帯人員1,745人のうち、子どもの割合は8.4%（147人）となっています。また、保護率（人口千人比）は10.9‰となっており、近年は横ばい傾向にあります。

#### ◆本市の被保護世帯数の推移

(単位：人)

区分		年度					
		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	
世帯数（世帯）		1,348 世帯	1,338 世帯	1,351 世帯	1,359 世帯	1,395 世帯	
被保護世帯人員 A		1,739	1,700	1,707	1,679	1,745	
市保護率（千分率‰）		10.6‰	10.5‰	10.5‰	10.4‰	10.9‰	
県保護率（千分率‰）		16.9‰	16.8‰	16.6‰	16.6‰	16.6‰	
被保護世帯の子ども（18歳未満）	年齢別被保護人員	0～2	16	13	15	15	16
		3～5	24	20	15	10	14
		6～11	64	57	53	44	47
		12～14	46	38	38	36	25
		15～17	44	36	42	35	45
		計 B	194	164	163	140	147
	子どもの割合 B/A%	11.1%	9.6%	9.5%	8.3%	8.4%	

注：各年度3月31日現在、保護率は人口1,000人当たりの保護人員の割合

出典：宮崎県福祉保健課、保護課

#### ◆本市の世帯類型別被保護世帯数

(単位：世帯)

年度	高齢者	母子	障がい者	傷病者	その他	計
平成 27	662	62	152	213	259	1,348
平成 28	669	54	146	220	249	1,338
平成 29	682	55	154	201	259	1,351
平成 30	728	46	162	165	258	1,359
令和元	767	50	154	146	262	1,379
伸び率 (令和元/平成27)	1.1586	0.8065	1.0132	0.6854	1.0116	1.0230

注：平成27年度から平成30年度までは3月31日現在、令和元年度は2月28日現在。

出典：保護課

## ② 就学援助\*を受けている児童生徒

令和元年度の公立小学校の児童数9,508人のうち、1,121人が就学援助を受けている児童となっています。また、令和元年度の公立中学校の生徒数4,557人のうち、657人が就学援助を受けている生徒となっています。

### ◆公立小・中学校の児童生徒数の推移

(単位：人)

児童生徒数 A			
年	小学校	中学校	計
平成 27	9,482	4,822	14,304
平成 28	9,507	4,743	14,250
平成 29	9,561	4,648	14,209
平成 30	9,625	4,533	14,158
令和元	9,508	4,557	14,065

出典：学校教育課（各年5月1日現在）

### ◆本市の要保護及び準要保護児童生徒数の推移

(単位：人)

年度	要保護児童生徒*数			準要保護児童生徒*数			要保護・準要保護児童生徒数合計		
	B			C			B + C		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
平成 27	64	49	113	1,061	725	1,786	1,125	774	1,899
平成 28	58	38	96	1,066	667	1,733	1,124	705	1,829
平成 29	39	35	74	1,101	635	1,736	1,140	670	1,810
平成 30	40	31	71	1,143	614	1,757	1,183	645	1,828
令和元	36	27	63	1,085	630	1,715	1,121	657	1,778

出典：学校教育課（各年度7月1日現在）

### ③ 保育料等の軽減施策

令和元年度の軽減措置対象世帯は、1号認定\*が271世帯（うち要保護\*23世帯）、2・3号認定\*が1,706世帯（うち要保護573世帯）となっています。都城市内のすべての園が施設型給付施設に移行したこと、また、令和元年10月に幼児教育・保育無償化による子育てのための施設等利用給付制度が開始されたことにより、令和元年度以降の幼稚園就園奨励費（幼稚園に通う児童への軽減）の実績はありません。

#### ◆軽減措置対象世帯／1号認定

令和元年度	対象者数（世帯）		分布割合（％）	
		うち要保護		うち要保護
生活保護世帯	0	0	0.00	0.00
市民税非課税世帯	74	12	4.75	0.77
市民税所得割 77,100 円以下	197	11	12.64	0.71
合 計	271	23	17.39	1.48

※表中「うち要保護」とは、ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）がいる世帯をいう。

#### ◆軽減措置対象世帯／2・3号認定

令和元年度	対象者数（世帯）		分布割合（％）	
		うち要保護		うち要保護
生活保護世帯	10	7	0.19	0.14
市民税非課税世帯	728	405	14.08	7.84
市民税所得割 48,600 円以下	670	136	12.96	2.63
市民税所得割 57,700 円以下	298	25	5.77	0.48
合 計	1,706	573	33.00	11.09

出典：保育課

#### ◆幼稚園に通う児童への軽減

（単位：人）

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
児童数	617	611	407	154	0

出典：保育課

### (3) ひとり親家庭の状況

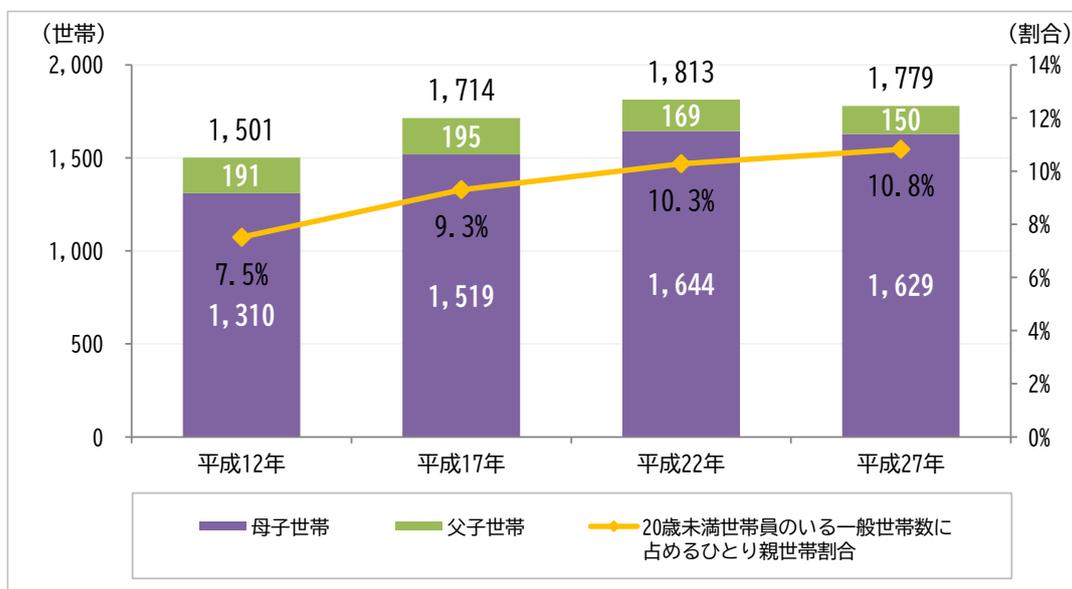
平成27年のひとり親世帯は1,779世帯（うち母子世帯\*1,629世帯、父子世帯150世帯）となっており、平成22年と比較して34世帯の減少となっていますが、割合で見ると増加しています。

#### ◆本市のひとり親世帯の推移

(単位：世帯)

区分 \ 年度	平成 12	平成 17	平成 22	平成 27
母子世帯	1,310	1,519	1,644	1,629
父子世帯	191	195	169	150
合計	1,501	1,714	1,813	1,779
ひとり親世帯の割合※	7.5%	9.3%	10.3%	10.8%

※20歳未満世帯員のいる一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合



出典：国勢調査

#### (4) 各種支援の状況

##### ① 児童扶養手当の受給状況

令和元年度の児童扶養手当受給者数は、2,015人（うち母子家庭1,868人、父子家庭138人、その他（養育者）9人）となっており、減少傾向にあります。

（単位：人）

区分 \ 年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
母子家庭	2,117	2,081	2,076	1,959	1,868
一部支給	1,199	1,107	991	721	739
全部支給	918	974	1,085	1,238	1,129
父子家庭	175	159	149	140	138
一部支給	54	46	109	96	93
全部支給	121	113	40	44	45
その他(養育者)	8	12	6	6	9
一部支給	4	7	4	3	7
全部支給	4	5	2	3	2
計	2,300	2,252	2,231	2,105	2,015
一部支給	1,257	1,160	1,104	820	839
全部支給	1,043	1,092	1,127	1,285	1,176

出典：こども課

##### ② ひとり親家庭等医療費の助成状況

令和元年度のひとり親家庭等医療費助成の資格者数は6,333人、助成件数は15,099件となっており、平成30年度と比較して、資格者は220人の減少、助成件数は217件の減少となっています。

（単位：人、件）

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
資格者数	6,522	6,468	5,802	6,553	6,333
助成件数	14,929	15,665	15,390	15,316	15,099

出典：こども課

##### ③ 都城市母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付の状況

令和元年度の母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付の件数は、52件となっており、平成30年度より9件減少しています。

（単位：件）

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件数	55	65	62	61	52

出典：こども課

#### ④ 自立支援教育訓練給付金\*の支給状況

令和元年度の自立支援教育訓練給付金の支給件数は、1件となっています。

(単位：件)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件数	1	1	1	2	1

出典：こども課

#### ⑤ 高等職業訓練促進給付金\*等事業の状況

令和元年度の高等職業訓練促進給付金の受給件数は、14件（うち非課税世帯11件、課税世帯3件）となっており、減少傾向にあります。また、令和元年度の高等職業訓練修了支援給付金の受給件数は、3件（うち非課税世帯2件、課税世帯1件）となっており、減少傾向にあります。

##### ◆ 高等職業訓練促進給付金

(単位：件)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
非課税世帯	15	23	19	13	11
課税世帯	9	2	5	2	3
計	24	25	24	15	14

出典：こども課

##### ◆ 高等職業訓練修了支援給付金

(単位：件)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
非課税世帯	5	13	12	7	2
課税世帯	0	0	0	1	1
計	5	13	12	8	3

出典：こども課

## ⑥ 奨学金制度の利用状況

令和元年度の都城市奨学金の貸付件数は、高校生向けが7件、大学生向けが20件となっています。また、令和元年度の公益財団法人都城育英会奨学金の新規貸付件数は、23件となっています。

### ◆都城市奨学金【高校生向け】\*

(単位：件)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
新規貸付件数	6	3	1	5	2
継続貸付件数	8	5	4	3	5
計	14	8	5	8	7

### ◆都城市奨学金【大学生向け】

(単位：件)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
新規貸付件数	9	13	7	6	9
継続貸付件数	31	26	26	17	11
計	40	39	33	23	20

出典：学校教育課

### ◆公益財団法人都城育英会奨学金

(単位：件)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
新規貸付件数	34	36	39	31	23
継続貸付件数	93	91	85	90	90

出典：公益財団法人都城育英会

## ⑦ 宮崎県母子父子寡婦福祉資金貸付事業の状況

令和元年度の宮崎県母子父子寡婦福祉資金の貸付件数は、36件となっています。

(単位：件)

貸付金の種類	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
就学支度資金	42	26	45	17	23
修学資金	12	8	6	6	0
修業資金	0	4	2	1	3
結婚資金	0	0	0	0	0
生活資金	10	0	1	0	1
技能習得資金	6	0	2	1	2
就職支度資金	2	1	0	0	3
転宅資金	3	5	1	0	4
住宅資金	0	0	0	0	0
事業開始資金	0	0	1	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	1	0
計	75	44	58	26	36

出典：宮崎県南部福祉こどもセンター、こども課

### ⑧ 放課後児童クラブの利用者及び利用料免除の状況

令和元年度の放課後児童クラブの利用者数は2,161人、そのうち利用料免除者は356人となり、割合は16.5%となります。

(単位：人)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
利用者	1,589	1,759	1,890	2,040	2,161
うち利用料 免除者	340	391	333	345	356
割合 (%)	21.4	22.2	17.6	16.9	16.5

出典：保育課

### ⑨ 男女共同参画センター相談の状況

令和元年度の男女共同参画センターの相談件数は795件で、平成30年度と比較して29件減少しています。

(単位：件)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件数	917	964	961	824	795

出典：コミュニティ文化課

### ⑩ 児童家庭相談の状況

令和元年度の児童家庭相談件数は168件で、増加傾向にあります。

(単位：件)

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
件数	80	82	56	124	168

出典：こども課



## 2 本市の子どもの生活実態に関する調査

### (1) 保護者・子ども向け調査

#### ① 調査の概要

調査時期	令和2年7月～8月
調査対象者	①保護者調査：市内の小学1・4・6年生、中学3年生の保護者 ②児童生徒調査：市内の小学6年生及び中学3年生 ※宮崎県立泉ヶ丘高等学校附属中学校、宮崎県立都城きりしま支援学校(小・中学部)、宮崎県立都城さくら聴覚支援学校(小・中学部)の児童・生徒を含む
調査方法	①保護者調査：学校を通じた配布、郵送での回収 ②児童生徒調査：学校を通じた配布・回収
配布数・回収数・回収率	①保護者調査：配布 6,338件 回収 3,473件 回収率 54.8% ②児童調査：配布 1,639件 回収 1,572件 回収率 95.9% 生徒調査：配布 1,484件 回収 1,418件 回収率 95.6%

#### ② 調査結果分析の基準

前回調査結果との比較	
対象	「令和2年度調査」と「平成29年度調査」
目的	経年の意識やニーズ*の変化を把握するため

生活困難世帯とそれ以外の世帯との比較	
対象	「生活困難世帯」と「それ以外の世帯」 *生活困難世帯の定義は、P8～P9のとおり
目的	生活困難世帯の意識やニーズの特徴を把握するため

ひとり親世帯とひとり親以外の世帯との比較	
対象	「ひとり親世帯」と「ひとり親以外の世帯」 *ひとり親世帯とは、保護者調査問6の生計を共にしている人より判定
目的	ひとり親世帯の意識やニーズの特徴を把握するため

世帯類型の比較	
対象	・生活困難世帯(ひとり親) ・生活困難世帯(ひとり親以外) ・それ以外の世帯(ひとり親) ・それ以外の世帯(ひとり親以外)
目的	生活困難世帯のうちひとり親世帯以外の意識やニーズの特徴を把握するため

### ③ 調査結果のポイント

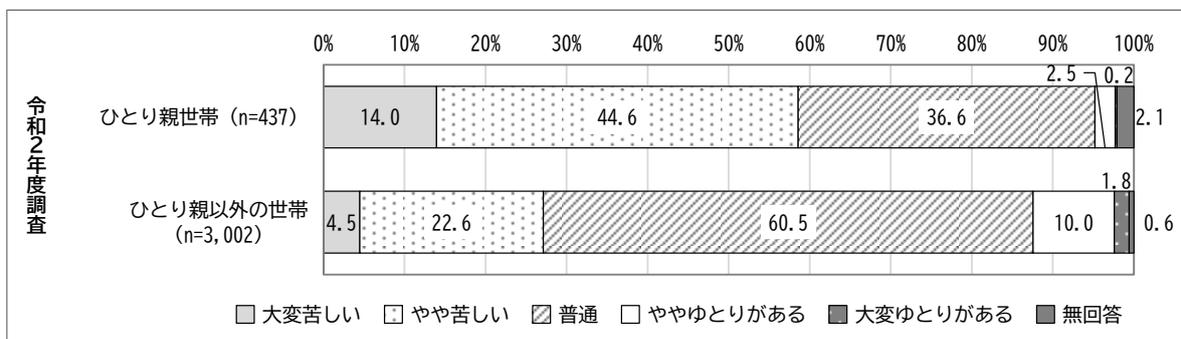
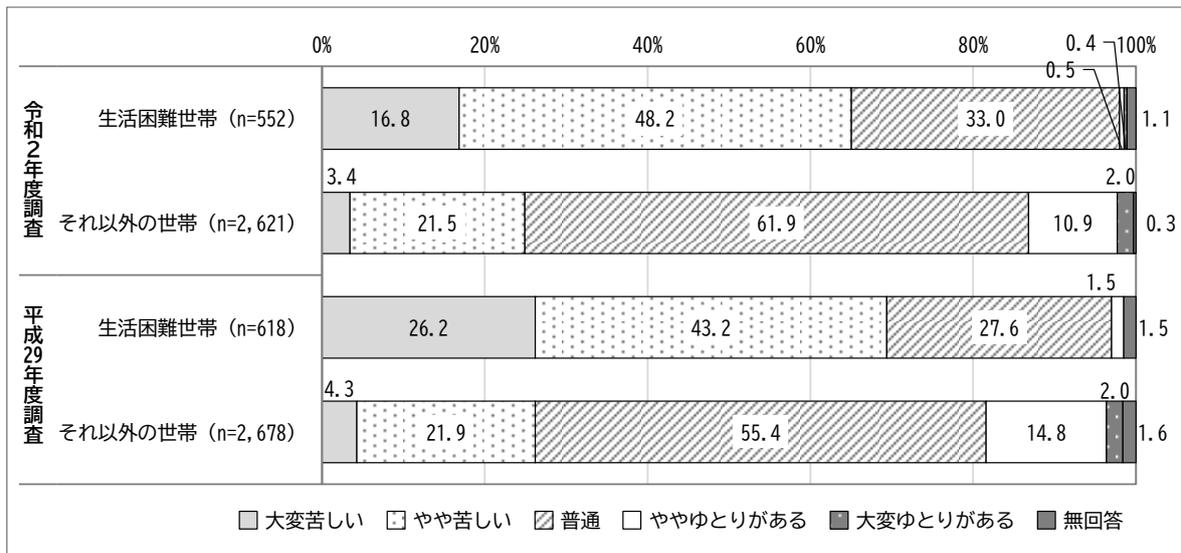
#### ア. 暮らし向きについて

現在の暮らしの状況について、苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）と答えた人の割合は、生活困難世帯で65.0%となり、それ以外の世帯の24.9%より40.1ポイント高くなっています。

また、生活困難世帯の状況を前回調査と比較すると、「大変苦しい」が9.4ポイント低くなり、「やや苦しい」が5.0ポイント高くなっています。

ひとり親世帯の状況をみると、苦しい（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）と答えた人の割合は、58.6%となり、それ以外の世帯より31.5ポイント高くなっています。

#### ◆暮らし向きについて



(保護者向け調査 問19)

## イ. 「物質的はく奪」の状況にある世帯について

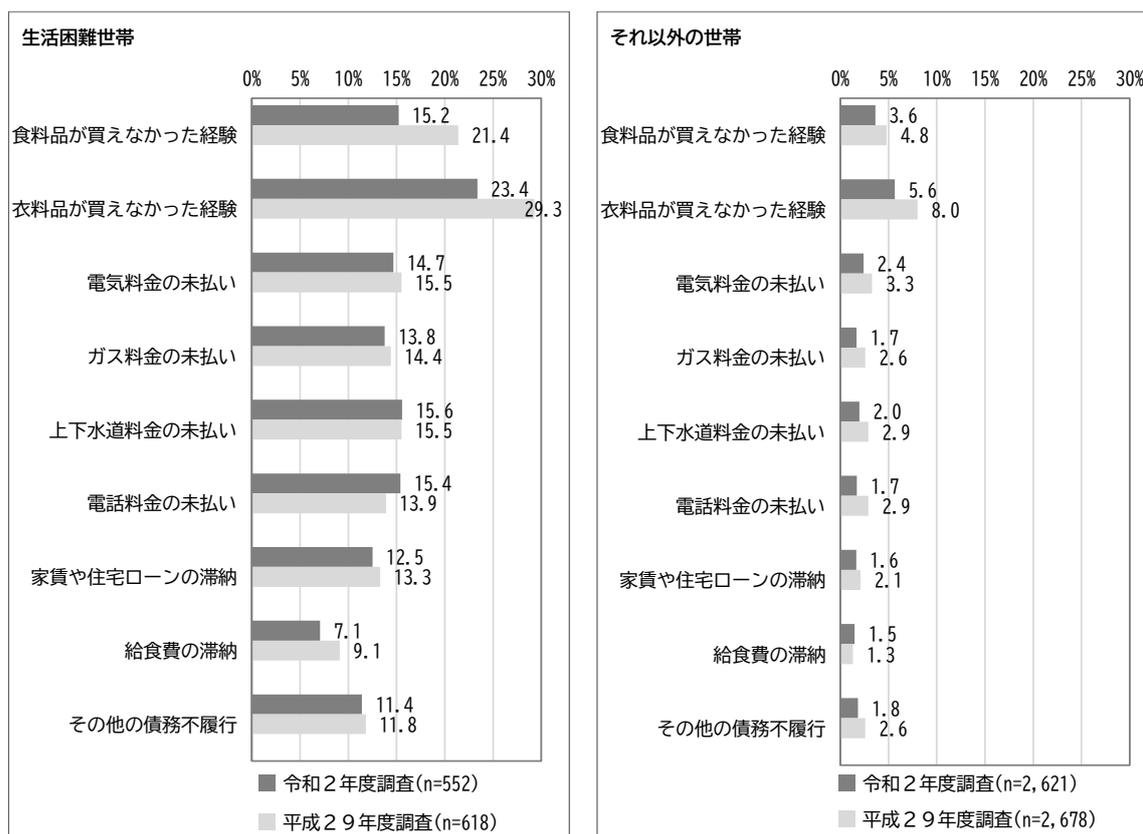
※文中の（ %： %）は、（生活困難世帯：それ以外の世帯）の数値を表しています。

子どもの貧困の状況は、世帯収入などの経済的な尺度と合わせて、基本的な生活ニーズが満たされているかなど金銭面以外の尺度についても測ることで、多面的に捉えることが必要とされています。物質的はく奪の状況とは、社会で通常必要と考えられる生活必需品が欠けている状況を指します。

おおむね1年間に経済的理由での経験の有無について聞いたところ、「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合は、「衣料品が買えなかった」（23.4%：5.6%）が最も高く、次いで「食料品が買えなかった」（15.2%：3.6%）が高くなっています。その他の項目をみると、生活困難世帯では、多くの項目で15%程度の経験となっています。

生活困難世帯の結果を前回調査と比較すると、「食料品が買えなかった」と「衣料品が買えなかった」が6ポイント程度低くなり、「電話料金の未払い」が1.5ポイント高くなっています。他の項目は同程度若しくは、わずかに低くなっています。

### ◆ 経済的理由による経験



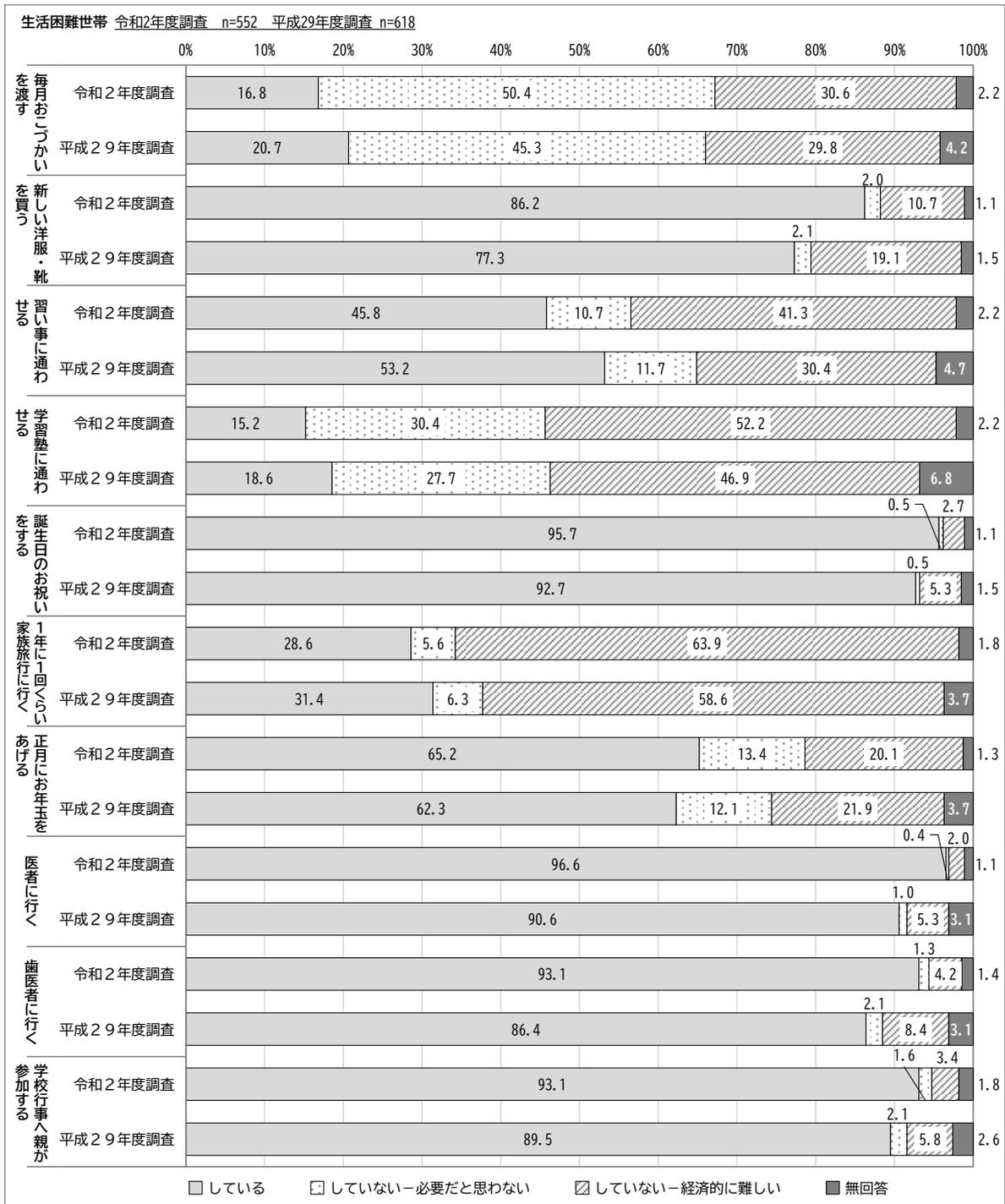
※ 「よくあった」 + 「ときどきあった」の回答のみ

(保護者向け調査 問21)

経済的な理由により子どもに行うことが難しい経験については、「1年に1回くらい家族旅行に行く」(63.9% : 26.1%) が最も高く、次いで「学習塾に通わせる」(52.2% : 18.2%)、「習い事に通わせる」(41.3% : 10.0%) が高くなっています。生活困難世帯の結果を前回調査と比較すると「習い事に通わせる」において10.9ポイント高くなっています。

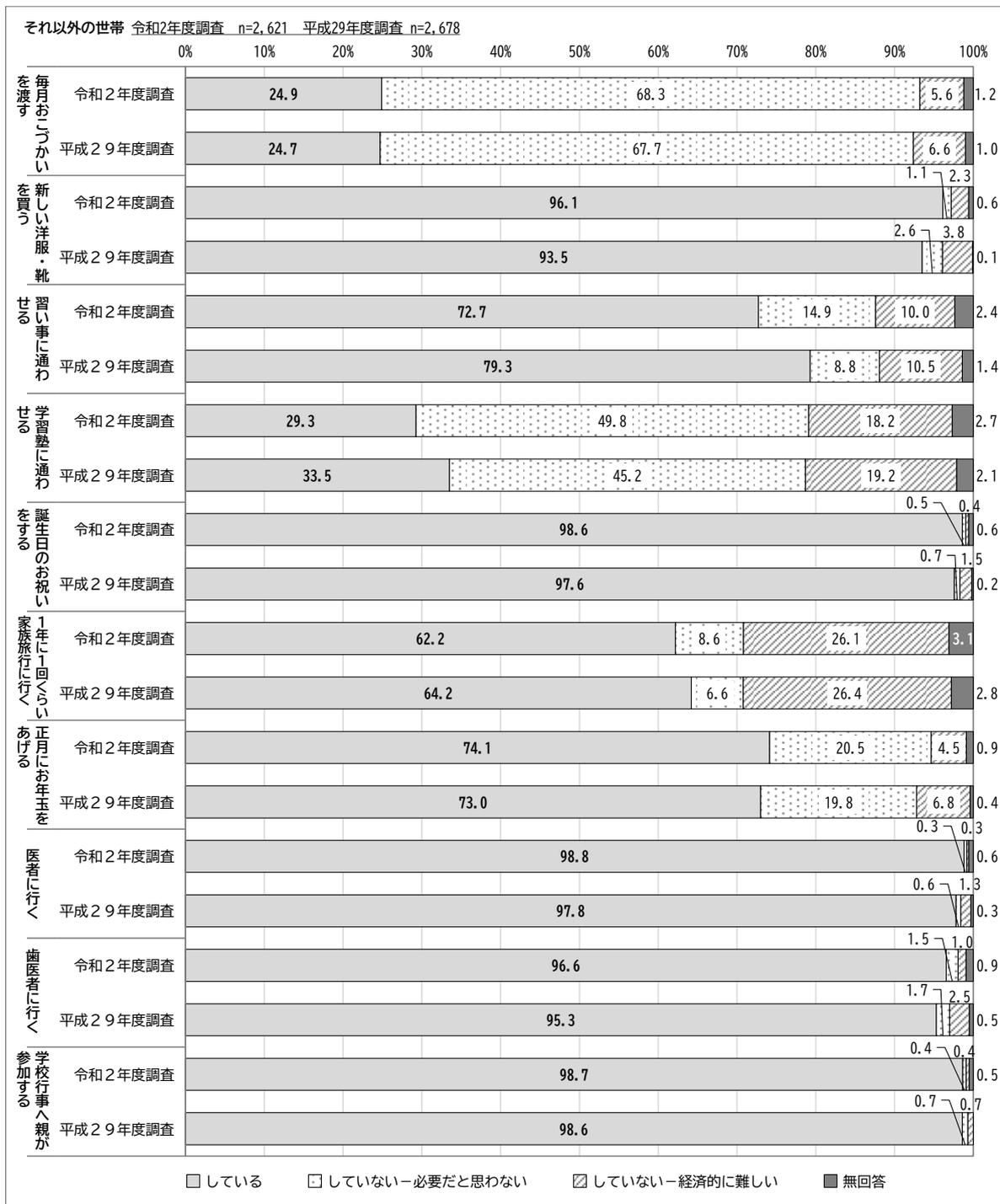
また、子どもの健康的な成長に関わる「医者に行く」(2.0%)、「歯医者に行く」(4.2%) において経済的な理由にできなかった割合が、わずかながら存在していますが、前回調査と比較するとおおむね半減しています。

◆経済的理由により子どもにしていること



(保護者向け調査 問9)

◆経済的理由により子どもにしていること

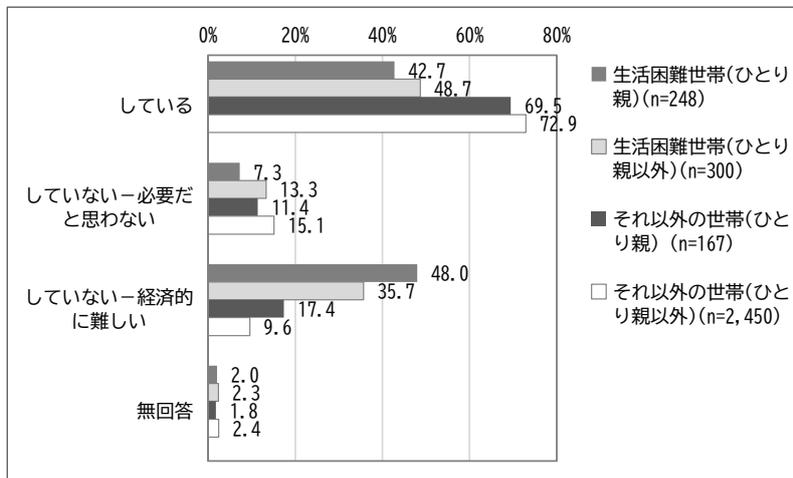


(保護者向け調査 問9)

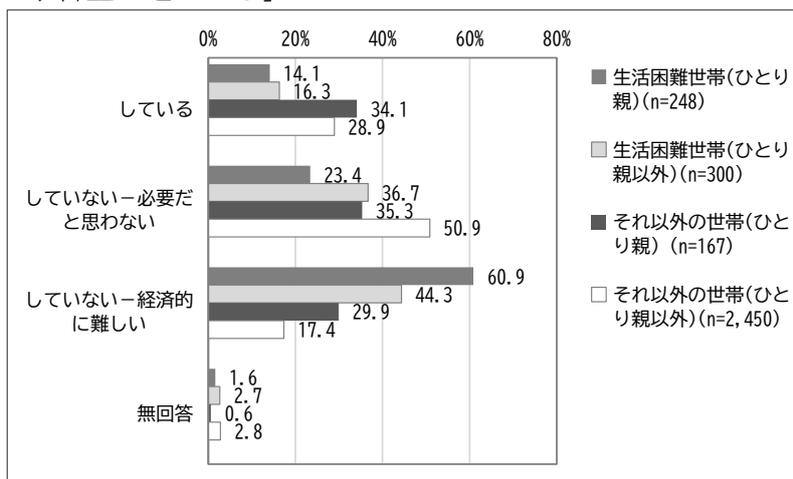
経済的な理由により子どもに行うことが難しい経験については、生活困難世帯（ひとり親・ひとり親以外の世帯）がそれ以外の世帯（ひとり親・ひとり親以外の世帯）よりも「していない－経済的に難しい」の割合が高くなっています。

◆経済的理由で子どもにしていること

○「習い事に通わせる」

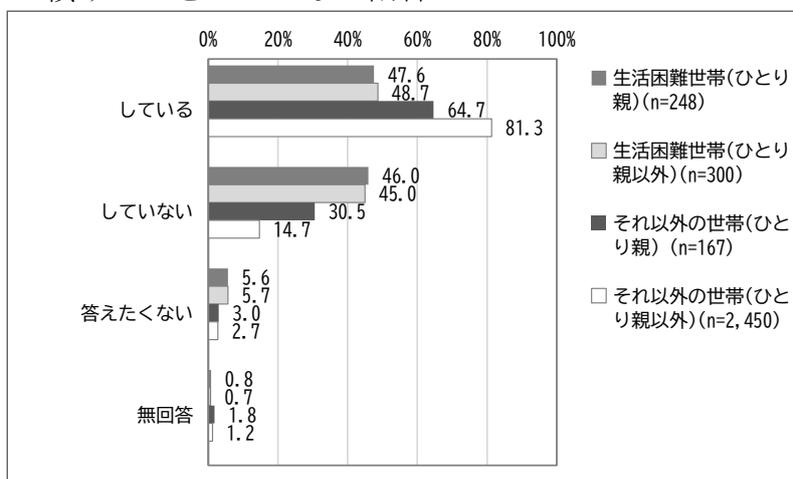


○「学習塾に通わせる」



(保護者向け調査 問9)

◆進学のための積み立てをしていない割合

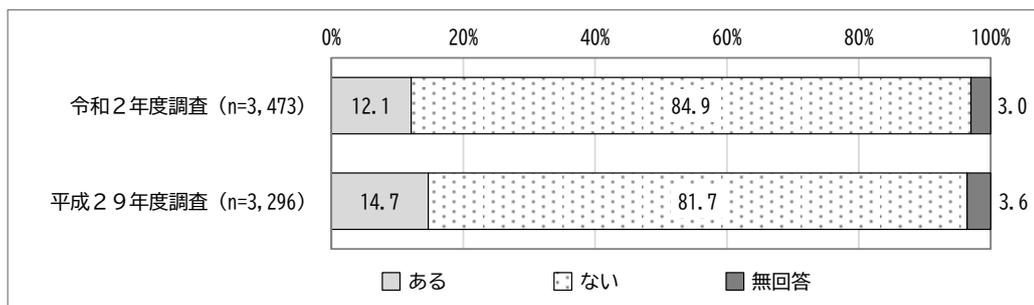


(保護者向け調査 問12)

過去1年間に医療機関で子どもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがある世帯は全体の12.1%となっています。前回調査時と比較すると2.6ポイント低くなっています。なお、令和2年度より都城市子ども医療費助成事業が始まり、中学生までの子どもに対象を拡大しています。

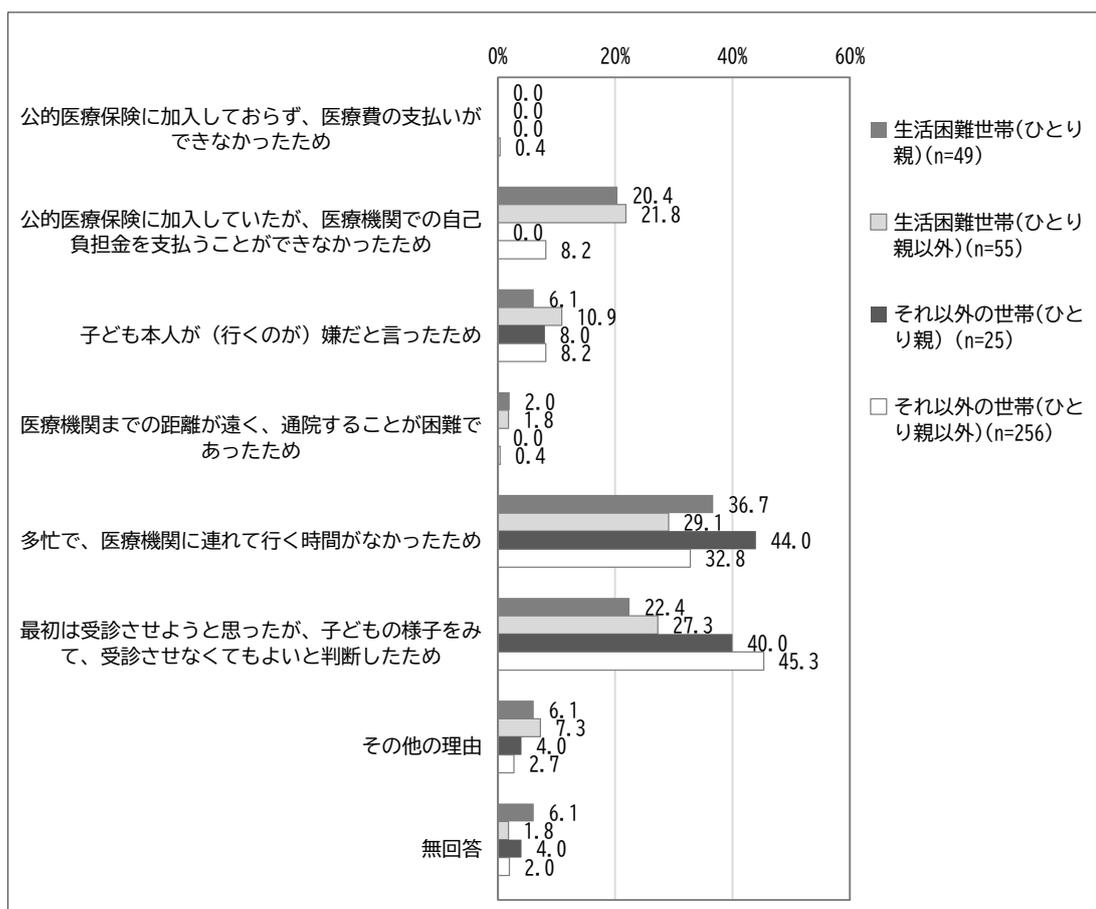
また、「自己負担金を支払うことができなかつたため」とする回答が、ひとり親以外の生活困難世帯で多くなっています。

◆過去1年間に医療機関で子どもを受診させなかつた経験



(保護者向け調査問 17)

◆子どもを医療機関で受診させなかつた理由

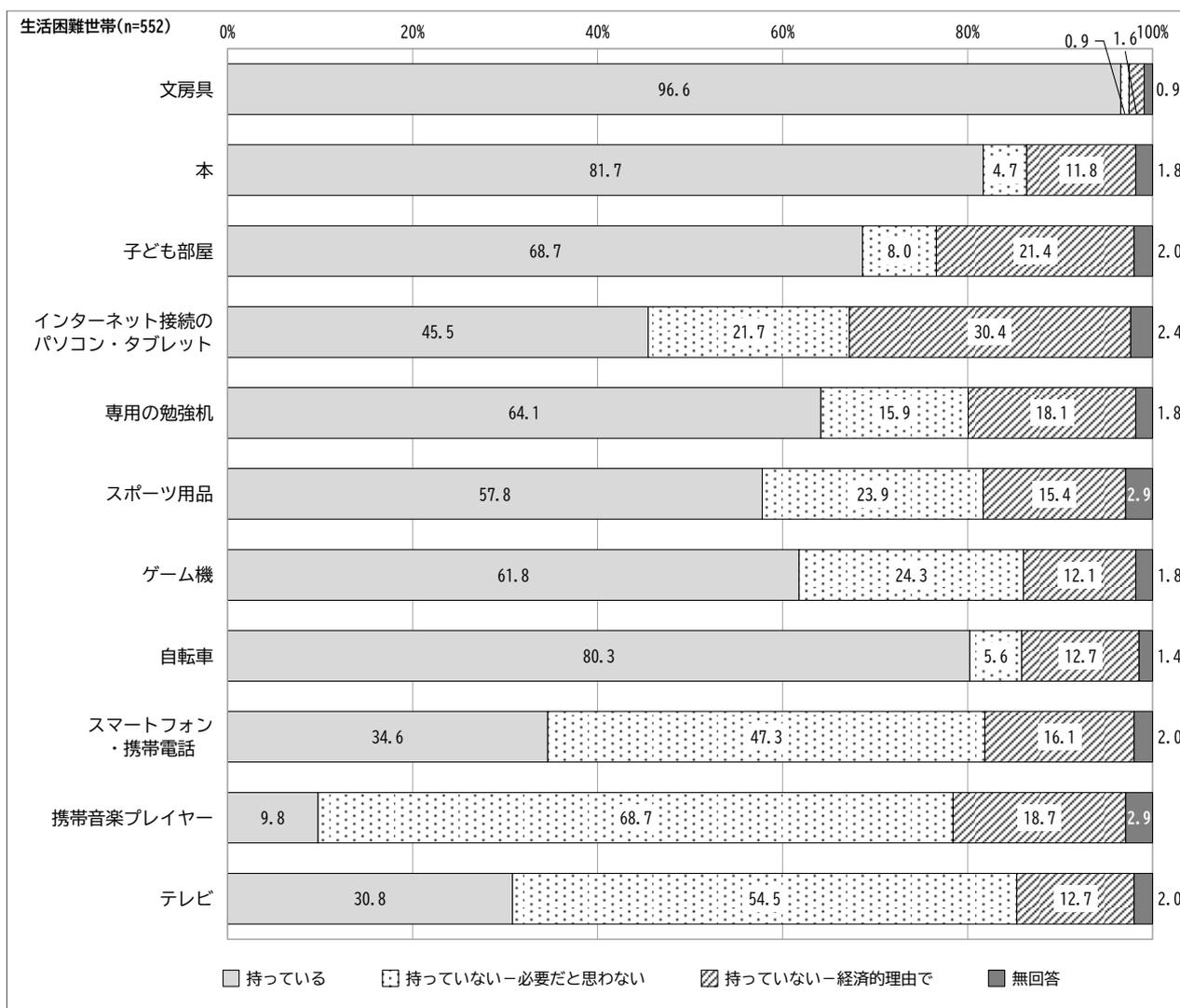


(保護者向け調査問 18)

生活困難世帯の子どもが自由に使うことのできるもののうち、経済的理由で持っていないものとしては、「インターネット接続のパソコン・タブレット」(30.4%)、「子ども部屋」(21.4%)の割合が高くなっています。

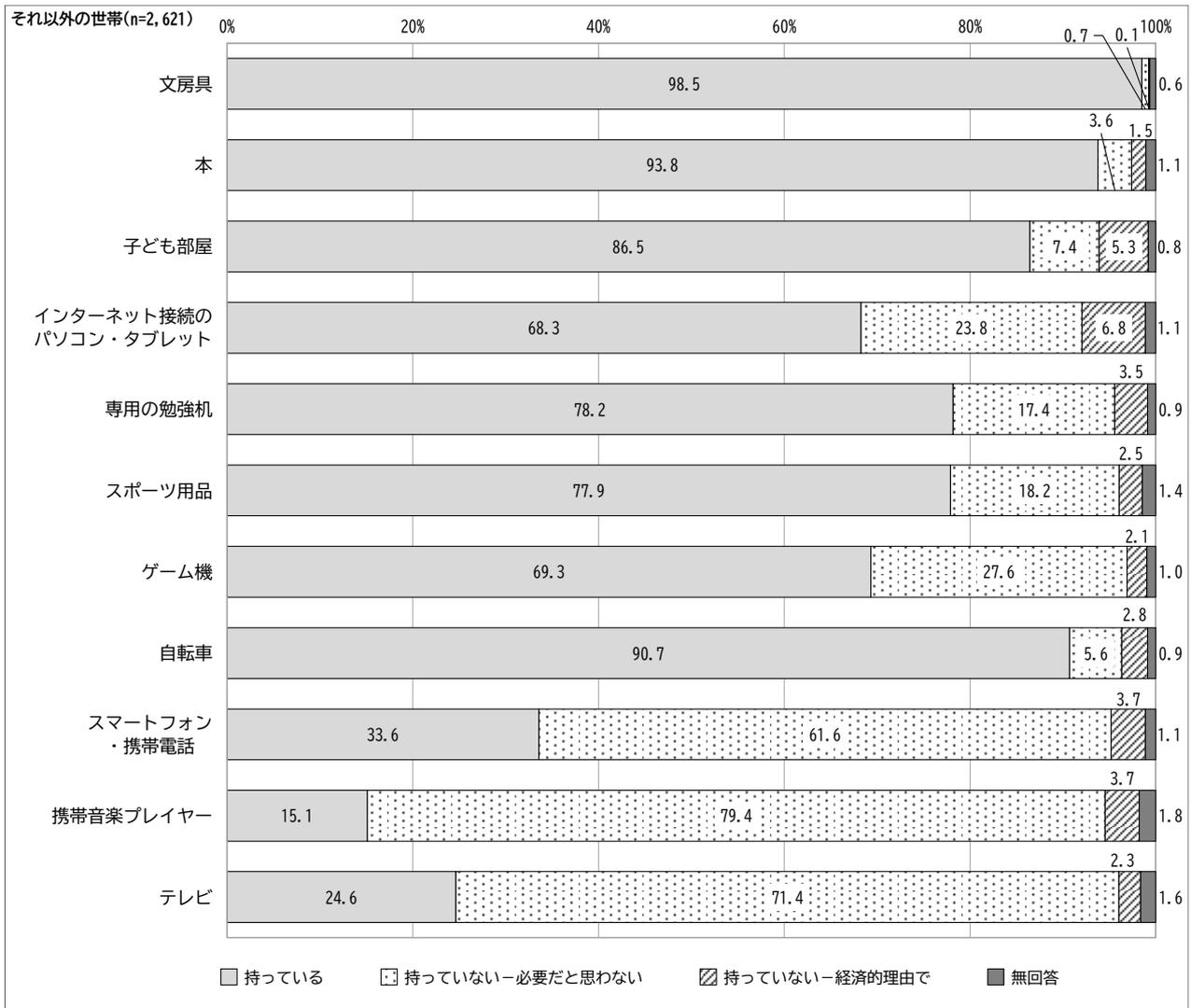
一方、「スマートフォン・携帯電話」の「持っている」割合は、生活困難世帯(34.6%)とそれ以外の世帯(33.6%)では差異は見られませんでした。

### ◆子ども用の持ち物等



(保護者向け調査 問8)

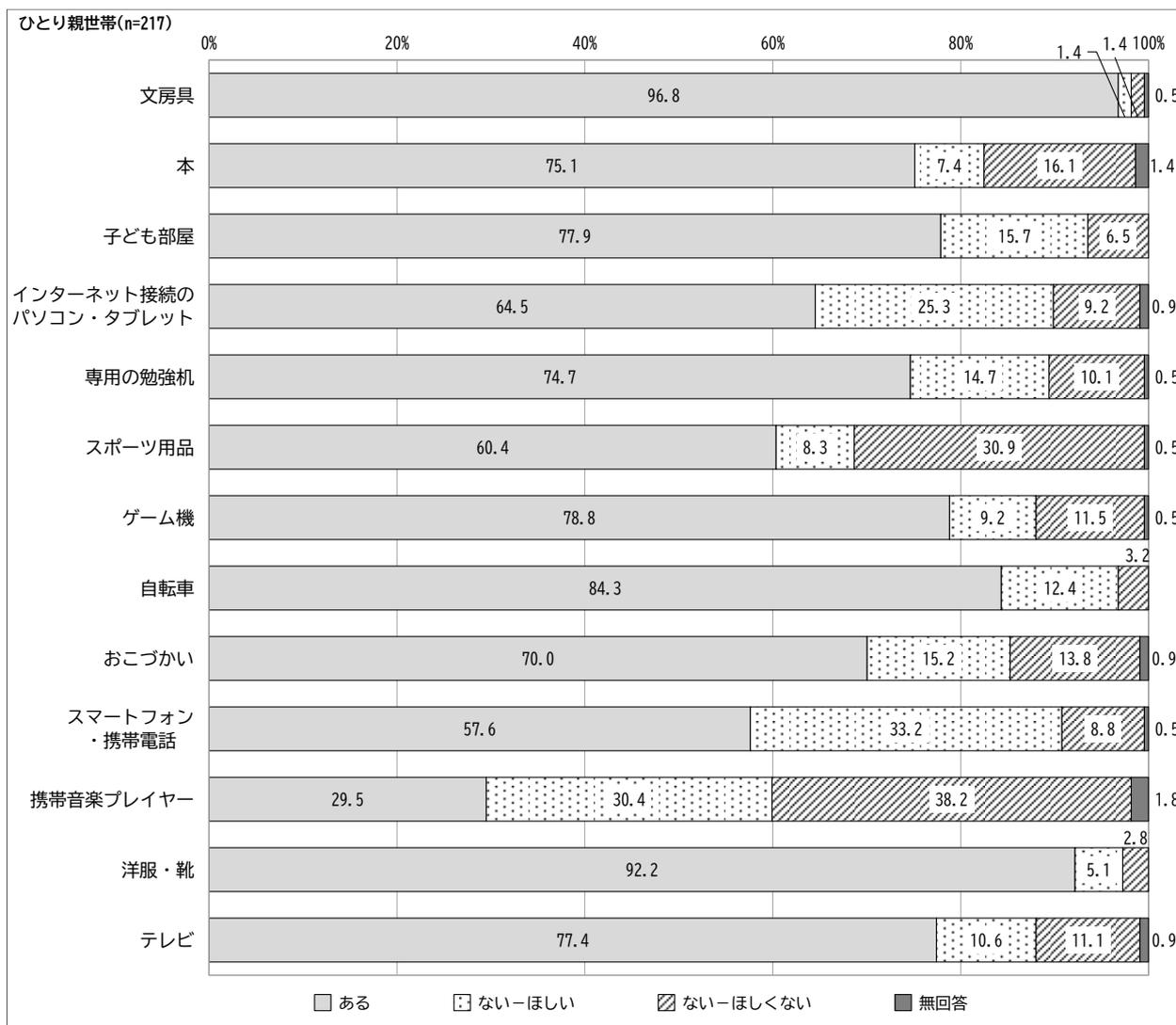
◆子ども用の持ち物等



(保護者向け調査 問8)

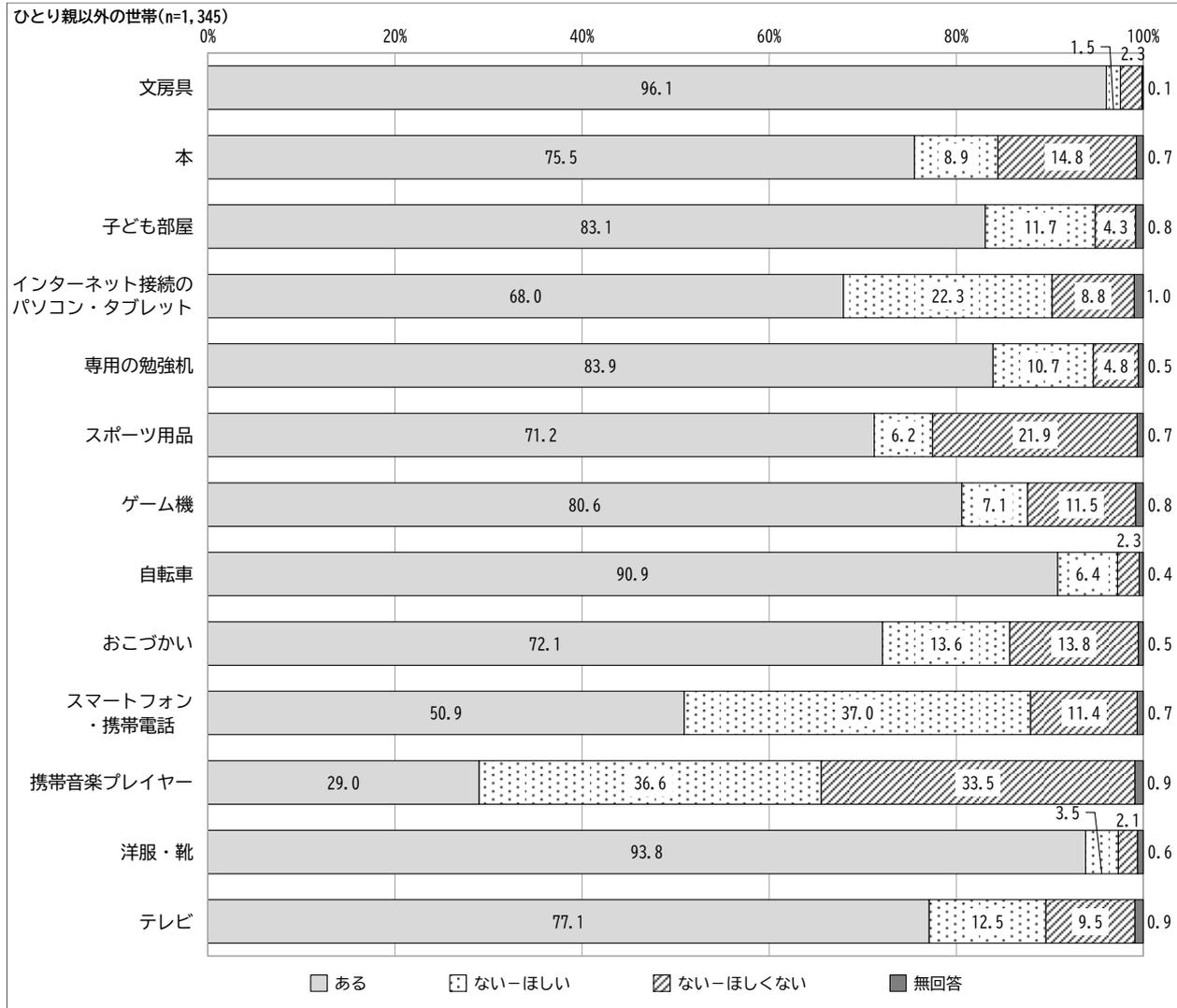
小学生の自分が使うことができる持ち物については、ひとり親世帯とひとり親以外の世帯では、大きな差異は見られませんでした。

◆自分が使うことができる持ち物等



小学6年生（子ども向け調査 問11）

◆自分が使うことができる持ち物等

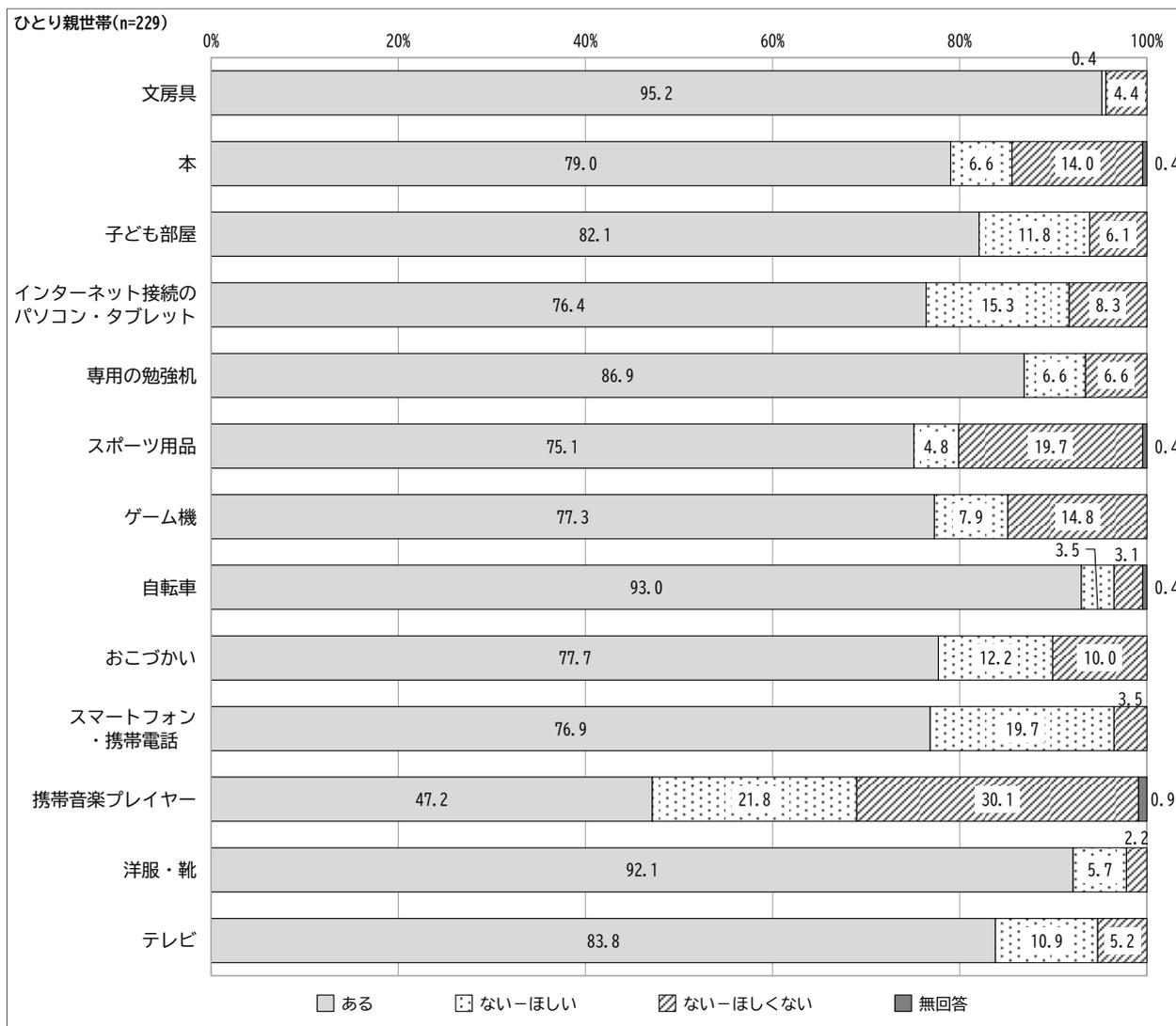


小学6年生（子ども向け調査 問11）

中学生の自分が使うことができる持ち物については、ひとり親世帯とひとり親以外の世帯では、大きな差異は見られませんでした。

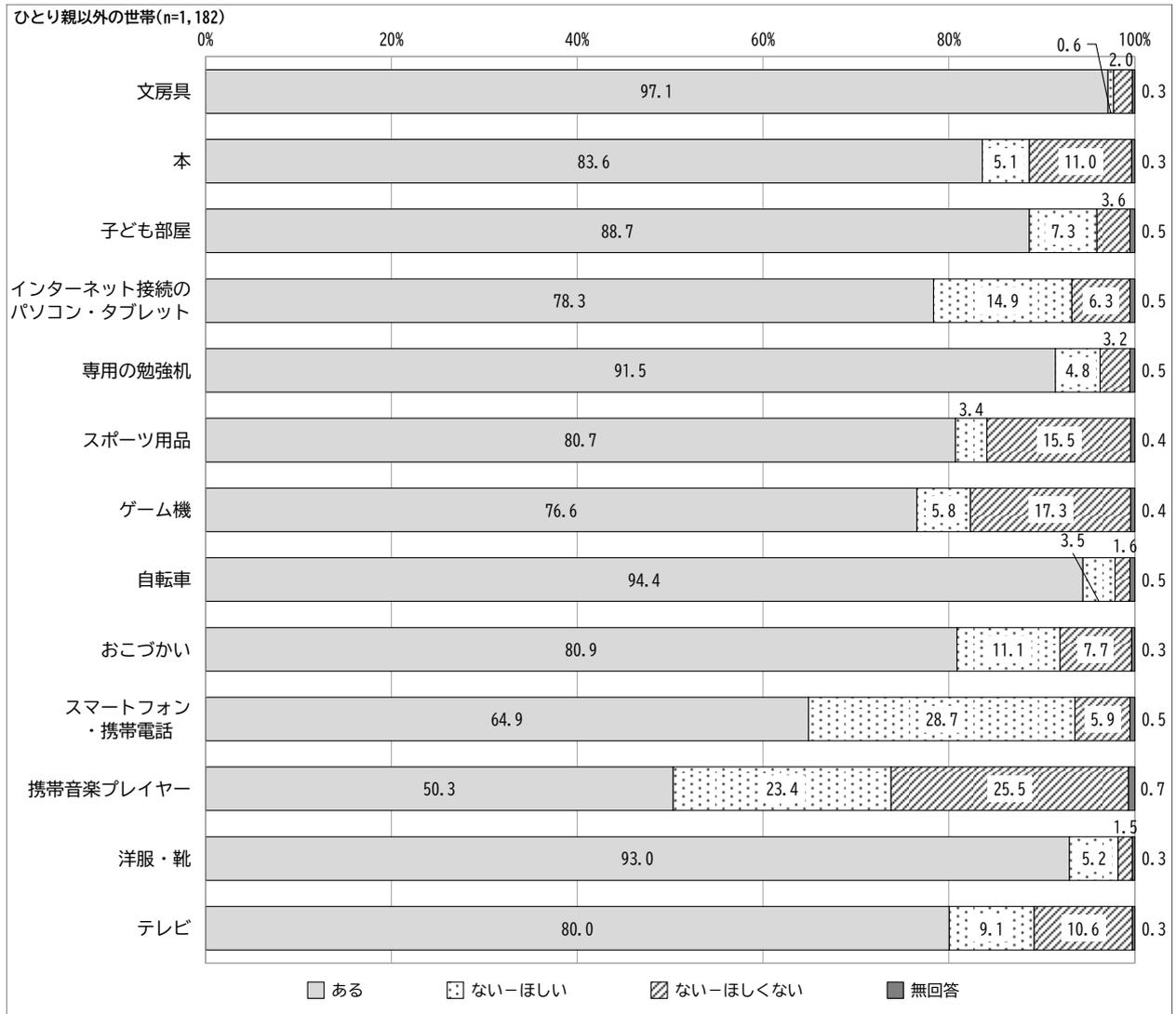
「スマートフォン・携帯電話」を持っている割合は、ひとり親世帯の人がひとり親以外の世帯（76.9%：64.9%）より12ポイント高くなっています。

◆自分が使うことができる持ち物等



中学3年生（子ども向け調査 問11）

◆自分が使うことができる持ち物等



中学3年生 (子ども向け調査 問11)

## ウ. 保護者の就業状況について

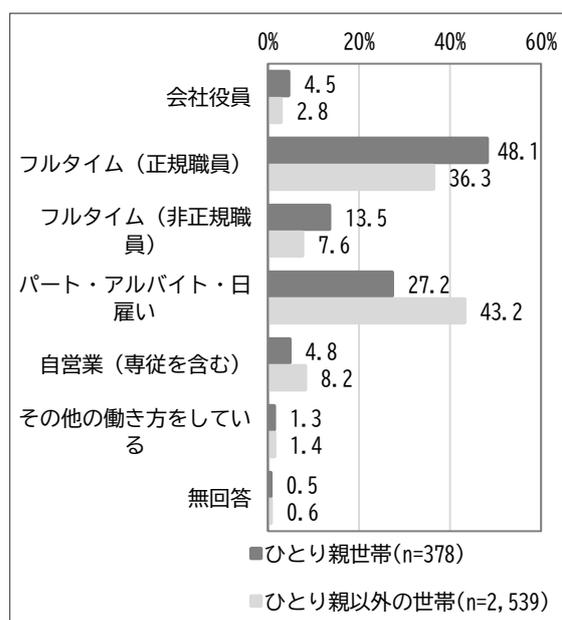
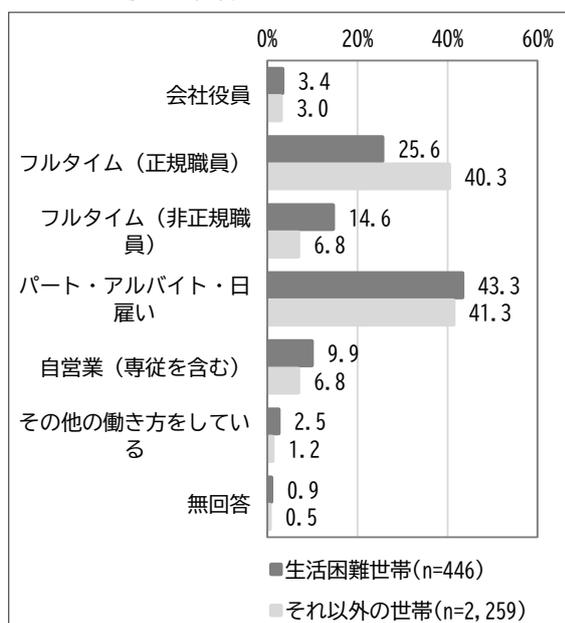
※文中の（ %： %）は、（ひとり親世帯：ひとり親以外の世帯）の数値を表しています。

就労について、働いているにも関わらず経済的困窮の状況に置かれる背景として、パートタイムやアルバイト等の低賃金で不安定な非正規雇用で働いている割合が高く、「正社員・正規職員」で働く割合が低いという雇用状況があります。

保護者の就業形態について、生活困難世帯では、「フルタイム（正規職員）」の割合が母親（25.6%）、父親（45.9%）共にそれ以外の世帯より低くなっています。

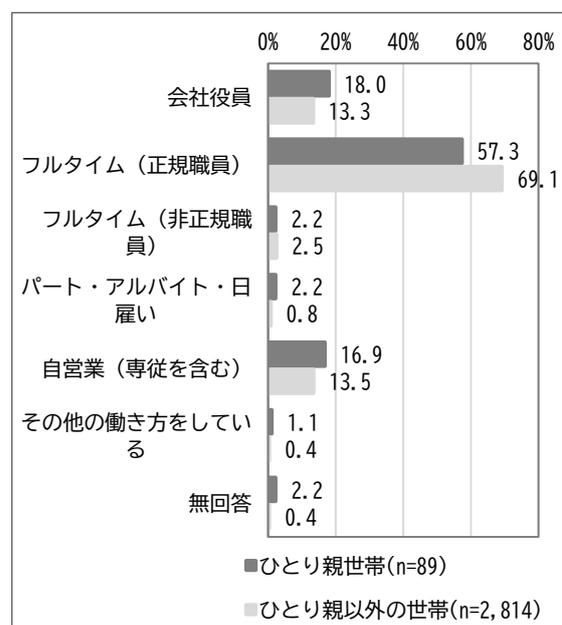
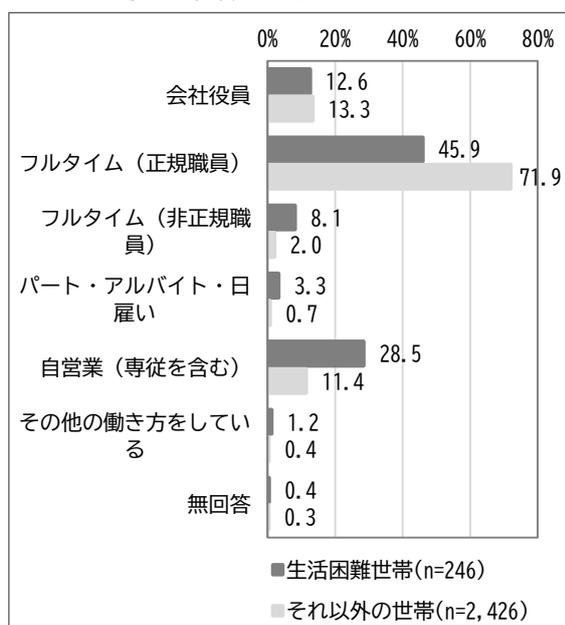
一方、ひとり親世帯では、母親の「フルタイム（正規職員）」の割合がひとり親以外の世帯（48.1%：36.3%）より高くなっています。

### ◆母親の就業形態



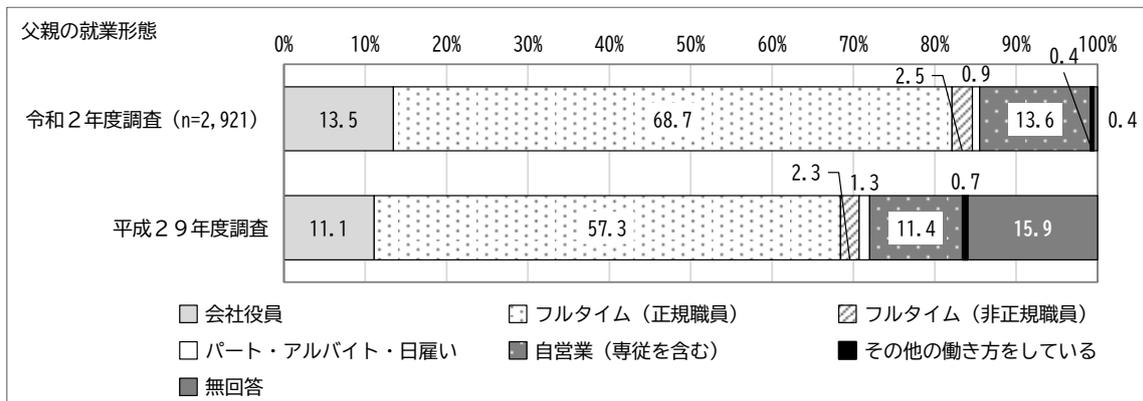
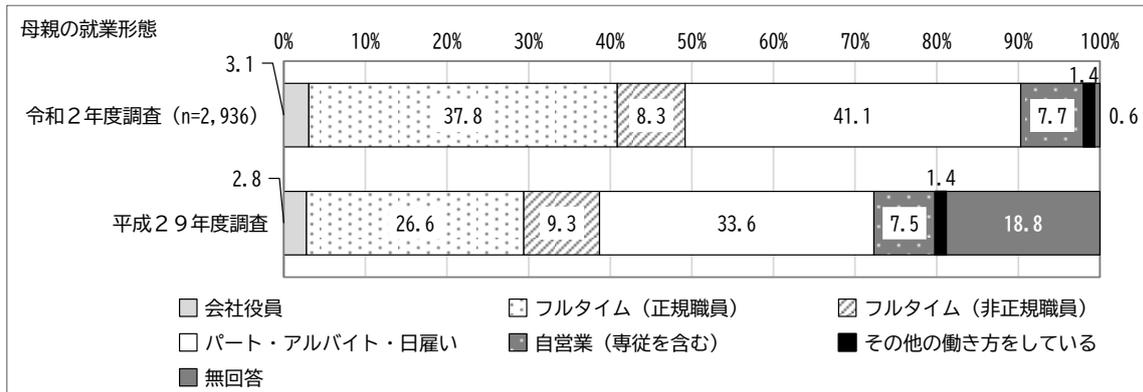
(保護者向け調査 問 26)

### ◆父親の就業形態



(保護者向け調査 問 29)

◆保護者の就業形態（全体、前回調査との比較）



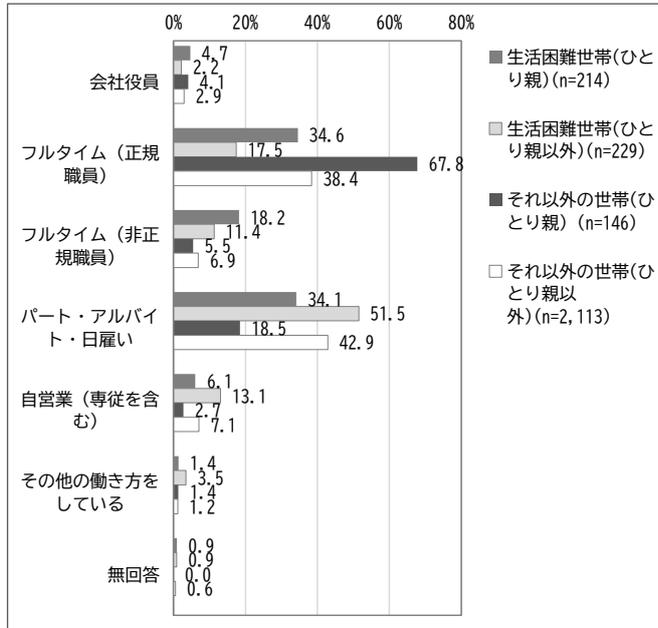
※前回と集計方法（限定設問）が異なる可能性あり。無回答多数。n 不明。

ひとり親以外の生活困難世帯の保護者の就労形態は、「フルタイム（正規社員）」の割合が低く、非正規社員、自営業が高くなっています。

また、働いていない理由が、母親では「専業主婦」、父親では「療養中」が多くなっています。

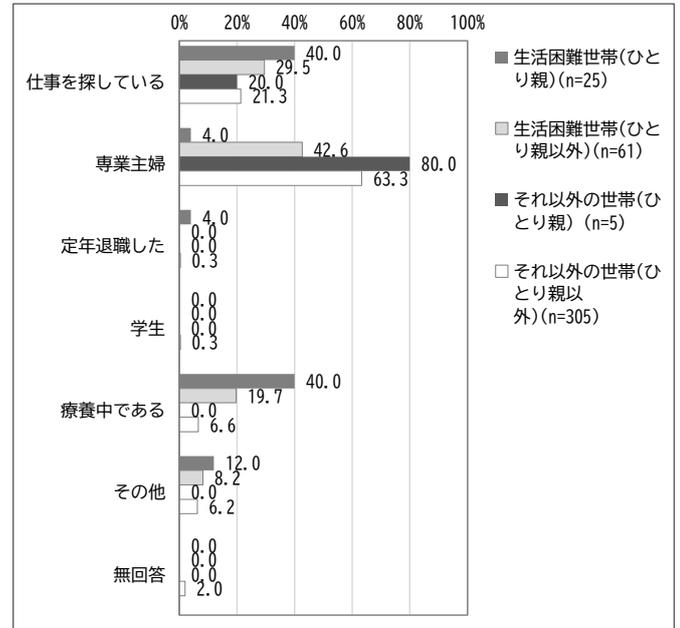
生活困難世帯のひとり親世帯が仕事を探している割合が高い状況にあります。

◆母親の勤務形態



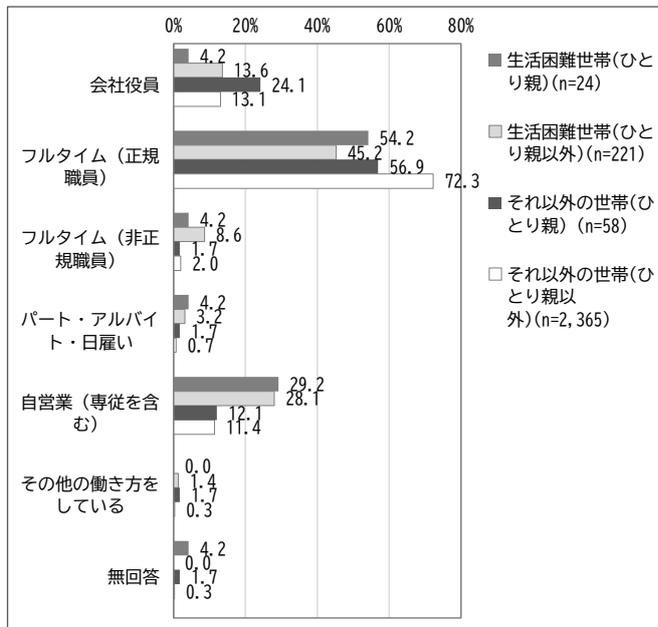
(保護者向け調査 問26)

◆母親が働いていない理由



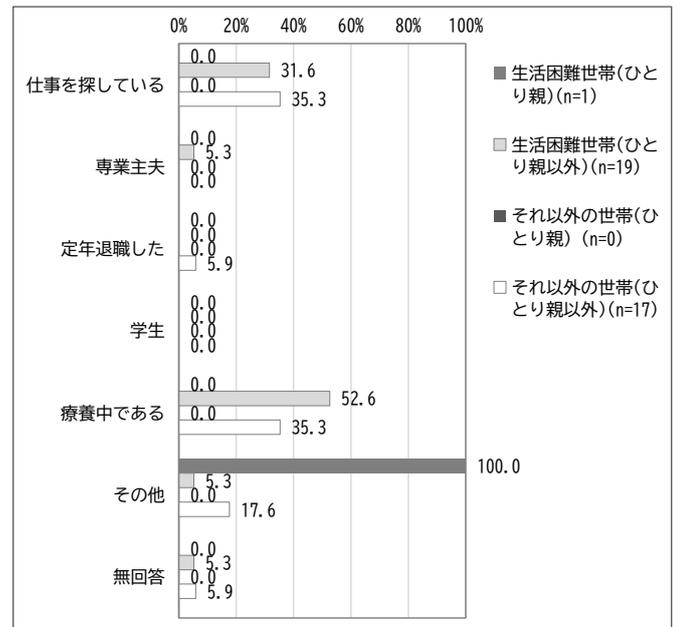
(保護者向け調査 問25)

◆父親の勤務形態



(保護者向け調査 問29)

◆父親が働いていない理由



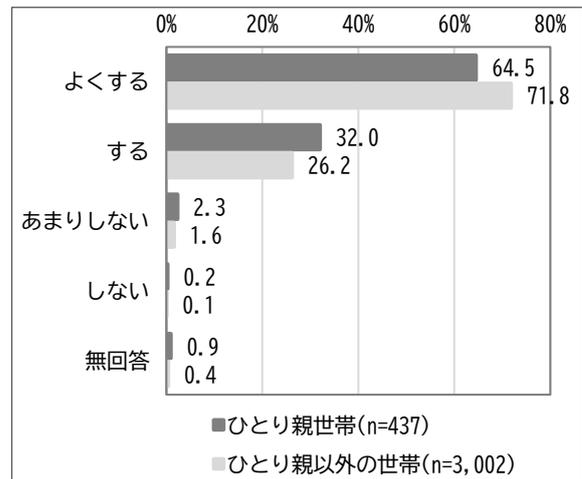
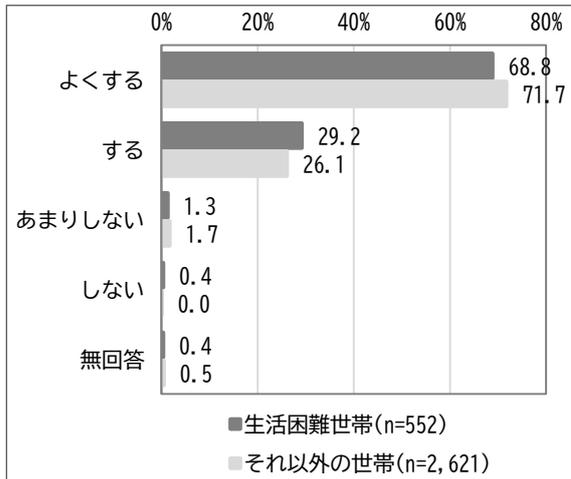
(保護者向け調査 問28)

## エ. 保護者と子どもの関係について

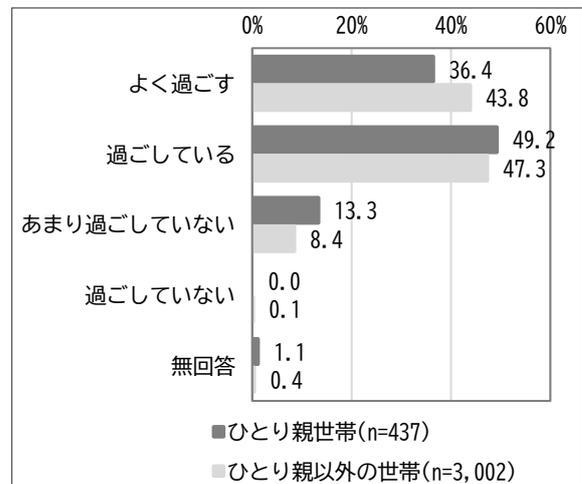
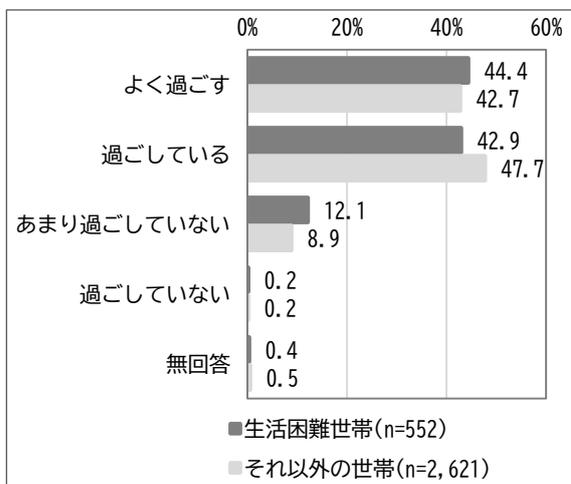
保護者と子どもの関係について聞いた5項目の結果をみると、生活困難世帯、ひとり親世帯、それ以外の世帯、ひとり親以外の世帯において大きな差はみられません、ひとり親世帯において、子どもと接する頻度が若干少ない傾向にあります。

### ◆子どもとの関係

#### ○ 子どもとの会話

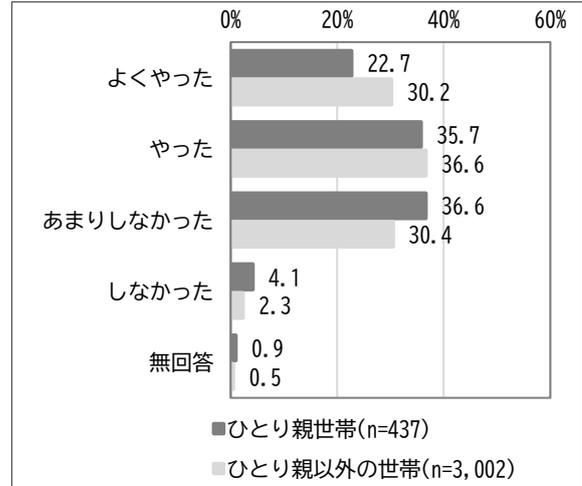
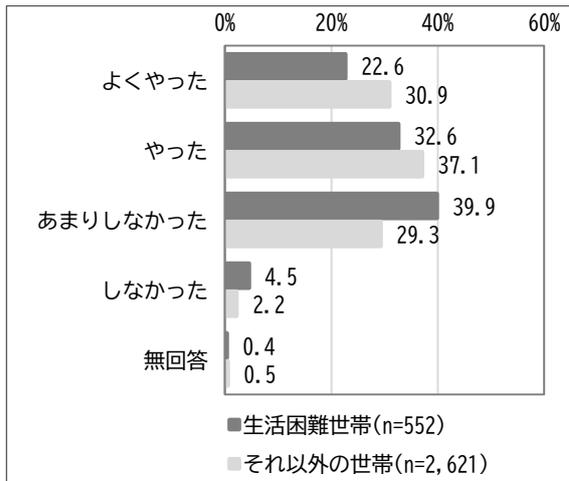


#### ○ 子どもと十分時間を過ごす

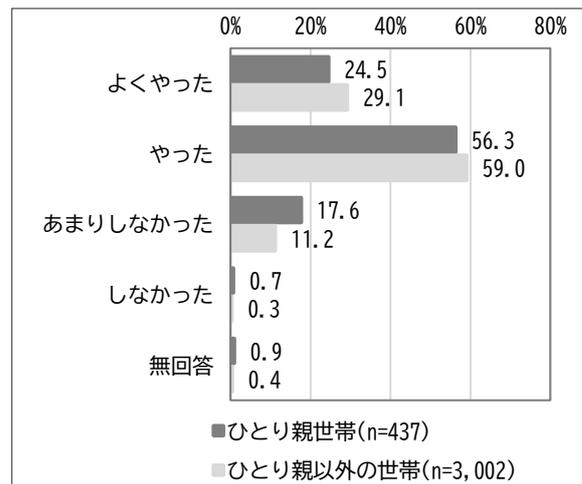
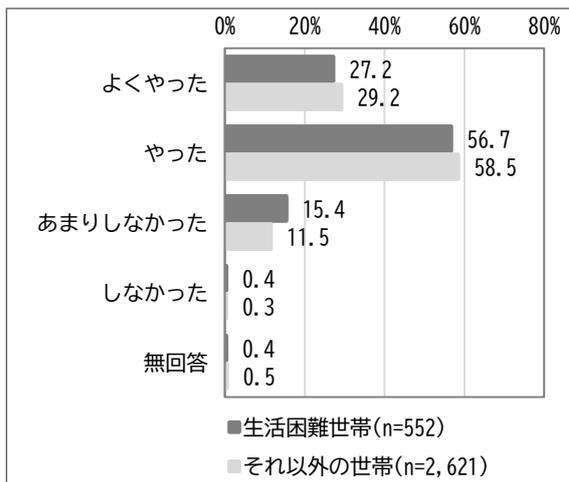


(保護者向け調査 問13)

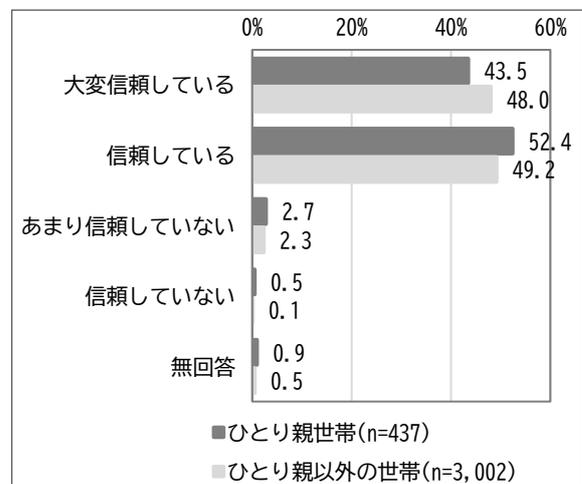
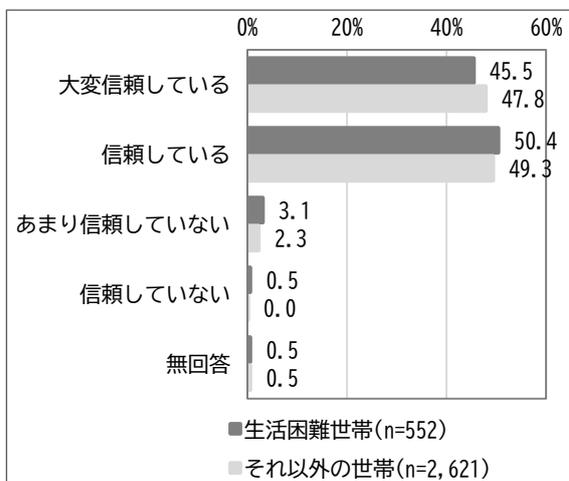
○ 子どもが小さいころの読み聞かせ



○ 子どもとの遊び



○ 子どもへの信頼

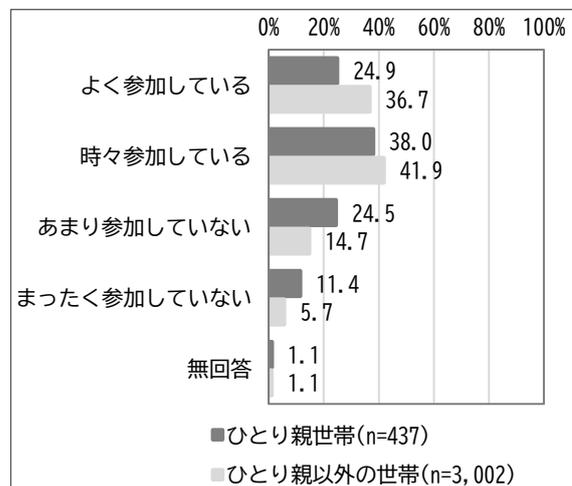
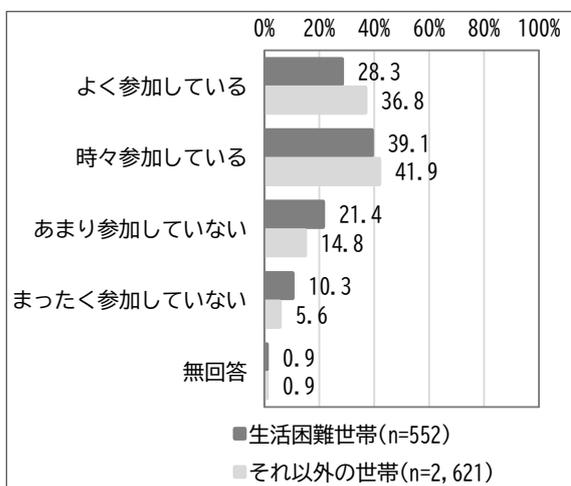


(保護者向け調査 問13)

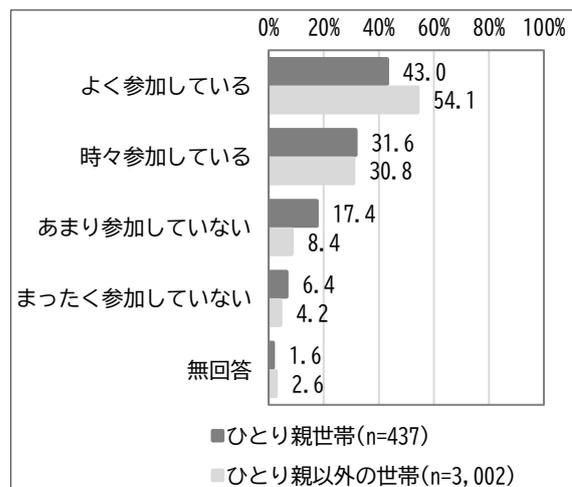
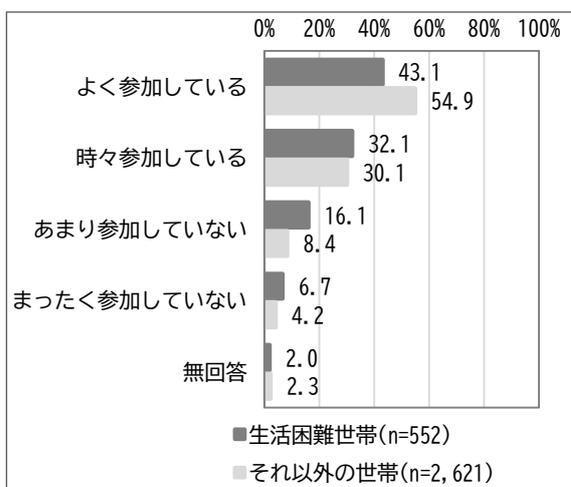
保護者の地域行事やPTA活動へ「よく参加している」と回答した人の割合は、それ以外の世帯に比べ、生活困難世帯及びひとり世帯では低くなっています。

◆保護者の行事等への参加経験

○ 地域行事への参加



○ P T A活動への参加

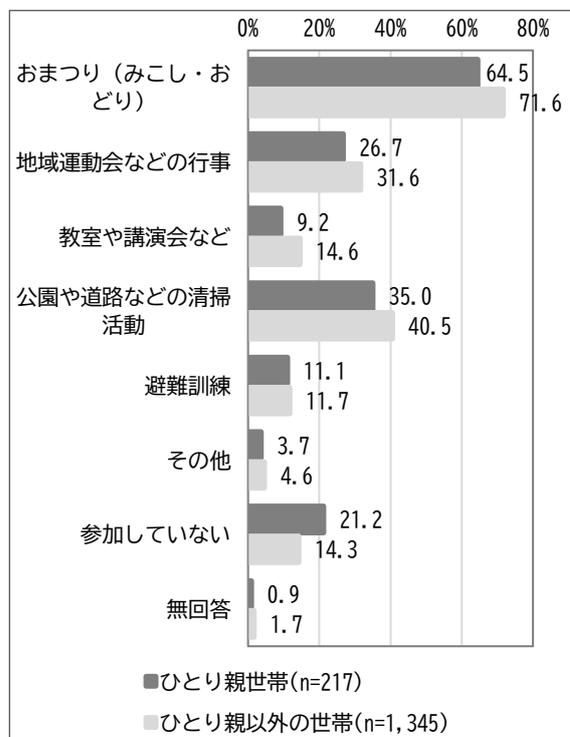


(保護者向け調査 問 14)

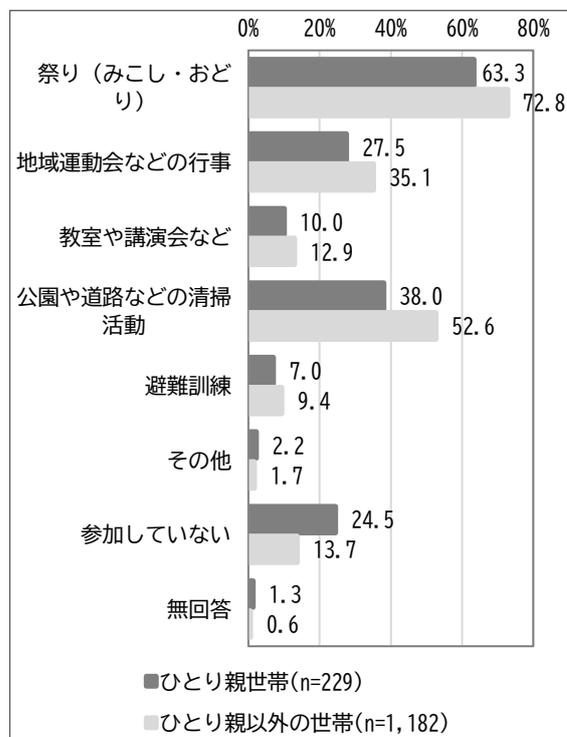
子どもが地域行事へ参加したことがある割合をみると、ひとり親世帯がひとり親以外の世帯より低くなっており、小学生より中学生のほうの差が少し大きくなっています。

◆地域行事へ参加したことがある

小学6年生



中学3年生



(子ども向け調査 問14)

## オ. 子どもの学習の理解度及び子どもと保護者の進学期待値

※文中の（ %： %）は、（生活困難世帯：それ以外の世帯）の数値を表しています。

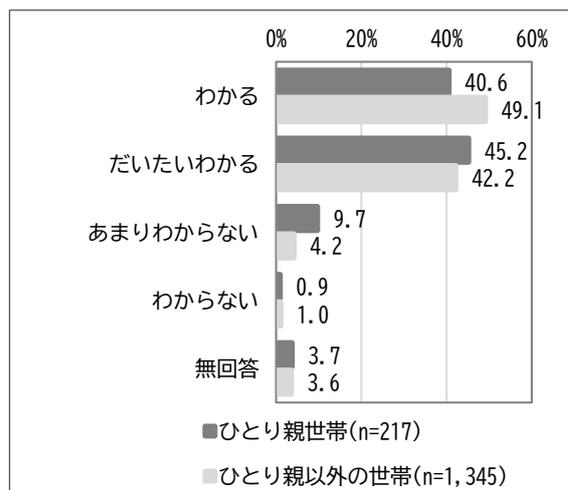
学校の授業について『わからない（「あまりわからない」と「わからない」の合計）』と回答した人の割合は、ひとり親世帯の方が高くなっています。

（小学6年生 ひとり親世帯10.6%、ひとり親以外の世帯 5.2%）

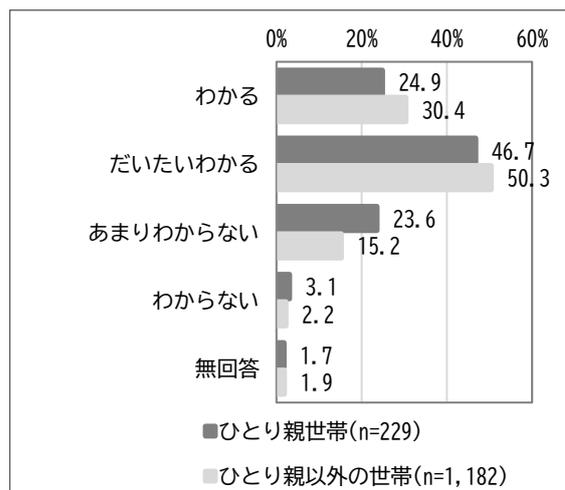
（中学3年生 ひとり親世帯26.7%、ひとり親以外の世帯 17.4%）

### ◆学校の授業の理解度

小学6年生



中学3年生

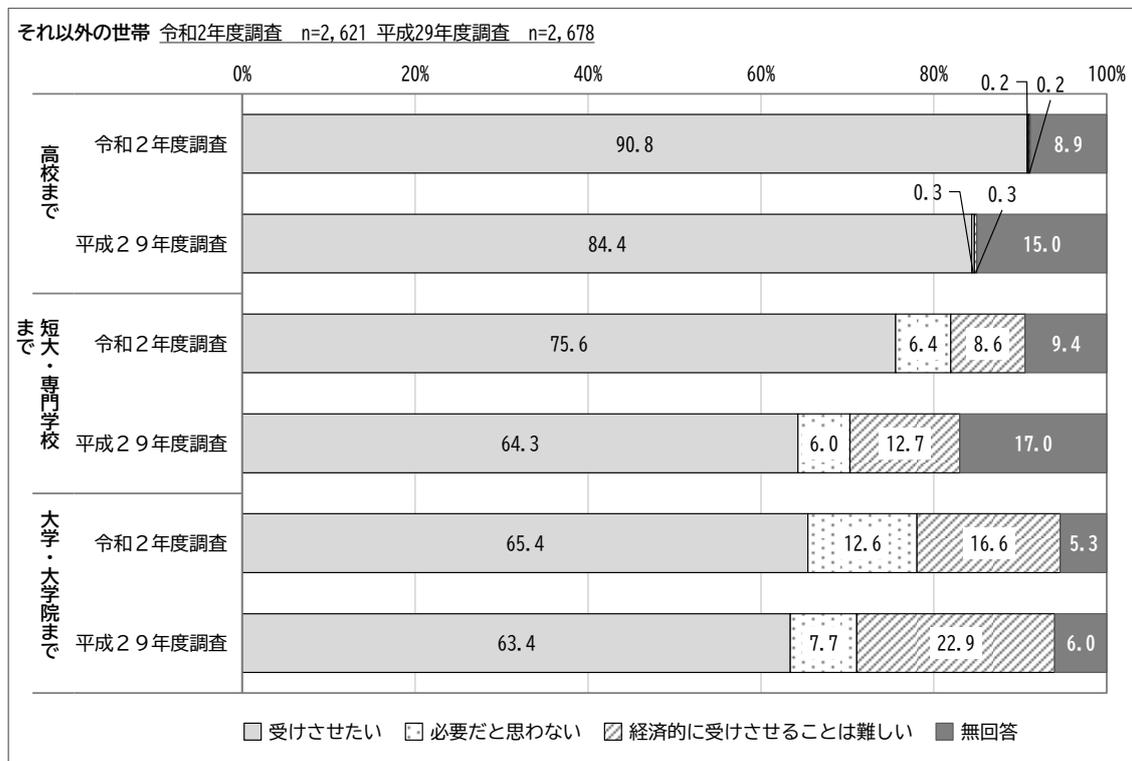
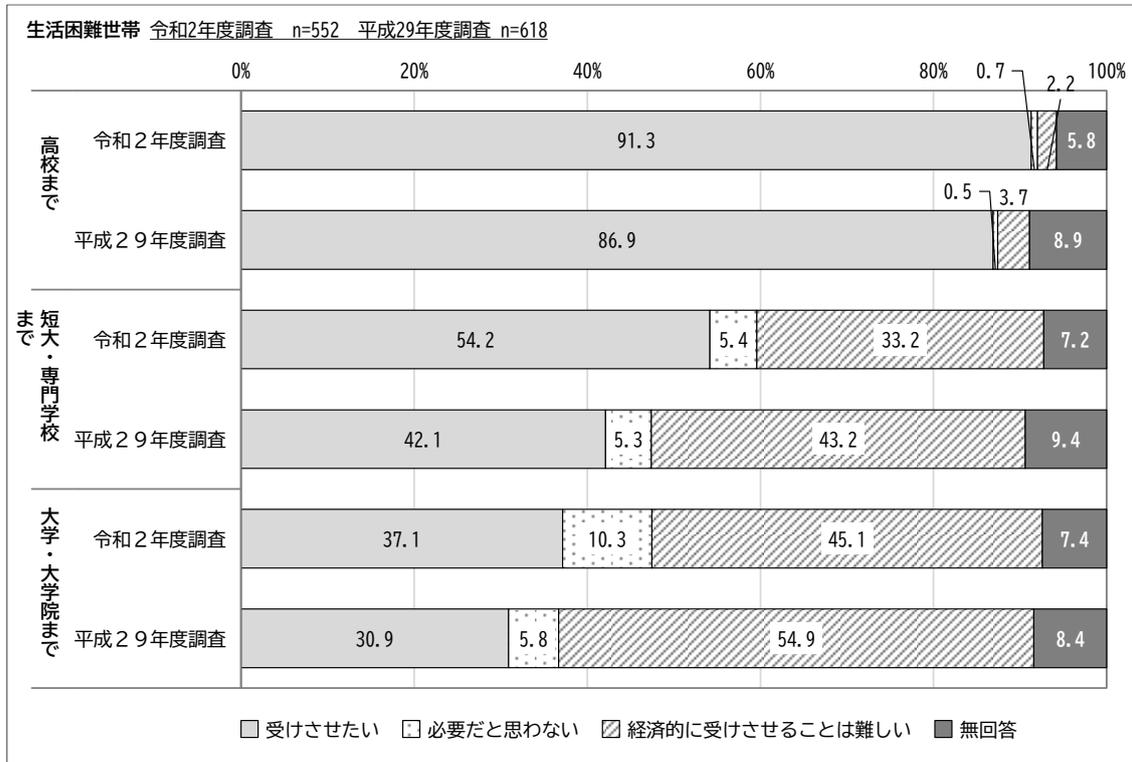


（子ども向け調査 問19）

希望する教育を「経済的に受けさせることは難しい」とする生活困難世帯の割合は、「短大・専門学校まで」(33.2% : 8.6%)、「大学・大学院まで」(45.1% : 16.6%)となりそれ以外の世帯より高くなっています。

生活困難世帯の「経済的に受けさせることは難しい」とする割合を前回調査と比較すると、1割程度低くなっています。

◆保護者の進学期待値



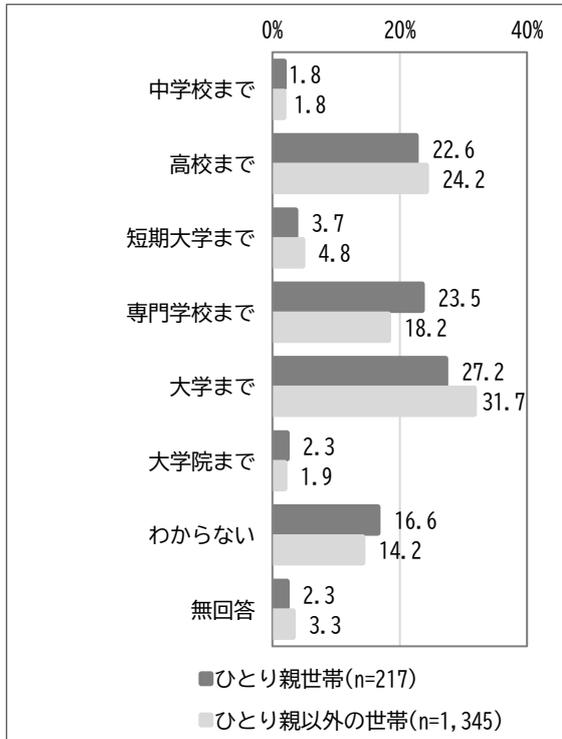
(保護者向け調査 問11)

小学生の進学希望のうち「大学まで」とする割合は、ひとり親世帯で27.2%、ひとり親以外の世帯で31.7%となり4.5ポイントひとり親以外の世帯が高くなっています。

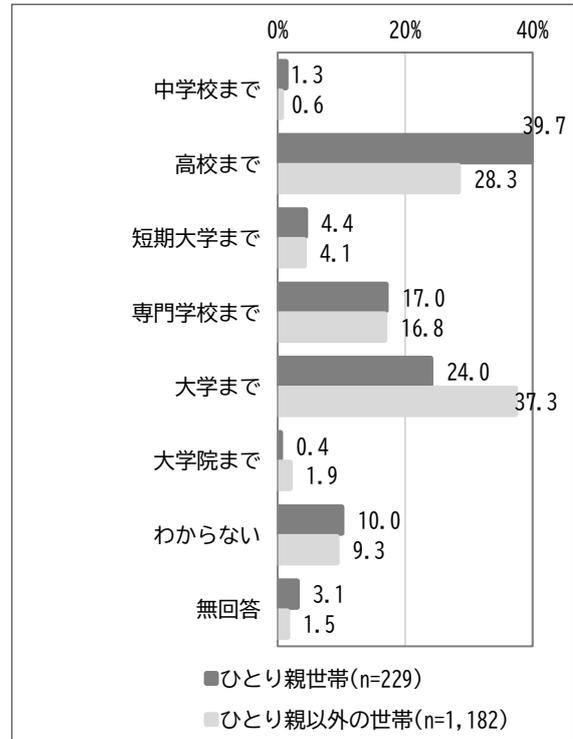
同じく、中学生の「大学まで」の進学希望とする割合は、ひとり親世帯で24.0%と小学生より低くなったのに対し、ひとり親以外の世帯で37.3%となり上昇しています。

◆小・中学生の進学希望

小学6年生



中学3年生



(子ども向け調査 問20)

## カ. 子どもの自己評価及び子どもと保護者の相談相手

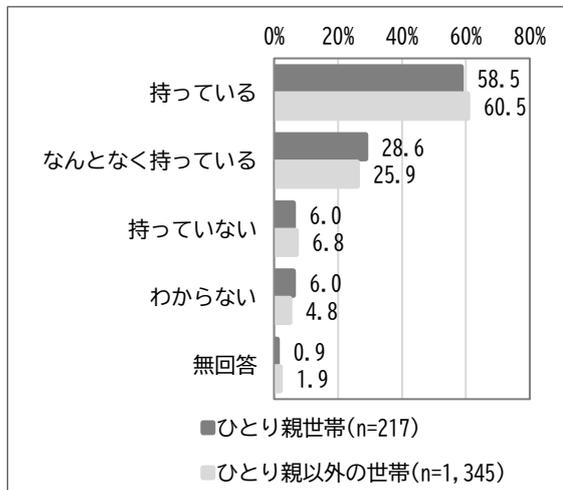
「将来の夢や目標」と「勉強・スポーツ・趣味・特技などを頑張りたいか」の回答結果をみると、小・中学生共にひとり親世帯とそれ以外の世帯では大きな差異はみられませんでしたが、

「自分には良いところがあると思うか」の回答結果をみると、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の割合が、小・中学生共にひとり親世帯がひとり親以外の世帯より低くなっています。

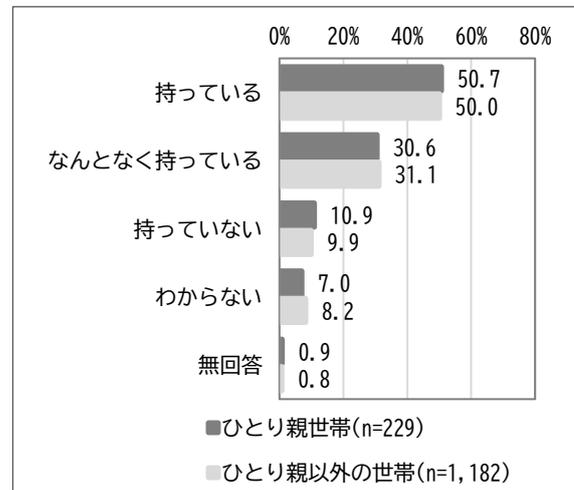
「今悩んでいることや心配なこと」の回答結果をみると、ひとり親世帯とひとり親以外の世帯で大きな差異はみられませんが、中学生の「進学・進路のこと」においては、ひとり親以外の世帯がひとり親世帯より高くなっています。

### ◆将来の夢や目標

小学6年生



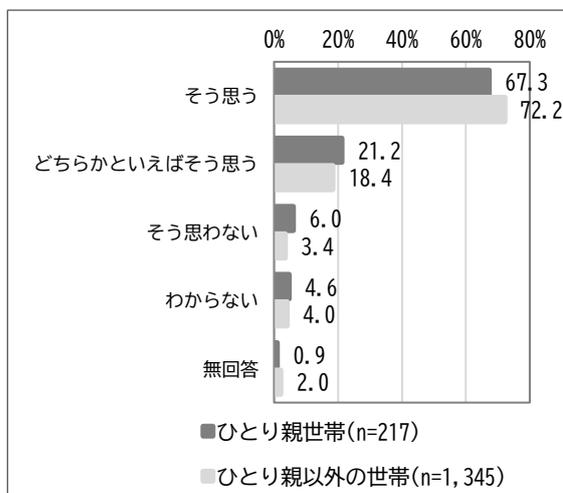
中学3年生



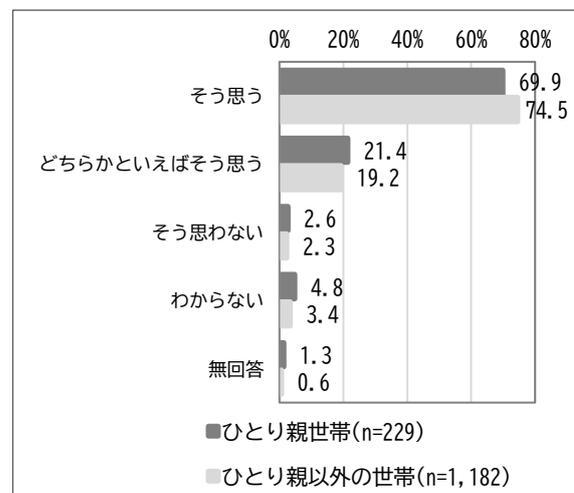
(子ども向け調査 問22)

### ◆勉強・スポーツ・趣味・特技などを頑張りたいか

小学6年生



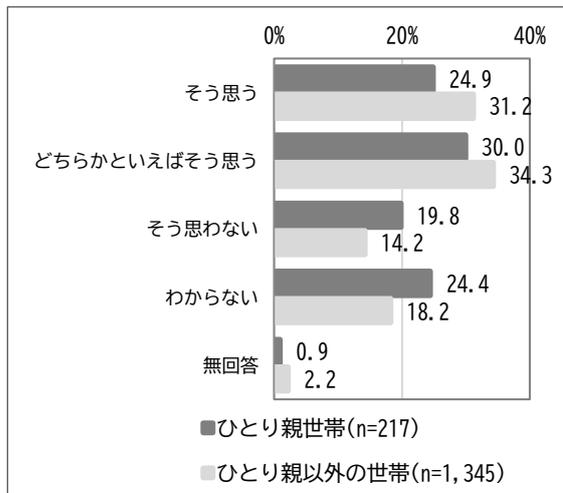
中学3年生



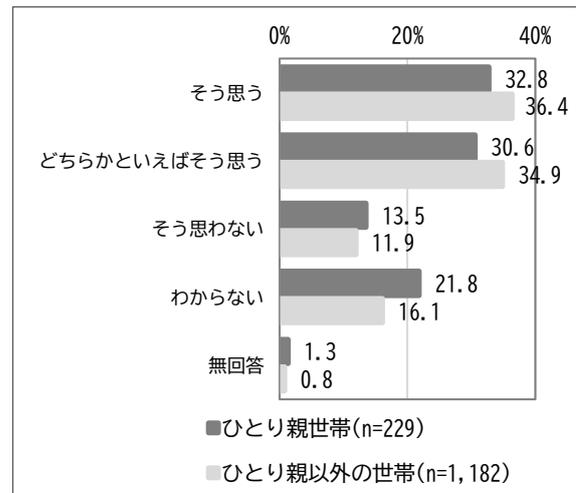
(子ども向け調査 問23)

◆自分には良いところがあると思うか

小学6年生



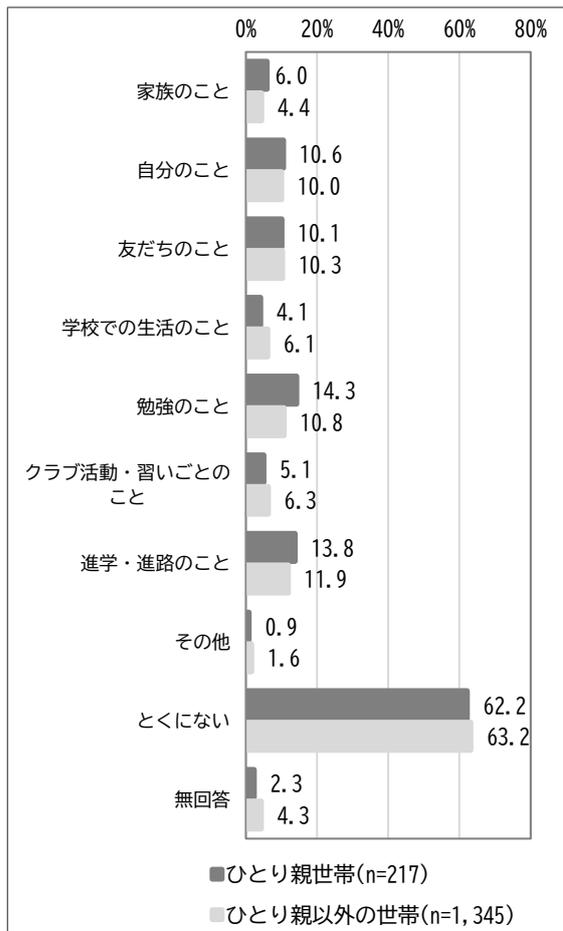
中学3年生



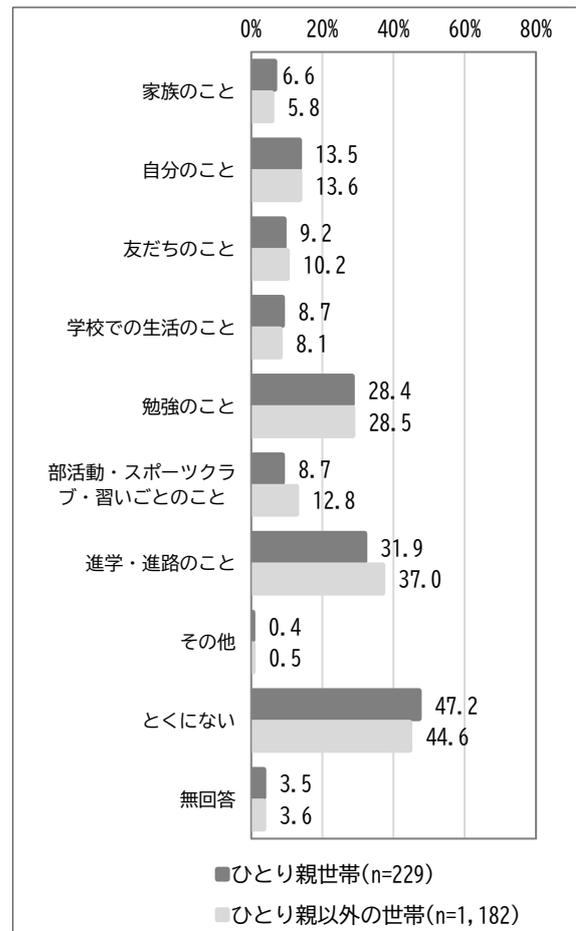
(子ども向け調査 問24)

◆今悩んでいることや心配なこと

小学6年生



中学3年生

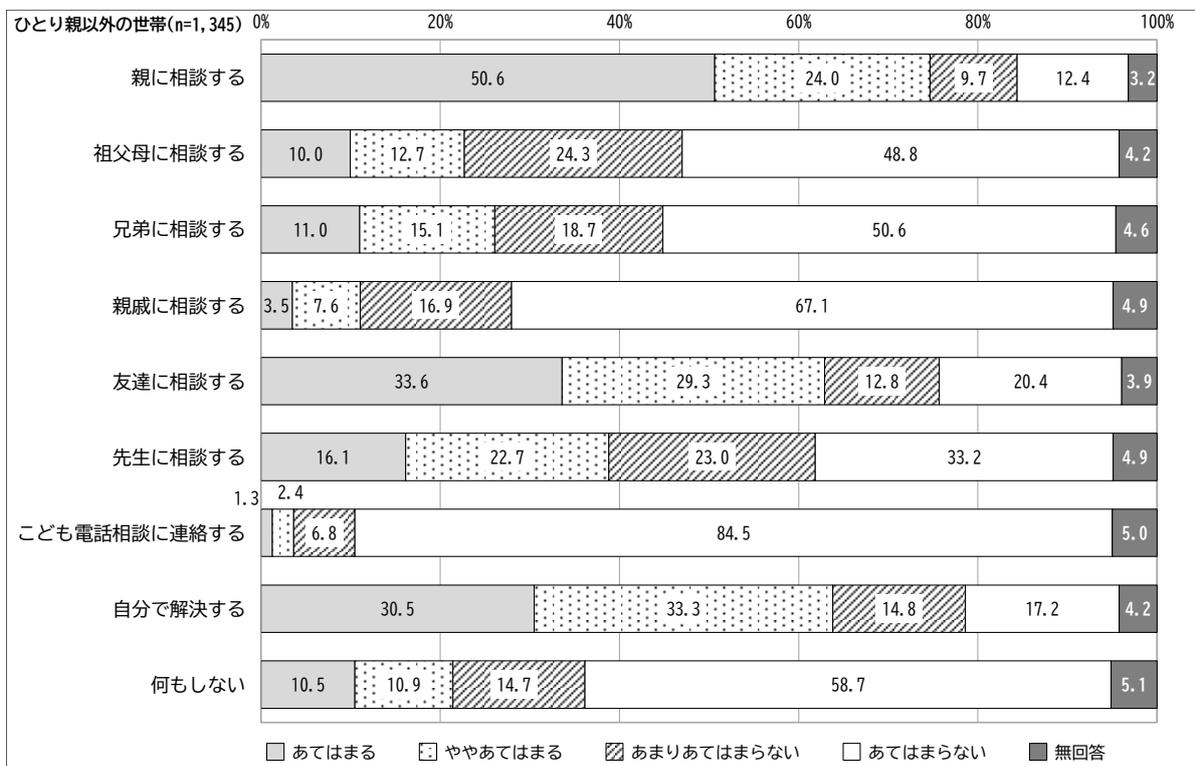
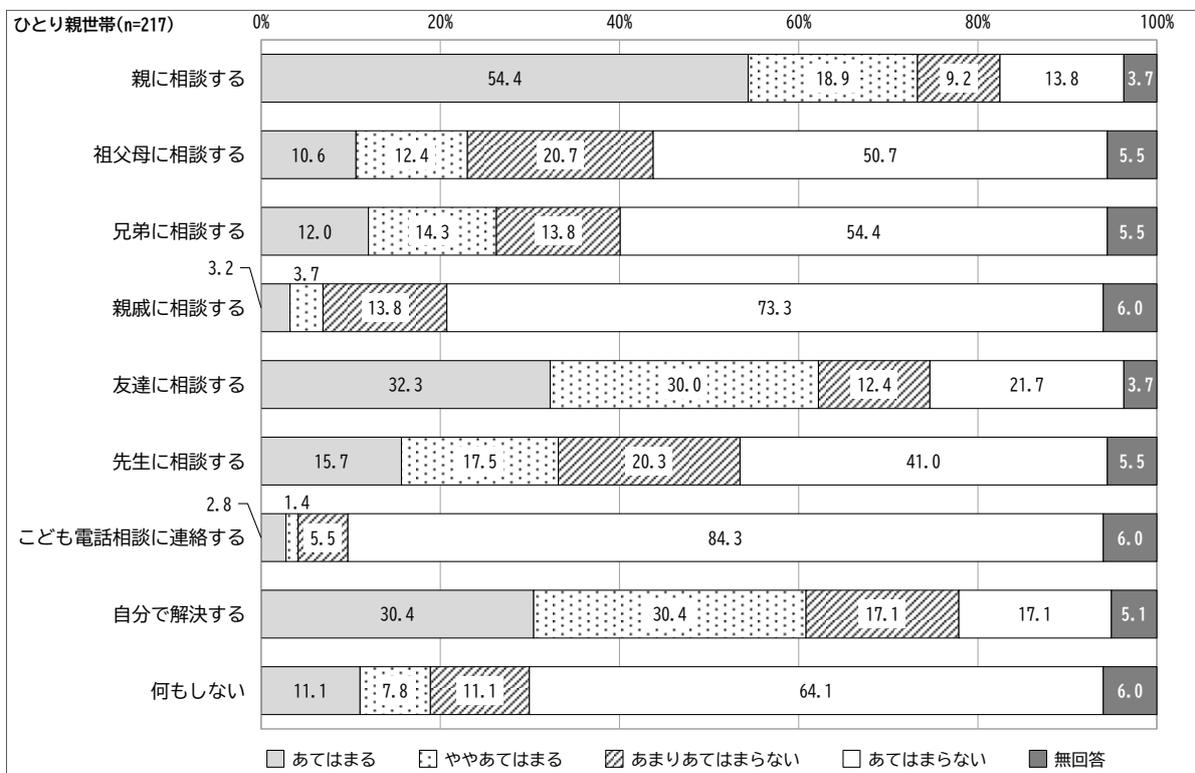


(子ども向け調査 問25)

小学6年生の困ったことがあったときの対応については、「親に相談する」、「友達に相談する」、「自分で解決する」が多くなっています。ひとり親世帯とひとり親以外の世帯で大きな差異はみられません。

◆困ったことがあったときの対応

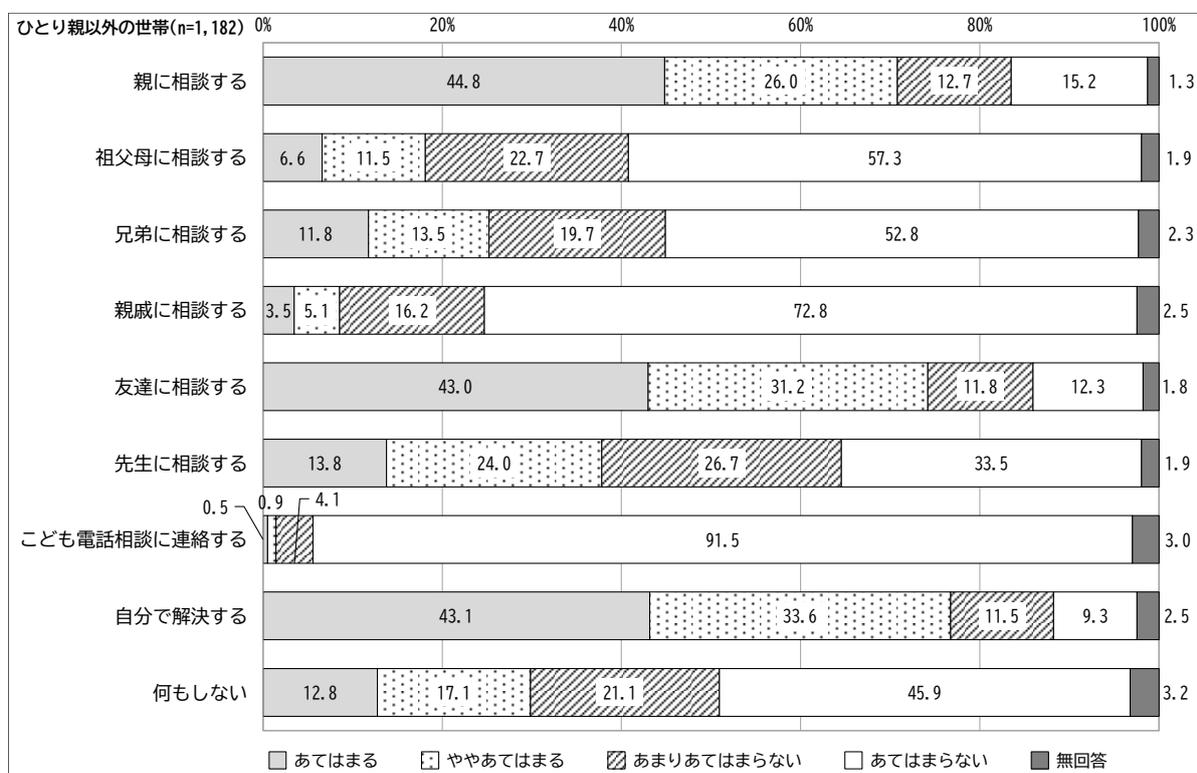
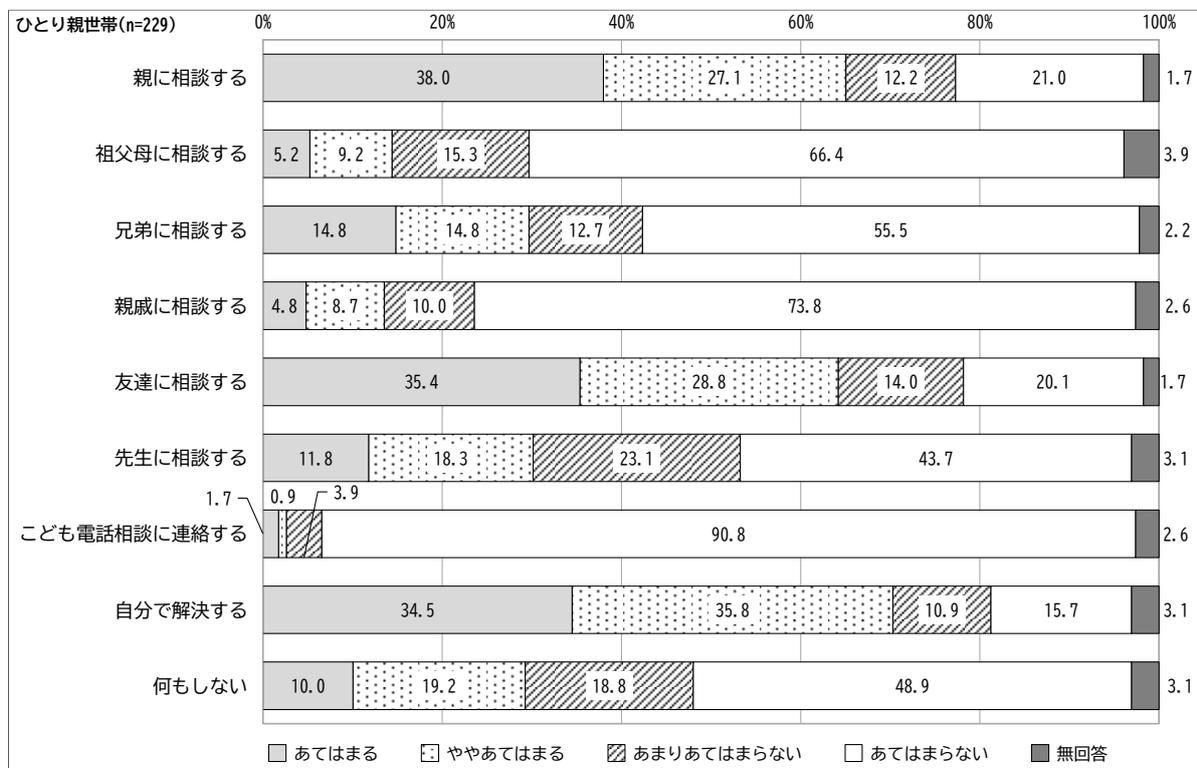
○小学6年生



(子ども向け調査 問26)

中学3年生の困ったことがあったときの対応については、「親に相談する」、「友達に相談する」「自分で解決する」が多くなっていますが、ひとり親世帯ではひとり親以外の世帯より低くなっています。

○中学3年生



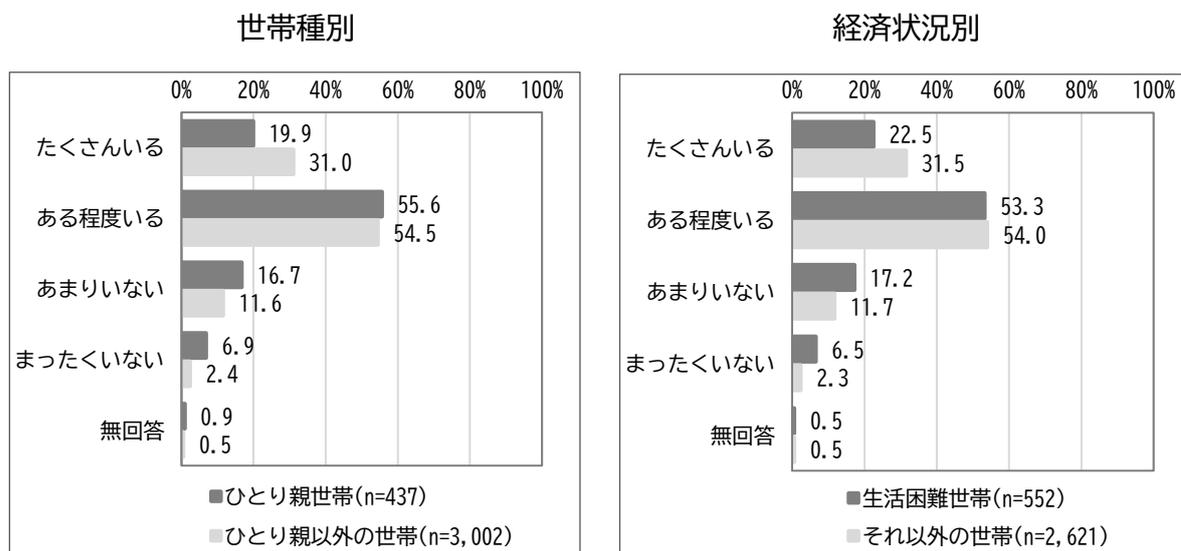
(子ども向け調査 問26)

子育てや教育についての悩みを相談したり頼ったりできる親戚について、「まったくいない」と回答した人の割合は、ひとり親世帯、生活困難世帯がそれ以外の世帯より高くなっています。

(ひとり親世帯6.9%、ひとり親以外の世帯 2.4%)

(生活困難世帯6.5%、それ以外の世帯 2.3%)

◆悩みを相談したり頼ったりできる親戚



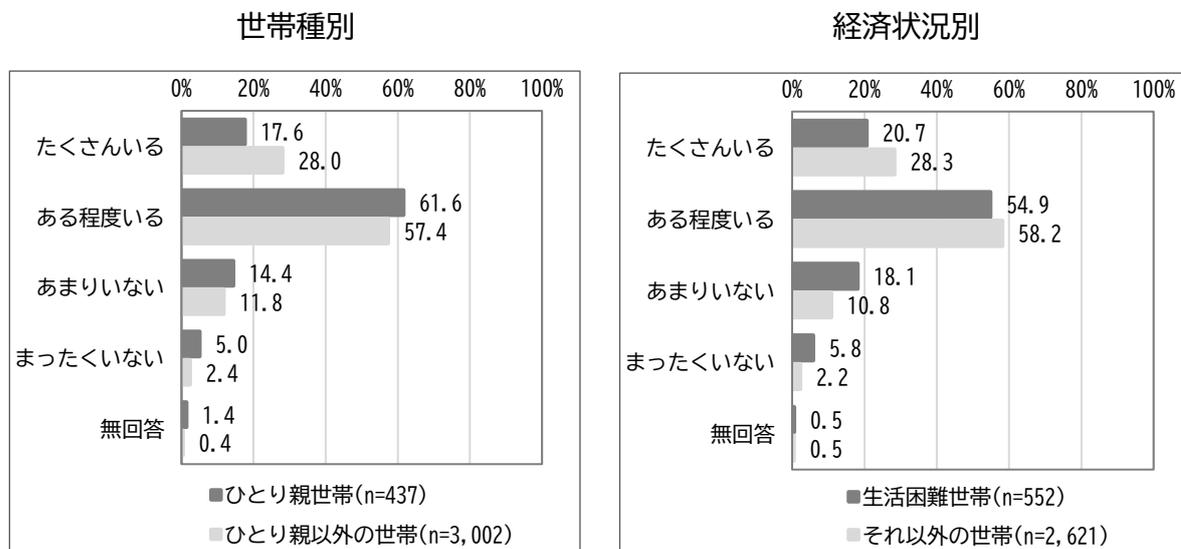
(保護者向け調査 問 14 オ)

子育てや教育についての悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人について、「まったくいない」と回答した人の割合は、ひとり親世帯、生活困難世帯がそれ以外の世帯より高くなっています。

(ひとり親世帯5.0%、ひとり親以外の世帯 2.4%)

(生活困難世帯5.8%、それ以外の世帯 2.2%)

◆悩みを相談したり頼ったりできる友人・知人



(保護者向け調査 問 14 カ)

## キ. 学習支援について

※文中の（ %： %）は、（ひとり親世帯：ひとり親以外の世帯）の数値を表しています。

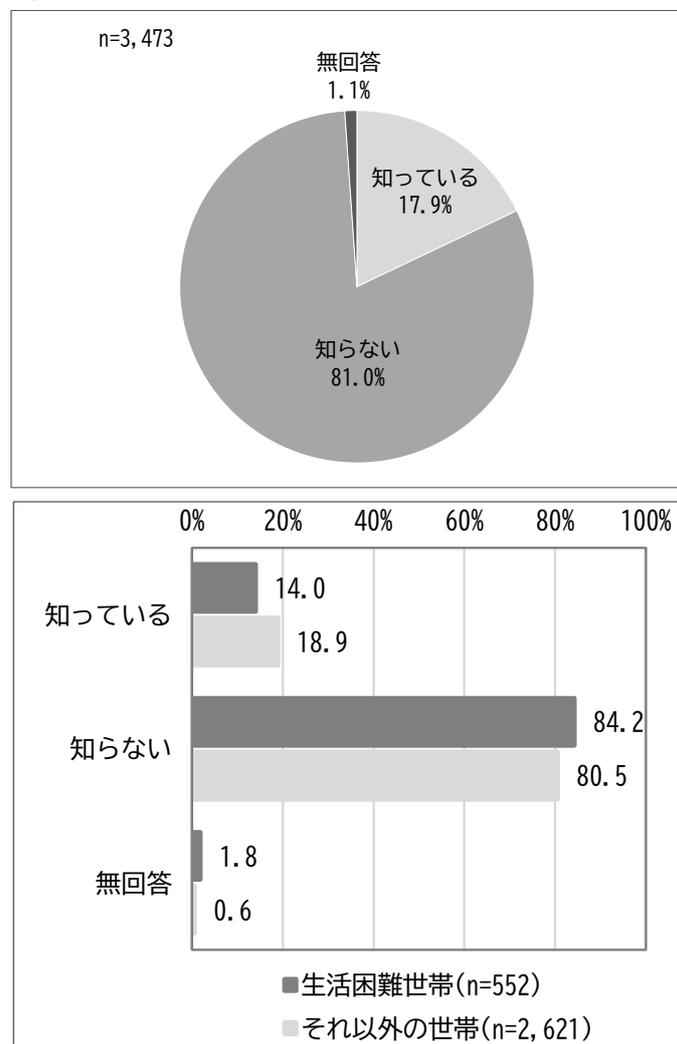
本市が平成30年度から実施している無料で受けられる学習支援の場所について、「知っている」が17.9%、「知らない」が81.0%となっています。

このうち、生活困難世帯では「知っている」が14.0%、「知らない」が84.2%となりそれ以外の世帯より認知度が低くなっています。

地区別にみると、「姫城地区」と「山田地区」が共に32.1%と最も高く、次いで「小松原地区」が31.8%と高くなっています。一方、「西岳地区」、「山之口地区」、「高崎地区」が5～6%台と低くなっています。

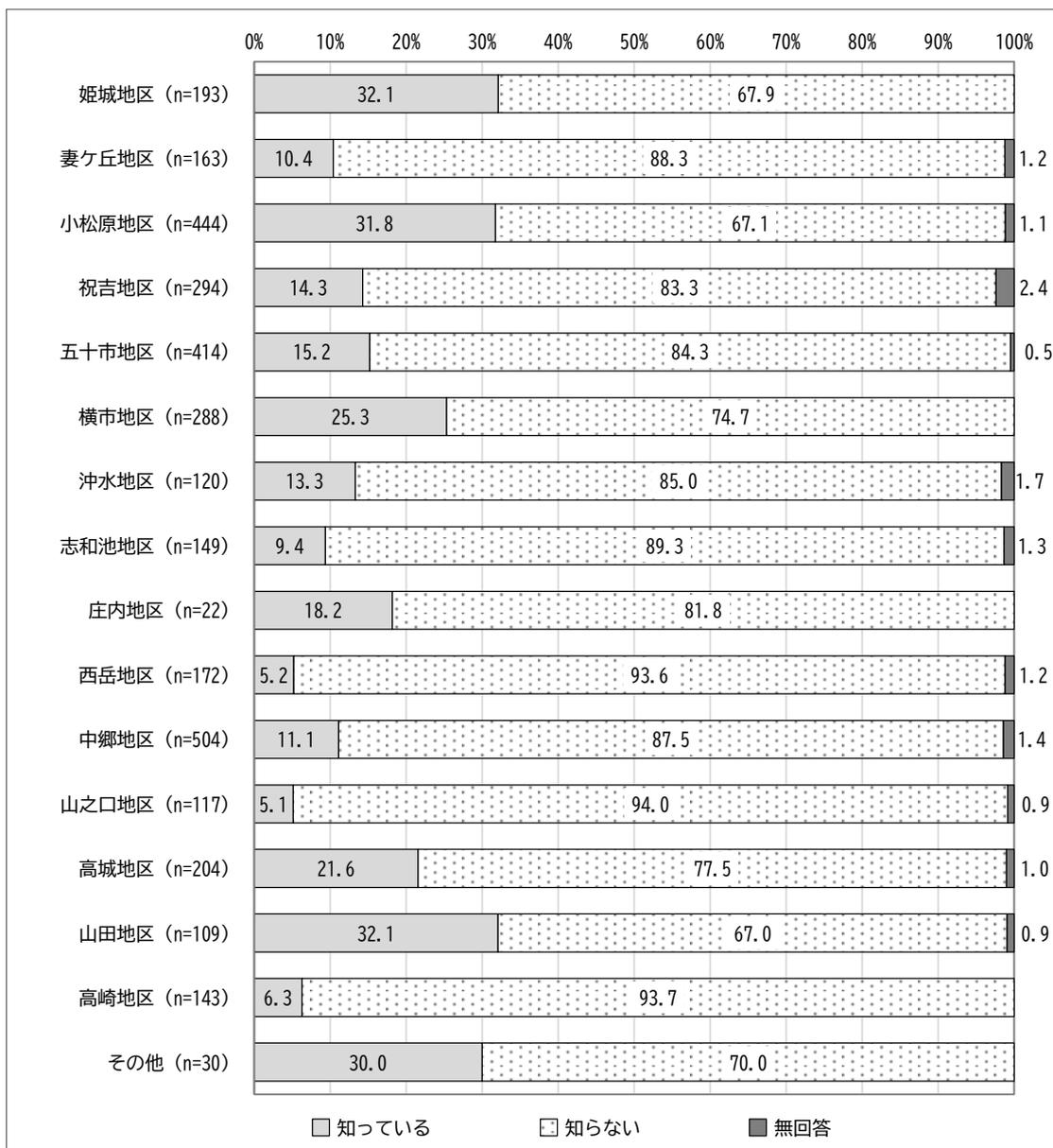
参加意向については「わからない」割合が（39.6%：44.0%）となっています。

### ◆無料の学習支援の認知



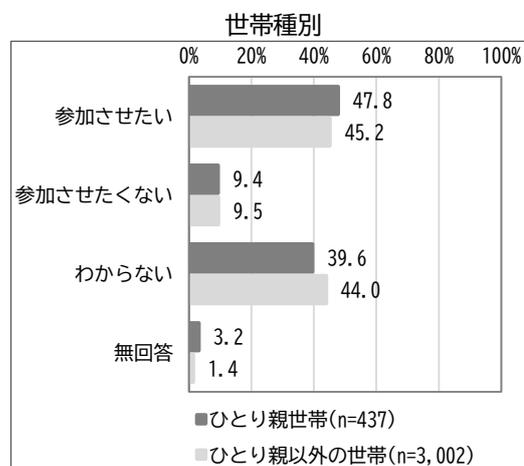
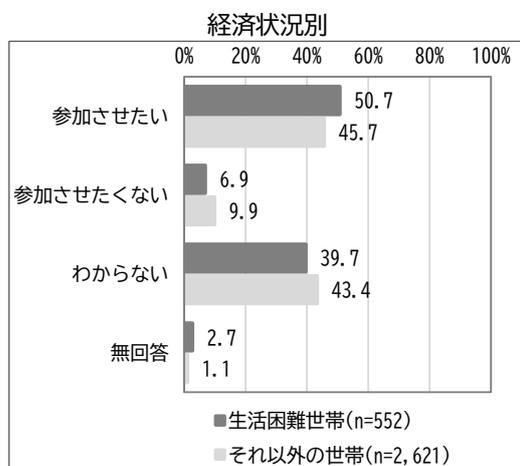
(保護者向け調査 問 38)

◆無料の学習支援の認知（地区別）



(保護者向け調査 問 38)

◆無料の学習支援への参加意向



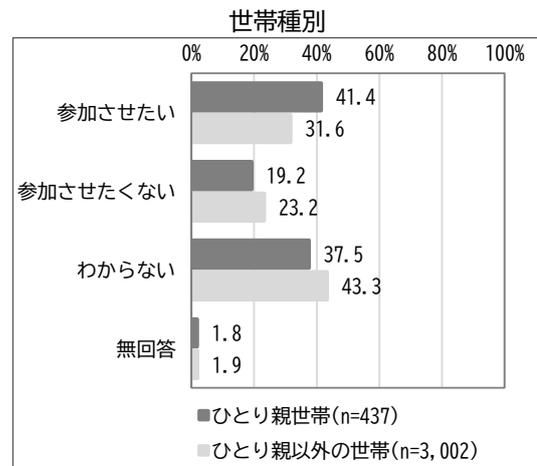
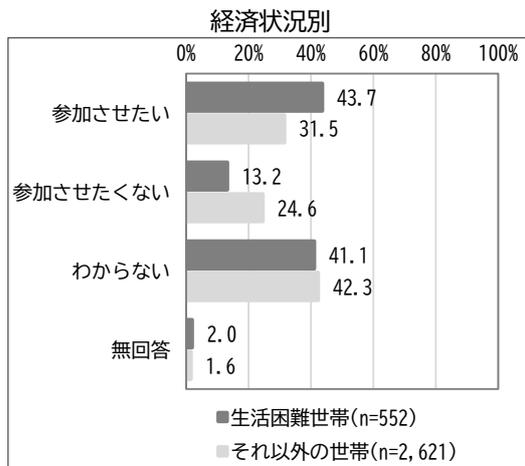
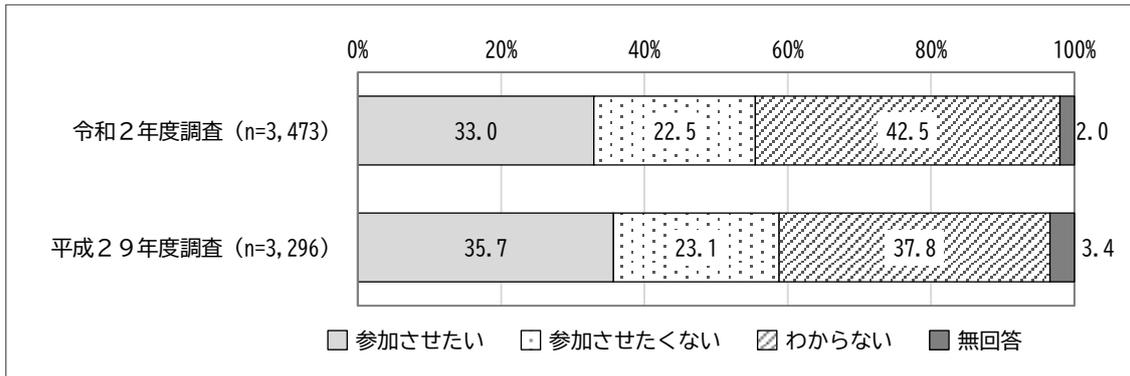
(保護者向け調査 問 39)

## ク. 子ども食堂について

地域に無償又は安価で子どもに食事の提供を行う「子ども食堂」があったら、「参加させたい」が33.0%、「参加させたくない」が22.5%となり、前回調査と比べて大きな差はありませんでした。

「参加させたい」割合をそれ以外の世帯と比較すると、生活困難世帯が43.7%・それ以外の世帯が31.5%、ひとり親世帯が41.4%・それ以外の世帯が31.6%となり、共に1割程度高くなっています。

### ◆子ども食堂への参加意向



(保護者向け調査 問41)

## (2) 民生委員・児童委員調査

### ① 調査の概要

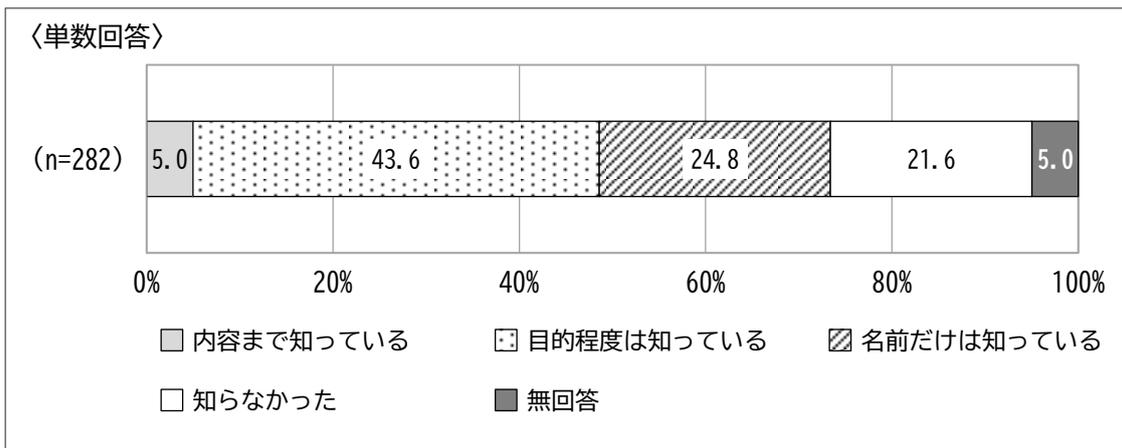
調査時期	令和2年6月
調査対象者	民生委員・児童委員（令和2年6月1日現在）
調査方法	各地区民生委員児童委員協議会定例会において実施
配布数・回収数・回収率	配布 312件 回収 282件 回収率 90.4%

### ② 調査結果のポイント

#### ア. 子どもの貧困に関する法律や大綱の認知度と支援の内容について

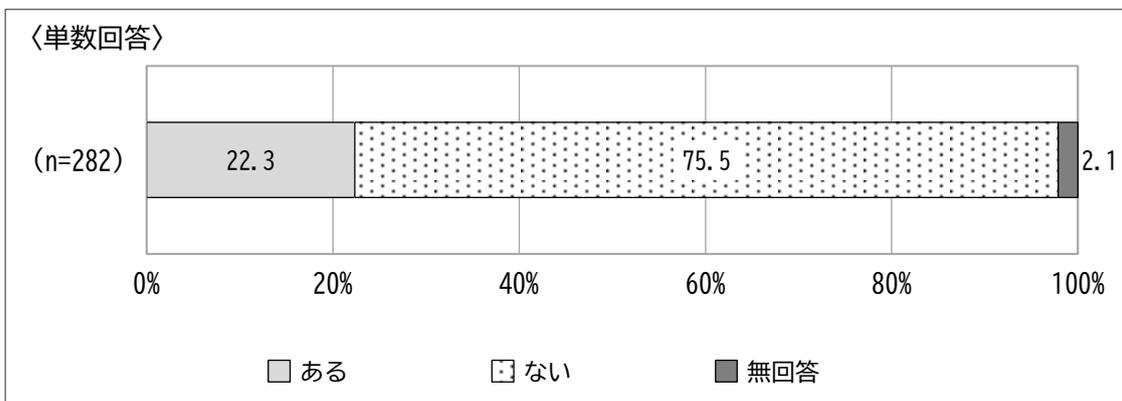
子どもの貧困に関する法律や大綱については、「目的程度は知っている」(43.6%)が最も高く、次いで「名前だけは知っている」(24.8%)、「知らなかった」(21.6%)となっています。

##### ◆子どもの貧困に関する法律や大綱の認知度



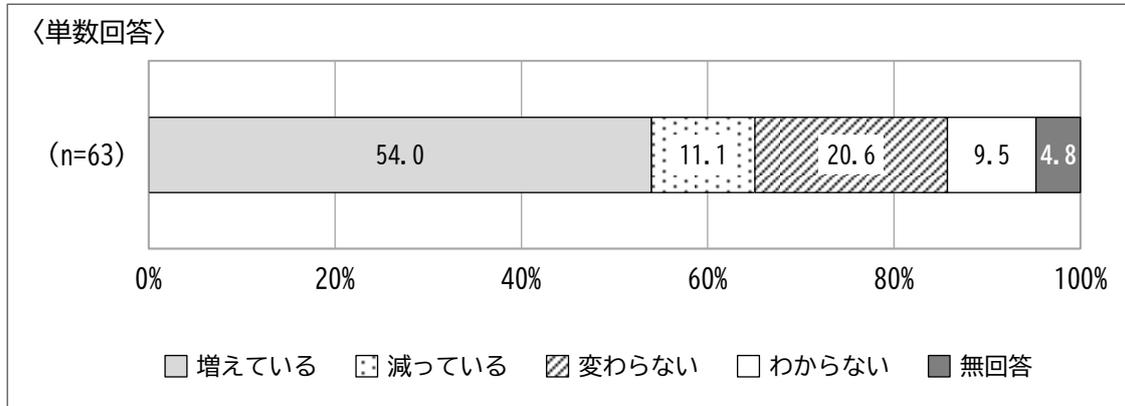
また、困難を抱える家庭の子どもや保護者の支援の経験については「ある」が22.3%、「ない」が75.5%となっています。

##### ◆困難を抱える家庭の子どもや保護者の支援の経験



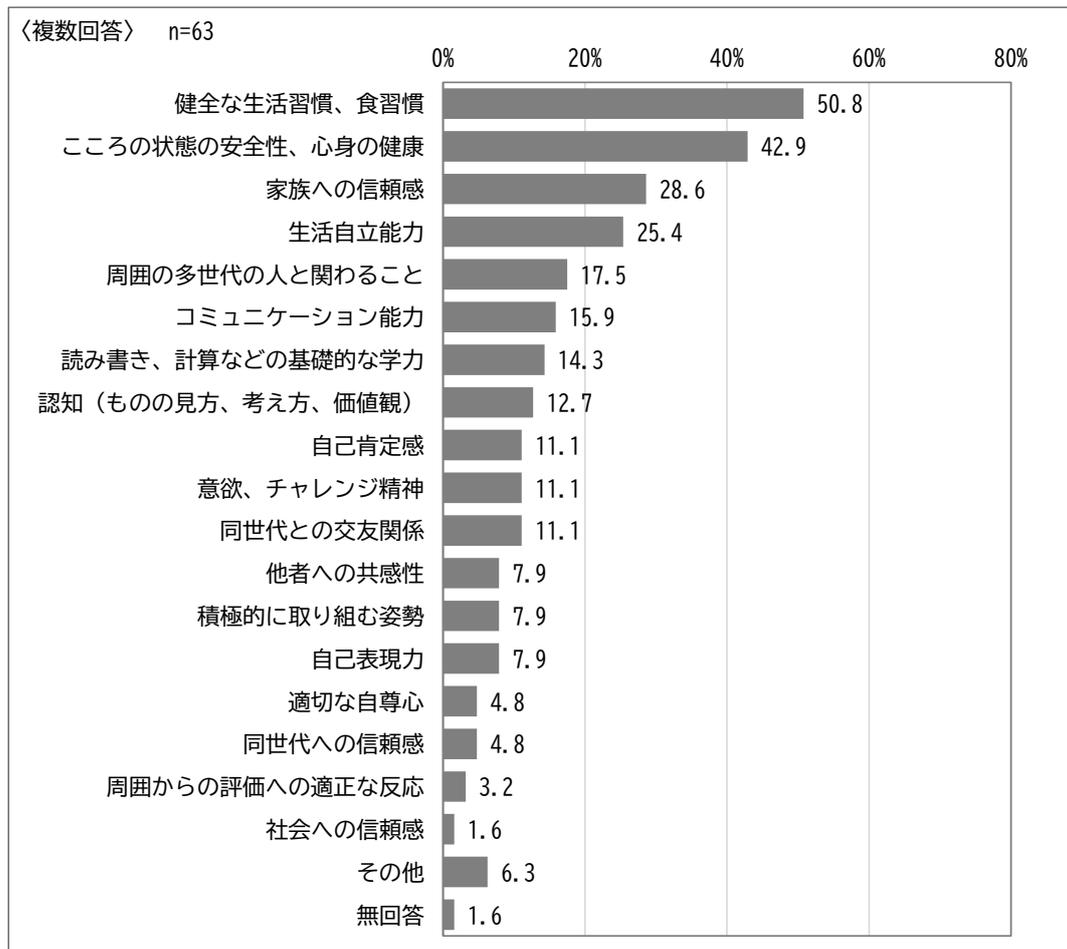
これまでの経験から、貧困の状態に置かれた子どもの数は増えていると感じるかについては、「増えている」(54.0%)が最も高く、次いで「変わらない」(20.6%)、「減っている」(11.1%)となっています。

◆貧困の状態に置かれた子どもの数は、増えていると感じるか  
(経験があると回答した人のみ)



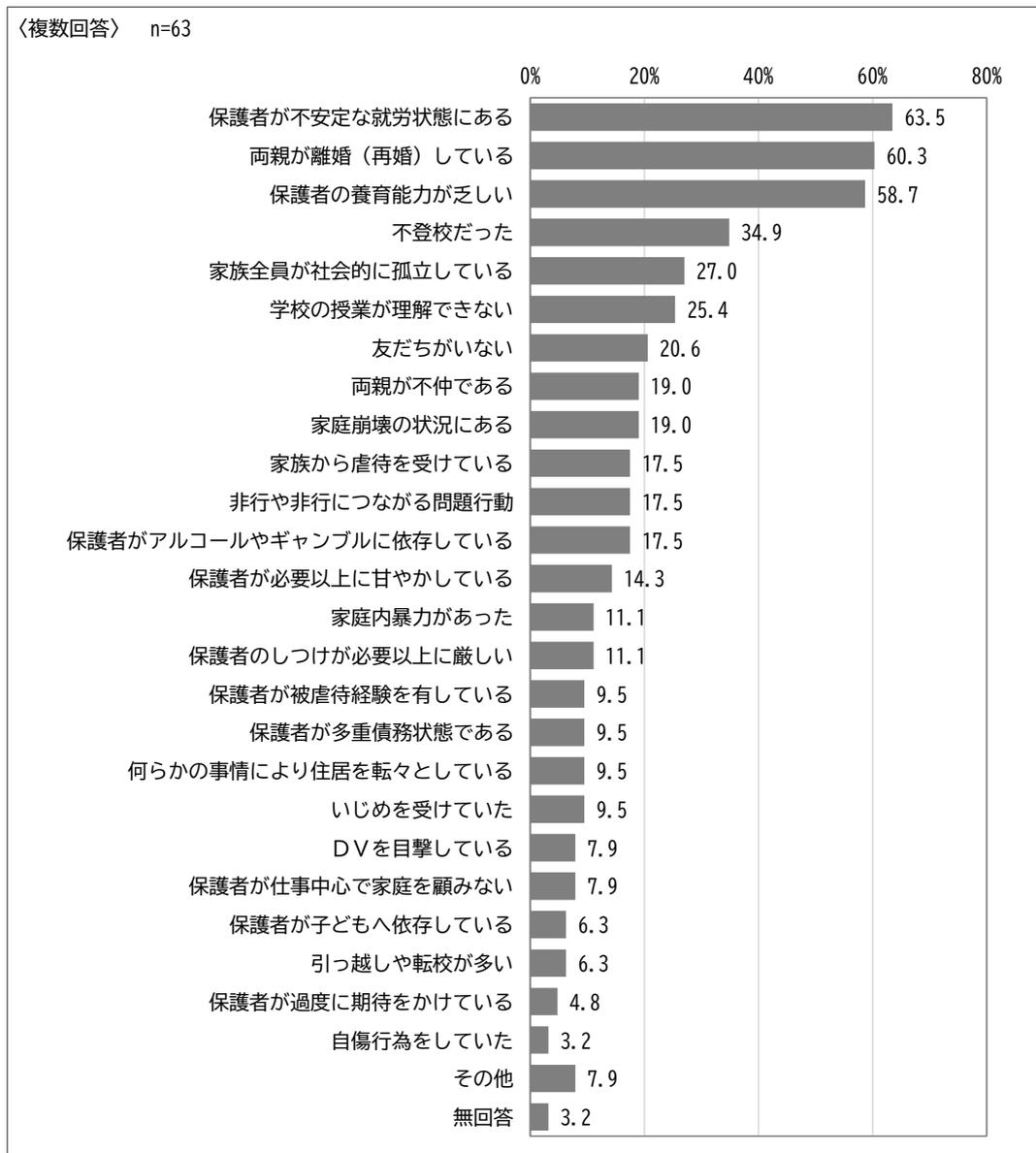
貧困の状態に置かれた子どもはどのような面で困難を抱えているかについては、「健全な生活習慣、食習慣」(50.8%)が最も高く、次いで「こころの状態の安全性、心身の健康」(42.9%)、「家族への信頼感」(28.6%)となっています。

◆貧困の状態に置かれた子どもが抱えている困難 (経験があると回答した人のみ)



支援している子どもは成育上どのような経験をしていることが多いかについては、「保護者が不安定な就労状態にある」(63.5%)が最も高く、次いで「両親が離婚(再婚)している」(60.3%)、「保護者の養育能力が乏しい」(58.7%)となっています。

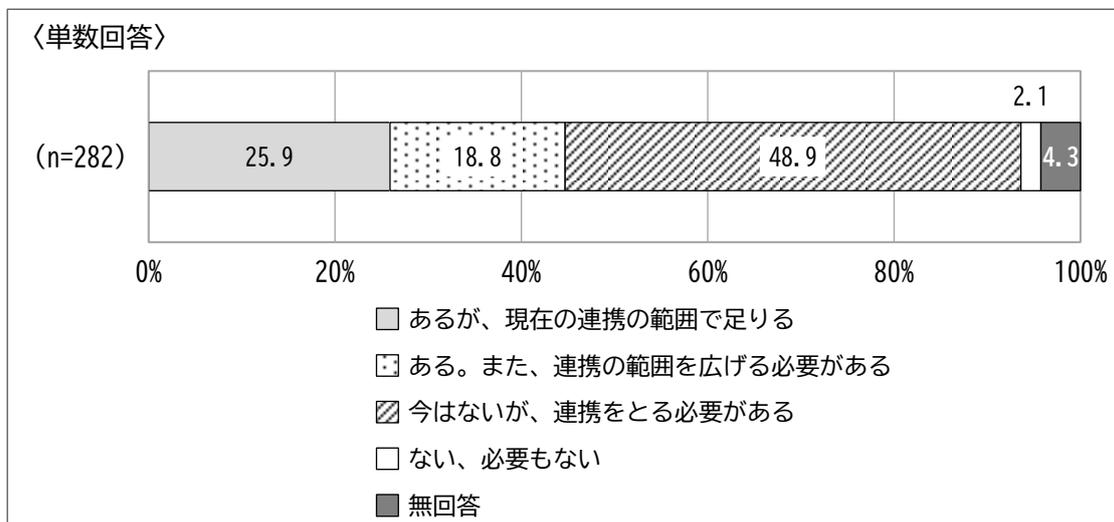
◆ 貧困の状態に置かれた子どもが成育上経験していること(経験があると回答した人のみ)



## イ. 他団体との連携について

支援を行う上での他の機関との連携については、「今はないが、連携をとる必要がある」(48.9%)が最も高く、次いで「あるが、現在の連携の範囲で足りる」(25.9%)、「ある。また、連携の範囲を広げる必要がある」(18.8%)となっています。

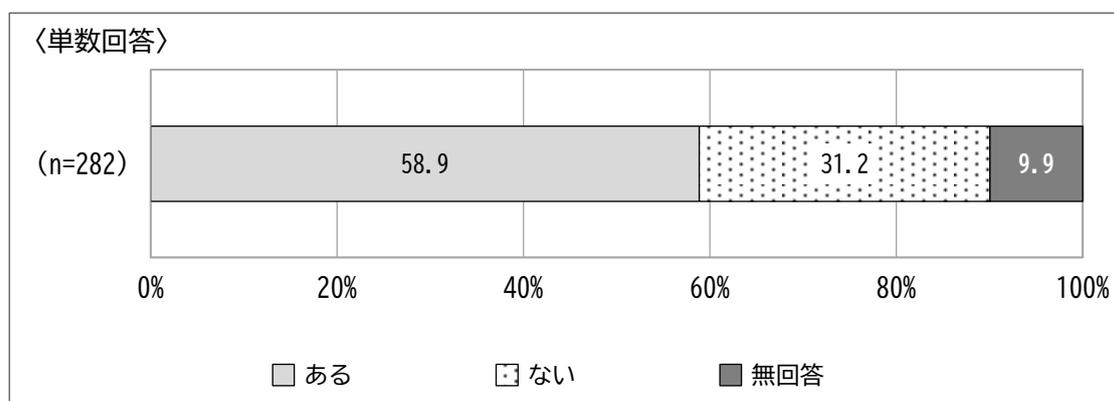
### ◆他の機関との連携の有無と必要性



## ウ. 市の取組について

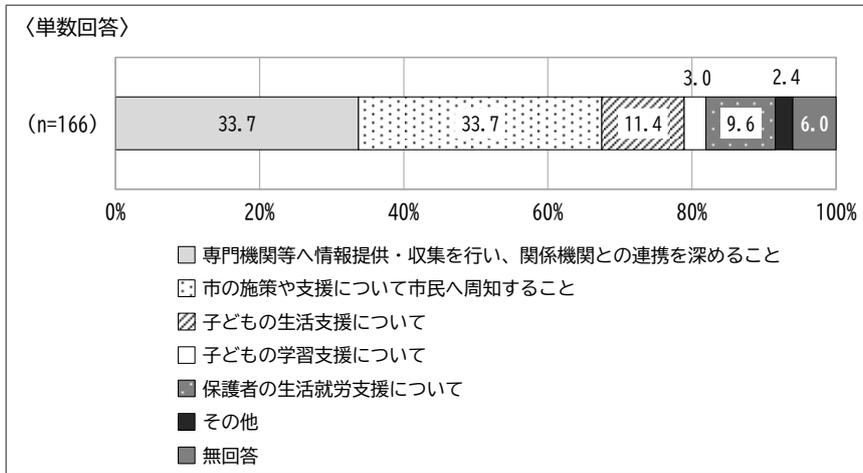
支援を行う上で市に求めるもの（施策や役割など）については、「ある」が58.9%、「ない」が31.2%となっています。

### ◆支援を行う上で、市に求めるもの（施策や役割など）



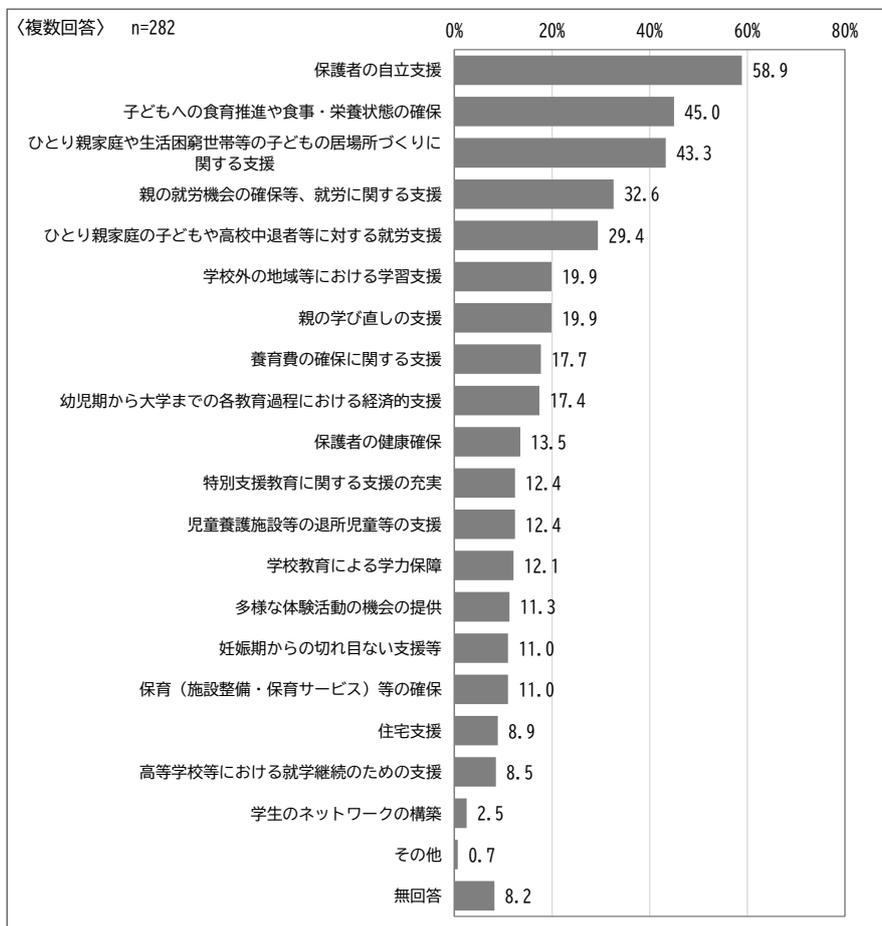
市に求めるもの（施策や役割など）の内容については、「専門機関等へ情報提供・収集を行い、関係機関との連携を深めること」、「市の施策や支援について市民へ周知すること」（共に33.7%）が最も高く、次いで「子どもの生活支援について」（11.4%）となっています。

◆市に求める（施策や役割など）内容（求めるものが「ある」と回答した人のみ）



貧困の状態に置かれた子どもやその家族に必要な支援については、「保護者の自立支援」（58.9%）が最も高く、次いで「子どもへの食育推進や食事・栄養状態の確保」（45.0%）、「ひとり親家庭や生活困難世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援」（43.3%）となっています。

◆貧困の状態に置かれた子どもやその家族へ必要な支援



### 3 子どもに関わる支援者に対するヒアリング調査

#### (1) 調査の概要

調査時期	令和2年7月～8月
調査方法	郵送配布・回収によりアンケート調査を実施した後、その回答内容などについて訪問し、直接聞き取りによるヒアリングを実施
配布数・回収数・回収率	配布 13件 回収 13件 回収率 100% 訪問件数 12件、電話インタビュー 1件

#### ■ 調査対象団体等

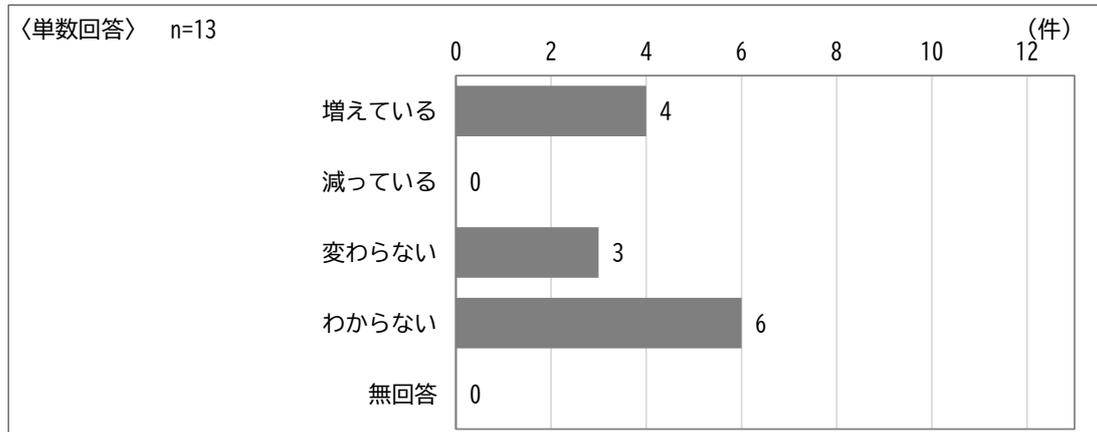
都城市生活自立支援センター	都城市母子寡婦福祉連絡協議会
妻ヶ丘地区まちづくり協議会	姫城地区まちづくり協議会
五十市地区社会福祉協議会	山田地区社会福祉協議会
サタスタ支援道場 i n 沖水	子どもと家族・関係者の集まりポン太クラブ
一般社団法人 らしくサポート	社会福祉法人まりあ 「夢学舎」
高城地区土曜こども学習会・観音くらぶ	ふるさと育成協議会
みやこぼるこども縁	

## (2) 調査結果のポイント

### ① 都城市における子どもの貧困の状況について

これまでの経験から、貧困の状態に置かれた子どもの数は増えていると感じるかについては、「わからない」が6件と最も高く、次いで「増えている」が4件、「変わらない」が3件となっています。

#### ◆貧困の状態に置かれた子どもの数は、増えていると感じるか

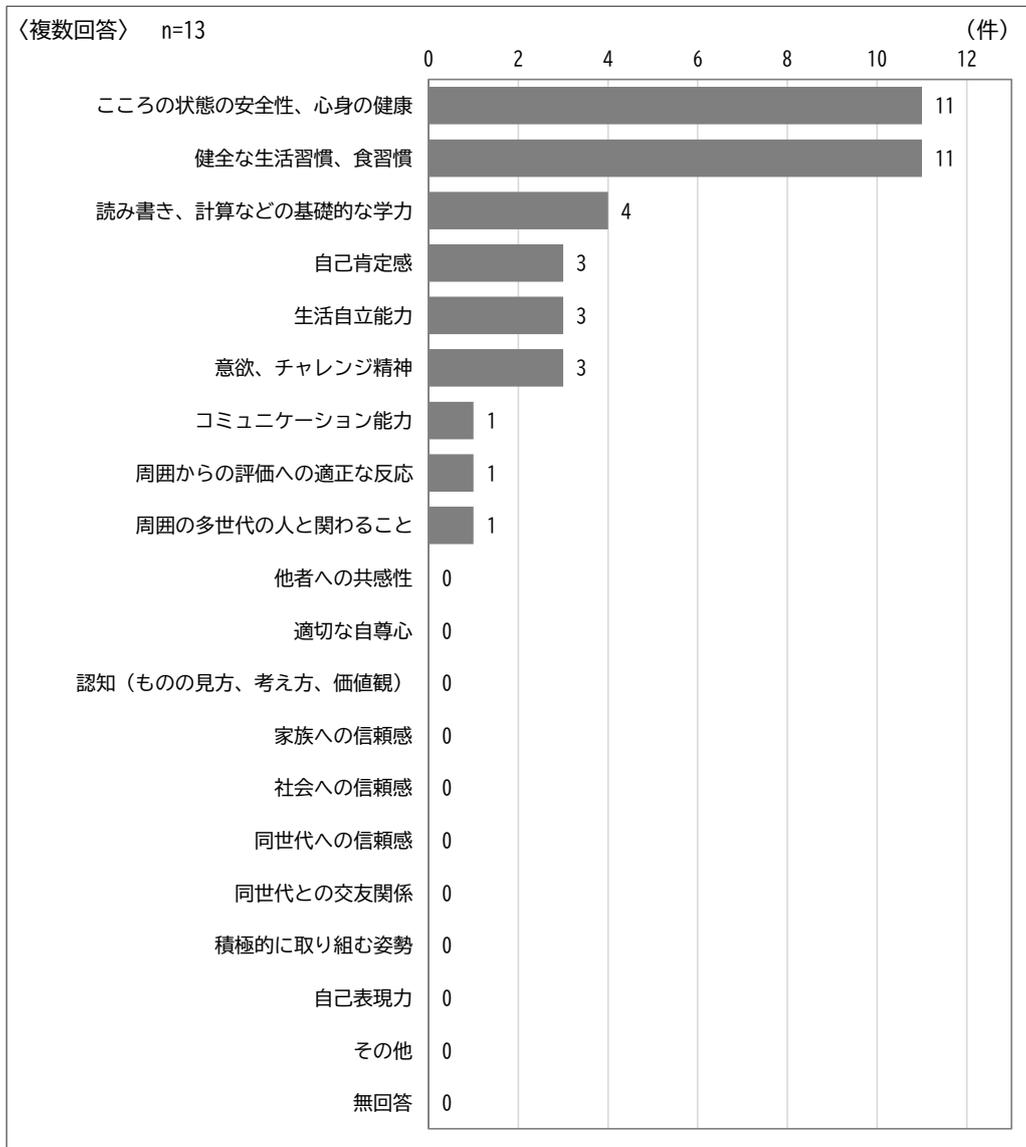


#### 〈ヒアリングの主な意見〉

- ・元々収入のある人がコロナの影響も含め収入が減り、それなりの収入はあるものの生活できないというケースが増えている。
- ・ひとり親家庭が増えているとは感じる。
- ・親が子どもにご飯を食べさせないと聞くが、貧困のためというより育児放棄の部分が大きいと感じる。
- ・貧困というよりは、親の収入はあるが子どもにうまく使われていないと感じる。例えば、車、携帯電話は持っていて、子どもの学費など子どもに必要なことに使われていない。

貧困の状態に置かれた子どもはどのような面で困難を抱えているかについては、「こころの状態の安全性、心身の健康」、「健全な生活習慣、食習慣」（共に11件）が最も高く、次いで「読み書き、計算などの基礎的な学力」が（4件）となっています。

◆貧困の状態に置かれた子どもが抱えている困難

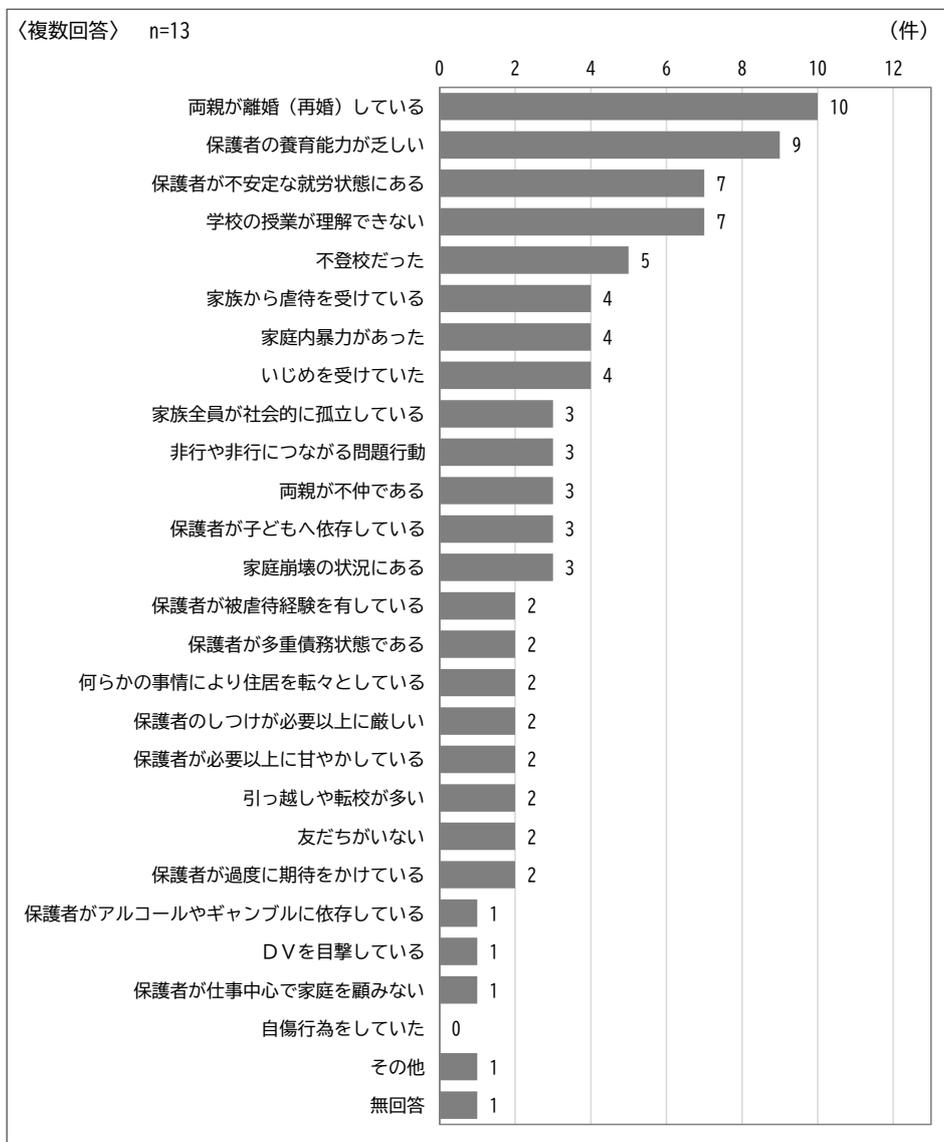


〈ヒアリングの主な意見〉

- ・自己主張が少ない。母親に気を遣って言いたいことが言えない、慣れるまでに時間がかかる。
- ・家庭に問題のある場合、子どもの学力や心理面に影響を与える傾向がある。
- ・ひとり親世帯では、母親または父親が一人で家事等を行うため、子どもに目が行き届きにくいことがあり、子どもに特性がある場合、更に親の精神的負担が大きくなる。

支援している子どもは成育上どのような経験をしていることが多いかについては、「両親が離婚（再婚）している」（10件）が最も高く、次いで「保護者の養育能力が乏しい」（9件）、「保護者が不安定な就労状態にある」「学校の授業が理解できない」（共に7件）となっています。

◆ 貧困の状態に置かれた子どもが成育上経験していること



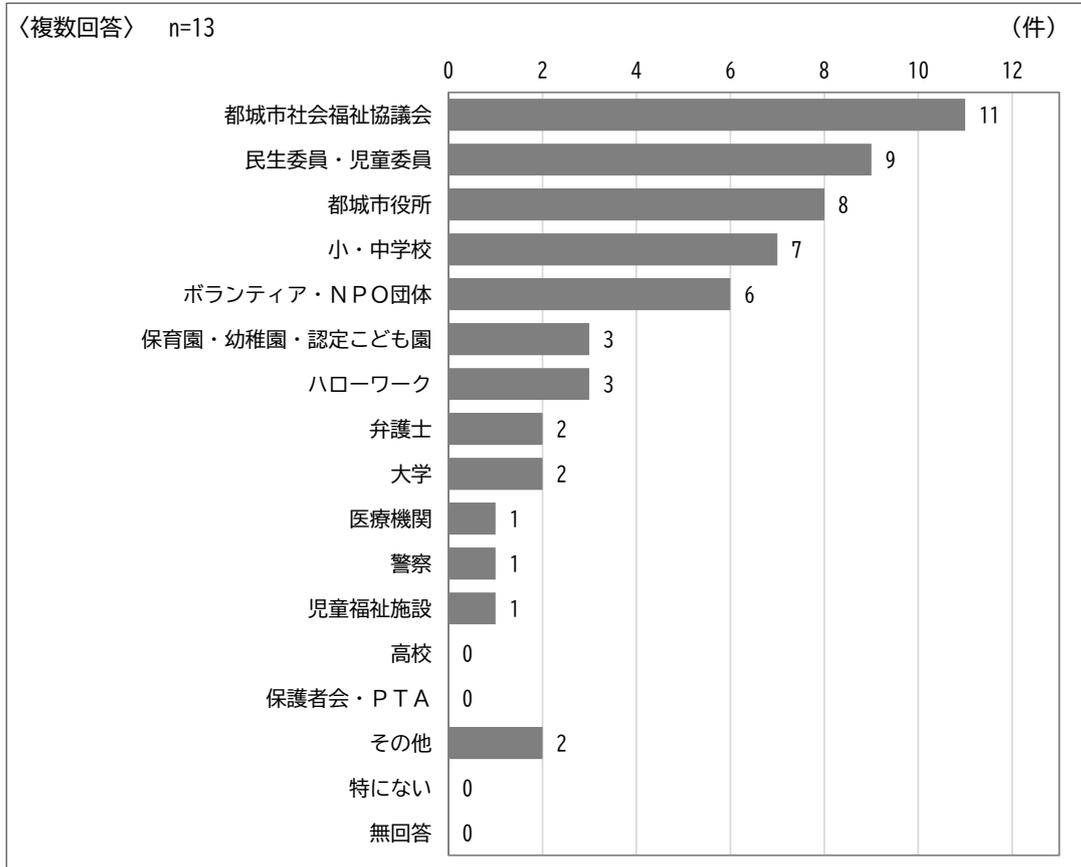
〈ヒアリングの主な意見〉

- ・ 保護者自身も子どもの頃に貧困を経験しており、貧困の連鎖となっているケースがあった。
- ・ 家庭が民生委員・児童委員などの地域とつながっていない、ごく限られた人とのつながりの中で生活していると感じる。地域の中に相談相手がいない。
- ・ 子どもが家事や兄弟の世話で自分のための時間が使えない。また、子どもが、子ども自身で働いたお金を親にあげてしまい、それが生活費等になり、自分のお金として使えない。
- ・ 福祉の手厚さやネット上の情報を、親が都合良く解釈し、子どもに間違った考えを与えている。（例えば、仕事をしなくても食べていけるとか）
- ・ 親があいさつなど社会生活において基本的なことができないため、子どもにしつけ等ができていないと感じる。

## ② 他団体との連携について

支援を行う上での他の機関との連携については、「都城市社会福祉協議会」(11件)が最も高く、次いで「民生委員・児童委員」(9件)、「都城市役所」(8件)となっています。

### ◆連携している機関や団体など



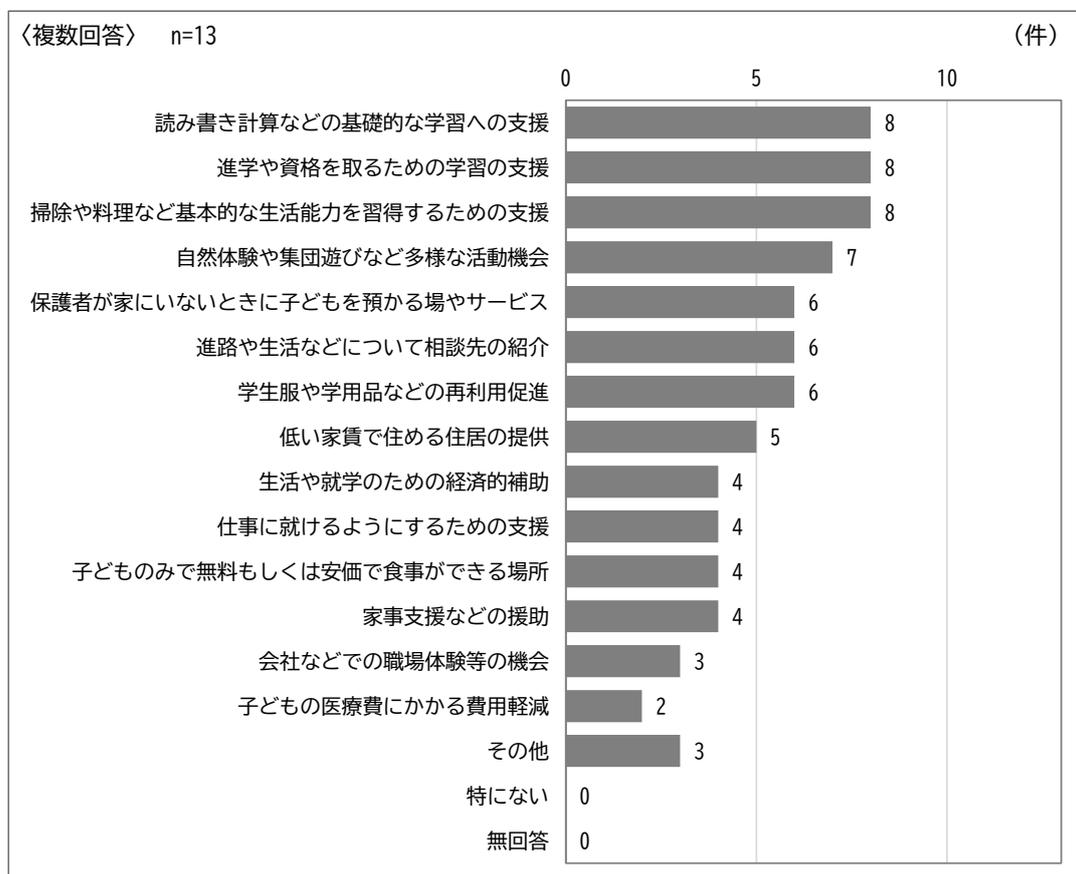
### 〈ヒアリングの主な意見〉

- ・団体同士の情報共有が必要だが、どこまで個人情報を発信できるかが難しい。相談者からつながぐことを拒否される場合は、無理やりつながぐわけにいかない。情報をもっと早く知っておきたかったということもある。
- ・学習支援に対し、学校により協力体制が異なる。また、福祉サービスを知らない先生もいるため、情報共有などにおいて、教育と福祉が末端でつながってほしい。
- ・ひとり親、不登校、引きこもり、貧困などの家庭を知るのは民生委員であり、その情報を他の関係機関に、うまくつなげることができていないのではないかと。
- ・都城市において貧困に特化した団体があるのか、情報が欲しい。子育て支援、福祉団体のどちらにも所属できていない現状であり、活動しやすくなるように、行政、社会福祉協議会ときちんとした形で連携できればと思う。
- ・民生委員、公民館長との情報交換が難しい。
- ・子どもが高校生になると、ネグレクトや経済的な面で子どもへ依存傾向のある家庭等について相談できる窓口がないため、相談できる場所がほしい。

### ③ 今後の支援策について

今後、困難を抱える家庭の子どもや保護者に必要だと思う支援については、「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」、「進学や資格を取るための学習の支援」、「掃除や料理など基本的な生活能力を習得するための支援」（共に8件）が最も高くなっています。

#### ◆ 困難を抱える家庭の子どもや保護者に対し、必要と思う支援

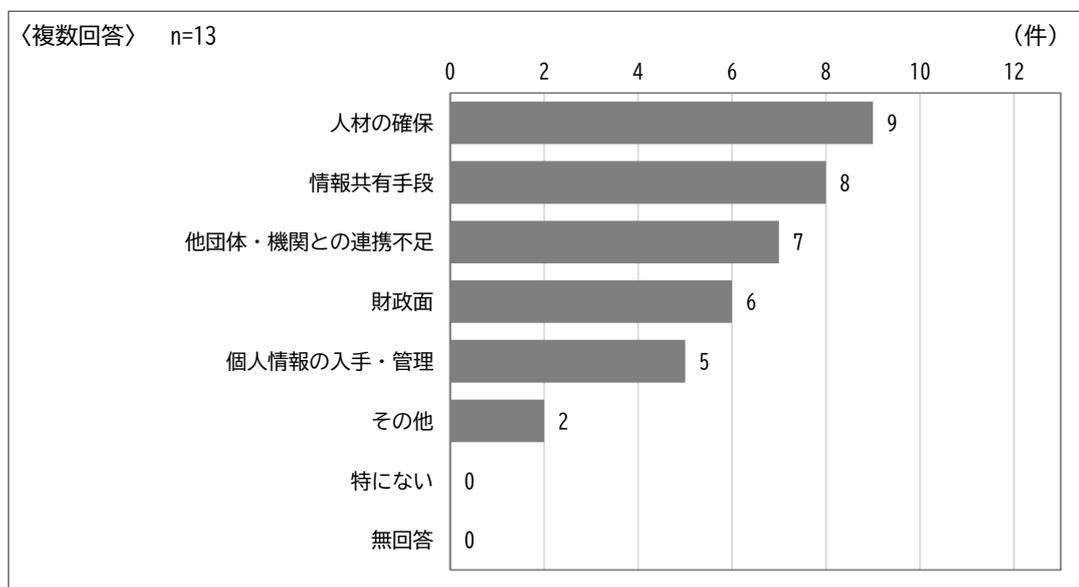


#### 〈ヒアリングの主な意見〉

- ・子どもの進学、受験の時にぎりぎりまで相談に来られる方が多いが、そうなるとう手が打てず銀行での借入れなどしかなくなってしまふ。ひとり親でお金がかかるから進学させない方と考える方に対して、奨学金制度など色々な支援があると教えている。
- ・自立して生活できる場所。子と親が離れた方がいいと思われる場合に、家庭以外で規則正しい生活ができる場、下宿のような環境があればよいと感じる。
- ・子どもが小さいうちは保護者の影響が大きいので、保護者への支援が重要となる。子ども自身が選択することは難しく、保護者が選択し動いていくために、保護者を支援し一緒に考え選択肢を増やしていけるようにする。
- ・お金はあるが、総菜を置いておくだけ、ご飯ではなく菓子パンを食べさせるなどといったことを聞き、食の支援の必要性を感じ、社会福祉協議会で実際に食の支援を行っている。

今後新たな支援を検討する上で課題となることについては、「人材の確保」（9件）が最も高く、次いで「情報共有手段」（8件）、「他団体・機関との連携不足」（7件）となっています。

◆新たな支援を検討する上での課題



◆子どもの居場所の必要性と不足していると思う場所（自由記述）

- ・地区社会福祉協議会が運営主体となり、ボランティアの協力と子ども食堂を各地区公民館に設置してほしい。
- ・子どもの居場所=今のそのままの自分を受け入れてくれ、認めてくれる人と場所。家、学校以外での地域（自分1人でも行ける場所）。
- ・母子・父子寡婦の方が「あそこに行けば色々な情報がもらえる」というようなアンテナショップ的な存在。
- ・不登校支援
- ・自由にコミュニケーションが図れる場の設定（学習支援を含む）
- ・家庭（家族）から離れた規則正しい生活ができる施設等
- ・日常的に子どもが自由に利用でき悩み相談ができる開かれた場所が必要。そのために常駐する人材と財源の確保
- ・子どもたちが、安心・安全に過ごせる場所が少ない。児童館も日・祝日開けて、見守ってほしい。

◆都城市として困難を抱える家庭の子どもや保護者に対する支援のために必要な対策  
(自由記述)

- ・親の困り事をなくし、問題解決に向けた仕組みづくりと各地区のリーダー（館長など）の資質向上のための研修の場の確保が必要である。
- ・子どもへの望ましい学習習慣の指導、基礎学力を身に付けさせる、進学進路指導などの支援事業の継続。保護者への雇用対策（就労支援）、収入の安定、子ども食堂（食育支援）、地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会の充実などの支援を継続して、福祉の理念を行動で発揮していただきたい。
- ・生活困難世帯が今後更に増加（コロナウイルスによる失業等）が予想される。経済的な支援の必要性が出てくるかもしれません。
- ・アンテナショップ的（行政・ファイナンシャルプランナー・弁護士等々つないでいけるようになると有難いです。）な存在を是非!!と思います。
- ・困難や問題を抱えている子どもや保護者の情報が入りにくく、学校の家庭訪問が大事かと思えます。
- ・生活保護など公的な支援に結び付く直接支援対象者以外はなかなか行政に相談する家庭は少ないと思う。支援団体への行政からの後方支援が必要だと思う。
- ・積極的な訪問等による支援
- ・小学校高学年は、算数の習熟度別授業が行われています。低学年の学校教育からもっと力を注いで欲しいと希望します。1，2年生ですでに理解力や意欲や集中力に大きな差がありますので、1クラスに先生が2人は置いてほしいと強く望みます。そして、理解度の低い児童へのサポーターを募るべきだと思います。学習の基礎的な所をつまずき、高学年、そして中学校で問題が生じたりして、そのまま就職・結婚と進み、貧困になる可能性が高いと思います。こどもの教育は、勉強的な事だけでなく精神面も育ててやれる方法をとれたらと思います。
- ・家庭でのネグレクトや保護者の未就労で困っている子どもたちへの対策として連絡できる窓口（連携）。
- ・幼少期の支援は、特に重要であると思う。幼少期のうちに相談場所や施設を設置することにより実施できる。また、保育園・幼稚園・認定こども園等はアウトリーチすることができる施設と言っても良い。意識して子どもと保護者の支援を行い、支援機関へつないでいく事に関わるすべての人が行わなければと考えます。

## 4 第1期計画の点検・評価

### (1) 子どもの貧困に関する参考指標の現状値

第1期計画において、本市の子どもの貧困の状況を把握し、計画の実効性を担保するために、子どもの貧困に関する指標を設定しました。指標の具体的な項目は、県で示された19項目のうち、本市の数値が把握できる項目としました。

計画の見直しに当たり、参考とする指標が改善に至っているかどうかの検証を行いました。

#### ① 第1期計画の本市の子どもの貧困に関する参考指標

番号	指標	H28年度 基準値	R2年度 到達目標	R1年度 実績値
1	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等進学率	80.0%	基準値を 上回る	87.5% (7人/8人)
2	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等中退率	6.0%	基準値を 下回る	3.45% (1人/29人)
3	生活保護世帯に属する子どもの 大学等進学率	0.0%	基準値を 上回る	16.7% (1人/6人)
4	生活保護世帯に属する子どもの 就職率（高等学校卒業後）	100.0%	基準値を 維持	66.7% (4人/6人)
5	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園)	85.2%	基準値を 上回る	83.8%
6	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	82.4%	基準値を 上回る	87.5%
7	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	83.0%	基準値を 上回る	89.6%
8	スクールソーシャルワーカー*の 配置人数	県：2人	基準値を 上回る	県：2人
9	スクールカウンセラー*の配置率 (小学校)	県：要請に応じて 中学校の配置校か らの派遣により対 応している		県：要請に応じて 中学校の配置校か らの派遣により対 応している
10	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	県：配置校19校 (うち14校は定 期、5校は要請に 応じて対応してい る)		県：配置校19校 (うち14校は定 期、5校は要請に 応じて対応してい る)

## ② 参考指標達成状況の総括

検証の結果、本市における子どもの貧困に関する指標については、おおむね達成できていると評価できます。

生活保護世帯の子どもに関する指標（指標 1～4）
4つの指標のうち、3つの指標については数値が改善し、目標を達成できました。 残る「生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後）」についても、100%を目標としていたところ6人中4人が就職し、1人が大学等へ進学したことから1人が達成できなかったこととなり、達成率は8割を超えることからおおむね目標を達成しました。
ひとり親世帯に関する指標（指標 5～7）
ひとり親家庭の子どもの就園率については、実績値が基準率を1.4ポイント下回りましたが、ひとり親家庭の親の就業率は、母子家庭、父子家庭ともに数値が改善し目標を達成しましたので、全体的にはおおむね目標を達成しました。
スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーに関する指標（指標 8～10）
スクールソーシャルワーカーの配置人数とスクールカウンセラーの配置率については、基準値を維持できており、宮崎県において「対応できている」とする結果となっていることからおおむね目標を達成できました。 また、本市においては、教育関係者のニーズに対応するため、令和2年度にスクールソーシャルワーカーを採用し体制の充実を図っています。

## (2) 施策の点検・評価

以下の評価基準により、「みやこのじょう子どもの未来応援計画」の施策評価を行いました。

### ■評価基準

評価	個別施策	施策
A	4.5 以上	非常に効果的
B	3.5～4.4	効果的
C	2.5～3.4	おおむね効果的
D	1.5～2.4	効果的でない
E	1.5 以下	評価不可

※個別の事業について5段階評価を行い、その結果を基に施策ごとの評価を算定しました。

(個別施策ごとに事業の評価平均点を算出、更にその個別施策の平均点から施策ごとの評価を算定)

## 対策の柱 1：子どものための教育支援

### 施策 1 「学校」をプラットフォーム\*とした総合的な対策の展開

施策の達成状況			評価
<p>4 施策のうち、A評価 1 件、B評価が 2 件、C評価が 1 件となりました。</p> <p>C評価となった「学校教育による学力保障」のうち、「教職員による貧困問題についての啓発」が特に評価が低くなっていることから、教職員の働き方改革にも配慮しながら、OJT*やOff-JT*などで時間を見ながら研修を進める必要があります。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①学校教育による学力保障	3	3.43	C
②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	3	4.00	B
③地域による学習支援	4	3.50	B
④高等学校等における就学継続のための支援	1	4.50	A

### 施策 2 幼児教育の負担軽減及び幼児教育・保育の質の向上

施策の達成状況			評価
<p>2 施策のうち、A評価 1 件、B評価が 1 件となりました。</p> <p>令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育無償化の対象外である 3 歳未満は保育料についても負担軽減が図れました。また、「病児・病後児保育」や「子育て短期支援事業」の充実を図るなど効果的な事業が実施できました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①保育料の負担軽減	4	4.75	A
②幼児教育・保育の質の向上推進	3	4.00	B

### 施策3 就学支援の充実

施策の達成状況			評価
<p>4施策のうち、A評価1件、B評価が3件となりました。</p> <p>低所得者や要保護・準要保護認定者に対する援助や、奨学金の貸与が適切に実施できました。また、特別支援学校への入学や特別支援学級の入級について適切な判断ができました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①就学前段階の就学支援の充実	1	5.00	A
②義務教育段階の就学支援の充実	1	4.00	B
③奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減	1	4.00	B
④特別支援教育の充実	1	4.00	B

### 施策4 大学等進学に対する教育機会の提供

施策の達成状況			評価
<p>1施策を実施し、B評価となりました。</p> <p>効果的な貸与ができているが、非課税世帯に対する大学の実質無償化が開始され、申請者が減少していることから見直しの検討が必要とされました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援	5	4.00	B

### 施策5 生活困窮\*世帯等への学習支援

施策の達成状況			評価
<p>1施策を実施し、B評価となりました。</p> <p>放課後児童クラブ、放課後子ども教室、地域学習支援における場の確保及び経済的支援共に効果的に実施できました。今後は支援員の質の向上や人材不足の課題があります。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①子どもの学びの機会の確保と経済的支援	5	4.00	B

### 施策6 その他の教育支援

施策の達成状況			評価
<p>2施策のうち、B評価が1件、C評価が1件となりました。</p> <p>子ども食堂のモデル事業の実施や家庭教育学級の開設などおおむね効果的に実施できましたが、フードバンクの食材確保の仕組みづくりまでは至っていないことから今後検討が必要となっています。</p>			C
個別施策	事業数	平均点	評価
①子どもの食事・栄養状態の確保	2	3.00	C
②多様な体験活動の機会の提供	3	3.67	B

## 対策の柱2：子どものための生活支援

### 施策1 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

施策の達成状況			評価
<p>3施策のうち、A評価が1件、B評価が2件となりました。</p> <p>子どもの貧困対策事業の周知啓発については、多様な方法により取り組み、非常に効果的となりました。関係機関との連携については、おおむね効果的に実施できましたが、相談者の課題の多様化への対応や、講座等への参加者の減少など課題が残りました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①相談事業の連携強化	3	4.00	B
②NPO・ボランティア団体、地域団体等の活動支援	2	4.00	B
③子どもの貧困対策事業の周知啓発	3	5.00	A

### 施策2 子どもに対する生活支援

施策の達成状況			評価
<p>2施策のうち、B評価が1件、C評価が1件となりました。</p> <p>食育については効果的に事業の実施ができましたが、一部事業において見直しが必要とされる事業がありました。また、生活困窮世帯等の学習支援は計画どおり実施できましたが、対象者や地域間の差に課題が残りました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①食育の推進に関する支援	2	3.88	B
②生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援	1	3.00	C

### 施策3 子どもに対する就労支援

施策の達成状況			評価
<p>3施策のうち、A評価が1件、C評価が1件、D評価が1件となりました。</p> <p>相談や情報提供については非常に効果的に実施できました。「定時制高校生への就職支援」については、高校側とこれまで以上に連携を取り、就職につながるよう取組を強化する必要があります。</p>			C
個別施策	事業数	平均点	評価
①ひとり親家庭等の子どもに対する就労支援	1	4.50	A
②就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援	1	2.67	C
③定時制高校に進学する子どもの就労支援	1	2.00	D

## 施策 4 支援体制の強化・充実

施策の達成状況			評価
<p>2施策のうち、A評価が1件、C評価が1件となりました。</p> <p>児童相談所*との連携については、休日、夜間等の体制もできており、効果的な連携ができています。相談職員においては、定期的な研修等の実施により、専門性を高めることができ非常に効果的に実施できました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①児童相談所との連携強化	1	3.25	C
②相談職員の資質の向上	1	4.50	A

## 施策 5 その他の生活支援

施策の達成状況			評価
<p>2施策のうち、B評価が2件となりました。</p> <p>母子保健施策や利用者支援事業により、妊娠期からの切れ目ない支援が効果的に実施できました。また、住宅支援として、給付金の支給や市営住宅の優先入居など適切な対応が図れました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①妊娠期からの切れ目ない支援等	2	4.00	B
②住宅支援	2	4.00	B

## 対策の柱3：子どものための経済的支援

### 施策 1 生活を下支えする経済的支援

施策の達成状況			評価
<p>4施策のうち、A評価が1件、B評価が3件となりました。</p> <p>相談者に対し、細やかな対応ができるなど各種手当の支給については適正に滞りなく支給できました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①児童扶養手当等の各種手当の支給	3	3.67	B
②母子父子寡婦福祉資金等の貸付	3	3.67	B
③生活保護制度における経済的支援	1	5.00	A
④養育費の確保	2	3.50	B

## 施策2 その他の経済的支援

施策の達成状況			評価
<p>1 施策を実施し、B評価となりました。</p> <p>対象者に対し、適切な給付や助成等ができ効果的な負担軽減が行えました。令和2年度より子ども医療助成の対象を中学校卒業までへ拡充し、子育て世帯の経済的負担の軽減が図れました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
生活困窮世帯等に対する経済的支援	7	4.29	B

## 対策の柱4：保護者等に対する生活・就労支援

### 施策1 保護者等に対する生活支援

施策の達成状況			評価
<p>3 施策すべてが、B評価となりました。</p> <p>相談者に対し、適切に対応できました。</p> <p>相談者数の増加や内容の多様化がみられることから、更なる支援の強化を図ります。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①自立支援	3	4.00	B
②保育等の確保	7	4.00	B
③心身の健康確保	2	4.00	B

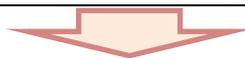
### 施策2 保護者等に対する就労支援

施策の達成状況			評価
<p>2 施策すべてが、B評価となりました。</p> <p>ハローワークによる就労相談やみやこのじょう福祉・就労支援コーナー*と連携した取組や資格取得など支援が効果的に実施できました。</p>			B
個別施策	事業数	平均点	評価
①就労支援	1	4.00	B
②学び直しの支援	4	4.00	B

## 5 現状から見える問題・課題

保護者・子ども向け調査や民生委員・児童委員向け調査、団体等ヒアリング、第1期計画の評価等から本市における課題を整理し、必要と考えられる施策の方向性についてまとめます。

支援体制の構築	
調査等に見る問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○悩みの相談や頼れる親戚や友人・知人について、生活困難世帯の保護者の6%程度が「全くいない」と回答しています。</li> <li>○支援団体等の情報共有が必要だが、どこまで個人情報が発信できるかが難しいといった意見がありました。</li> </ul>

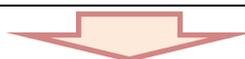


必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実、窓口の分かりやすさ、相談のしやすさ。</li> <li>○支援が必要な子ども・家庭に適切に支援を届けるための周知と提供体制。</li> </ul>
-----------	---



市民から見て分かりやすく使いやすい相談の受付体制、保護者や子どもの課題を早期に発見・把握し支援につなげる体制、市で実施している様々な施策をつなぐ体制が必要と考えられます。

社会全体での支援	
調査等に見る問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親の困り事をなくし、問題解決に向けた仕組みづくりと各地区のリーダー（館長など）の資質向上のための研修の場の確保が必要とされています。</li> <li>○約7割の民生委員児童委員及び約6割の子どもに関わる支援者が、関係団体との連携の必要性を感じています。</li> <li>○子どもの居場所として、今のそのままの自分を受け入れてくれ、認めてくれる人と場所。</li> <li>○ひとり親世帯はフルタイム（正規職員）の就業形態が多くなっています。</li> <li>○生活困難世帯及びひとり親世帯では、地域行事やPTA活動へ「よく参加している」と回答した人の割合は、それ以外の世帯に比べ低くなっています。</li> </ul>



必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援する側の人材育成・人材確保</li> <li>○子どもたちを対象に、過ごし場所や学習、食などの支援を行う市民活動やボランティアの周知・支援。</li> <li>○子どもに関わる行政・団体及び団体間の連携。</li> </ul>
-----------	---



市民活動や地域での福祉を支える団体等の支援、子どもの貧困という社会問題への理解促進などを通じ、社会全体で互いに支え合う意識や体制をつくっていくことが必要と考えられます。

教育の支援	
調査等に見る問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒調査より、ひとり親世帯では、学校の授業の理解度が低くなる傾向があります。</li> <li>○ひとり親世帯の悩みでは、「子どもの勉強・学力」「子どもの進路（進学・就職）」「収入面の不安」が多くなっています。</li> <li>○生活困難世帯は、学習塾に通わせる等の経験が経済的に難しいと回答する割合が高くなっています。</li> <li>○市の学習支援事業を「知らない」保護者が約8割となり、今後の参加意向「わからない」と回答した保護者が約4割となっています。</li> <li>○ひとり親世帯の子ども、保護者共に「大学まで」の進学希望が低くなっています。</li> <li>○「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合は、ひとり親世帯が低くなっています。</li> </ul>

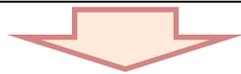


必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における、専門家による教育相談、就学相談等。</li> <li>○学校や地域における学習の支援の周知。</li> <li>○教育費負担の軽減。</li> </ul>
-----------	--

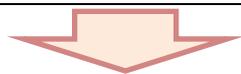


幼児教育・保育における支援、学校をプラットフォームとする支援、また、教育に関わる経済的負担軽減や、地域での学習支援の充実など、子どもの学びを応援することが必要と考えられます。

生活の支援	
調査等に見る問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが朝食を食べない割合はひとり親世帯で高くなっています。</li> <li>○子どもの主観的な健康状態はひとり親世帯で「よい」の割合が低くなっています。</li> <li>○ひとり親家庭では、平日の放課後に「自宅（一人である）」割合が4割近くと高くなっています。</li> <li>○ひとり親家庭では地域活動への参加割合が低くなっています。</li> <li>○子ども食堂への参加希望は、生活困難世帯で約4割となり、それ以外の世帯と比べて約1割高くなっています。</li> </ul>



必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠・出産段階からの親子の健康づくり。経済状況によらず保健指導を受けられるようにする支援。</li> <li>○子どもの居場所づくり。</li> </ul>
-----------	--



健康づくりや、健康の基礎となる食、子どもたちが安全・安心に過ごし多様な体験のできる居場所、あるいは住まいなど、生活の様々な場面での応援が必要と考えられます。

就労の支援	
調査等に見る問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困難世帯の就労形態では、父親、母親共に「正社員」の割合が低く、生活困難世帯のひとり親世帯が仕事をさがしている割合は高くなっています。</li> <li>○市の「就職サポート事業」を利用したことがある人は2%程度となり、「制度を知らない」人が15%となっています。</li> <li>○支援している子どもが成育上経験していることとして「保護者が不安定な就労状況にある」とする回答が多くなっています。</li> </ul>

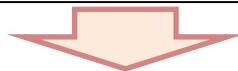


必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労に関する相談窓口の周知。</li> <li>○個々の状況に応じた支援。</li> <li>○就職に有利な資格取得の支援。</li> </ul>
-----------	---



就労のための情報提供や相談窓口などにより、保護者全般やひとり親家庭の仕事を応援することが必要と考えられます。

経済的支援	
調査等に見る問題・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の主観的な暮らし向きは、生活困難世帯において「苦しい」と答えた割合が約6割となり、それ以外の世帯より約4割高くなっています。</li> <li>○生活困難世帯の子どもの進学のために預貯金等をしている割合は5割程度となり、その他の世帯より低くなっています。</li> <li>○ひとり親世帯の中に経済的理由で医療機関を受診させなかった経験があるとする回答があります。</li> </ul>



必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てに関する経済的な支援の周知。</li> <li>○収入や家庭の状況に応じた経済的支援。</li> </ul>
-----------	---



各種手当や助成制度などにより、経済面で子育て家庭を応援することが必要と考えられます。



## 第 3 章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

**すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことができる社会の実現を目指す**

市の活力を維持し、安心と希望あふれる未来を築く礎となるのは「人」であり、子どもたちは、将来を担うかけがえのない地域の宝です。

その子どもたちが自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていく社会にするためには、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境の整備や教育の機会均等など、更なる子どもの貧困対策の推進が重要です。

このことから、子どもの貧困対策の意義及び国の大綱の趣旨を踏まえ、県の推進計画との整合性を図りながら、本計画の基本理念として「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことができる社会の実現を目指す」とします。

## 2 基本方針

温かな市民性に育まれた地域の繋がりを活かし、市民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む

貧困に至る要因は、その家庭や子どもによって様々であり、複数の課題が複雑に絡み合っていることも多いため、貧困の状況にある子どもや、そのような状況に至るおそれのある子どもを地域全体で孤立させないように気付き、見守り、支援することが大切です。

全国的には、都市化や核家族化により、希薄な地域の人間関係が課題であるとされていますが、本市は温かな市民性や、人や地域のつながりが強いことなど、経済的な数値では比較できない優位性があり、これらの強みは、本市の子どもの貧困対策を推進する上でも活用すべき資源です。

また、子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、市民、関係団体、行政がお互いにそれぞれの役割を理解して一体的に取り組む必要があることから、これまでも市民、関係団体、行政により連携・協力して取り組んできましたが、今後とも更なる連携が重要です。



### 3 子どもの貧困対策における本市の取組の視点

貧困の状態にある子ども、その家庭が抱える複合的な課題等を踏まえ、本市が子どもの貧困対策に取り組むに当たっての視点を次のとおり整理します。

#### (1) 貧困の連鎖を断ち切る視点

現に生活困難を抱える世帯に対する「現在」の生活支援を進めると共に、貧困の連鎖を断ち切る「未来」に向けた学習等の支援についても充実を図り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会の実現を目指します。

#### (2) 全庁的に取り組む視点

子どもに関係するすべての課が連携を強化し、全庁的に貧困対策に取り組むことで、困難を抱える家庭に早い段階で気づき、親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を行います。

#### (3) 誰一人取り残すことがない社会の実現の視点

親の健康状態の悪化や子どもや保護者に障がいがあったり、外国籍であるなど、世帯の状況は多様化しています。

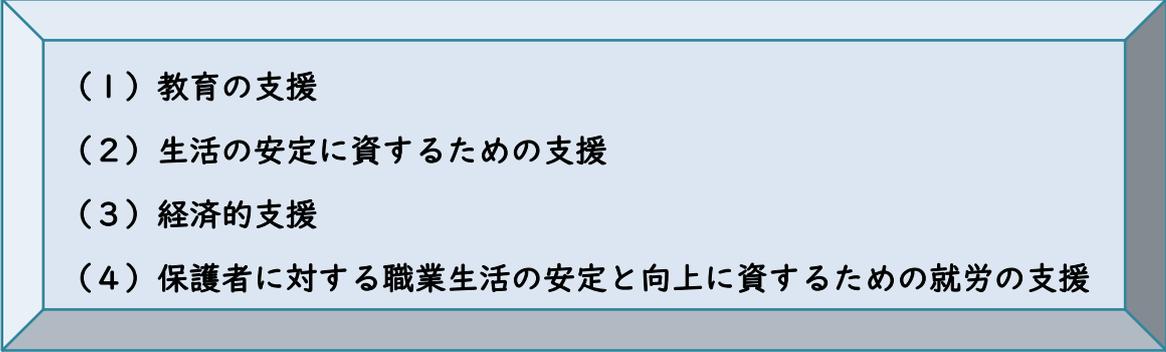
必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等、支援が届いてない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進します。

#### (4) 地域との協働\*の視点

子ども食堂や学習支援活動を行う団体や、NPO法人・地域団体などの地域コミュニティを推進する活動を支援し、協働の視点で取組を展開します。

## 4 対策の柱

国の大綱及び県の推進計画としては、生活困難の状況にある子どもとその家庭に対する支援として、以下の4項目の柱に沿って取組を推進しています。

- 
- (1) 教育の支援
  - (2) 生活の安定に資するための支援
  - (3) 経済的支援
  - (4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

本市においても、国の大綱及び県の推進計画との整合性を図りながら実効性のある計画を推進していくため、対策の4つの柱を分かりやすくしました。

### 対策の柱1：子どものための教育支援

---

すべての子どもが質の高い教育を受けることができ、生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、将来の夢や志を持ち、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力などを最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるように、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の教育に関する支援を行います。

また、地域の資源を活かし、行政、教育関係者、ボランティア等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うと共に、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感を高める取組を推進します。

### 対策の柱2：子どものための生活の安定に資するための支援

---

妊娠・出産、子育て期を通じて、適切な助言やサービスを受けることができ、貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、相談窓口の周知と利用促進、生活や子育てに困難を抱えている可能性のある家庭の早期発見に努めます。

また、庁内各部署・各機関・各団体の連携により、支援施策をつなぎ、生活困難世帯に確実に支援を届ける体制をつくります。

### 対策の柱3：子どものための経済的支援

---

子どもの貧困対策を推進するに当たっては、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で、生活困難世帯の経済的な支援などの基盤整備を図っていく必要があります。そのため、生活困難世帯に対しては、各種手当や医療費の助成、生活や進学等に必要な資金貸付等に関する諸制度の充実を図ります。また、生活保護に関しては、セーフティネットとしての役割を果たすため、制度及び相談窓口等の周知を図ると共に、必要に応じて適切な支援を行います。

### 対策の柱4：保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

---

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要となることから、保護者に対する職業訓練の実施、就職のあっせん、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を推進します。

また、ひとり親世帯では、不安定な就労形態にある世帯も多いことから、子どもが安定した生活を送ることができるように、ひとり親世帯に対する自立支援の取組を推進します。



## 5 子どもの貧困に関する指標・目標

### (1) 子どもの貧困に関する指標

国の大綱及び県の推進計画では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために、子どもの貧困に関する指標を設定しています。

従って、本計画においても、本市の子どもの貧困の状況を把握し、計画の実効性を担保するために、子どもの貧困に関する指標を設定することとします。指標の具体的な項目は、県で示された24項目のうち、本市の数値が把握できる項目とします。

ただし、国及び県の指標は、数値目標を盛り込まない推移を検証するための基準項目です。よって、本計画においては、県が示した24項目のうち15項目について、見直し時に参考とする指標が改善に至っているかどうかを把握していきます。



◆子どもの貧困に関する指標

NO.	指標		全国	宮崎県	都城市	出典
<b>【教育の支援】</b>						
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		93.7%	92.1%	87.5%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		4.1%	5.2%	3.45%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		36.0%	23.1%	16.7%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ
4	児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後	95.8%	100.0%	—	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
5		高等学校等卒業後	30.8%	34.8%	—	
6	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7%	88.9%	83.8%	全国ひとり親世帯等調査
7	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後	95.9%	98.6%	—	全国ひとり親世帯等調査
8		高等学校等卒業後	58.5%	—	—	
9	全世帯の子どもの高等学校中退率		1.4%	1.6%	—	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数		48,594人	522人	—	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9%	46.0%	51.4%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 学校教育課調べ
12		中学校	58.4%	65.9%	68.4%	
13	スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6%	要請に応じてすべての学校に対応 (対応実績6.3%)	中学校配置のスクールカウンセラーが要請に応じてすべての小学校に派遣	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 学校教育課調べ
14		中学校	89.0%	配置校83校のほか、要請に応じてすべての中学校に対応 (対応実績73.4%)	14校に配置されている。残り5校へも要請に応じて派遣 (配置率73.6%)	
15	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6%	92.3%	100%	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 学校教育課調べ

NO.	指標		全国	宮崎県	都城市	出典
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2%	34.6%	100%	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 学校教育課調べ
17		中学校	56.8%	42.3%	100%	
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	—	—	独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ 注) 高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。
19		短期大学	—	—	—	
20		高等専門学校	—	—	—	
21		専門学校	—	—	—	
<b>【生活の安定に資するための支援】</b>						
22	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	—	—	生活と支え合いに関する調査（特別集計）
23		子どもがある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%	—	—	
24	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7%	—	—	生活と支え合いに関する調査（特別集計）
25		子どもがある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9%	—	—	
26	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（重要な事柄の相談、いざというときのお金の援助）	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざというときのお金の援助 25.9%	—	—	生活と支え合いに関する調査（特別集計）

NO.	指標		全国	宮崎県	都城市	出典
27		等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4%	—	—	
<b>【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】</b>						
28	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8%	83.9%	87.5%	国勢調査 市：全国ひとり親世帯等調査
29		父子世帯	88.1%	89.7%	89.6%	
30	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4%	49.3%	40.9%	国勢調査 市：全国ひとり親世帯等調査
31		父子世帯	69.4%	67.6%	71.1%	
<b>【経済的支援】</b>						
32	子どもの貧困率	国民生活基礎調査	13.9%	—	—	国民生活基礎調査
33		全国消費実態調査	7.9%	—	—	全国消費実態調査
34	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8%	—	—	国民生活基礎調査
35		全国消費実態調査	47.7%	—	—	全国消費実態調査
36	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9%	—	—	全国ひとり親世帯等調査
37		父子世帯	20.8%	—	—	
38	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯	69.8%	—	—	全国ひとり親世帯等調査（特別集計）
39		父子世帯	90.2%	—	—	
<b>【市独自の指標】</b>						
1	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校卒業後）		—	—	66.7%	市保護課
2	ひとり親世帯の家庭の暮らしの状況（大変苦しい・やや苦しいと答えた割合）	ひとり親世帯	—	—	58.6%	R2保護者アンケート
3	ひとり親世帯の無料の学習支援への参加率	ひとり親世帯	—	—	38.8%	R2保護者アンケート

## (2) 計画において目指す目標

本市の子どもの貧困対策において、特に重要な項目について数値目標を設定します。

### ① 生活保護世帯の子どもに関する指標

生活保護世帯の子どもについて、経済的な事情により進学等の希望を断念することがないように支援する必要があることから、生活保護の適正支給を行います。また、市独自の新たな指標を設定します。

### ② スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーに関する指標

子どもが抱える貧困を含めた様々な課題等を解決するための支援を行い、安心して学校生活を送ることができる環境を整える必要があることから配置人数・配置率の改善を目指します。

### ③ ひとり親世帯に関する指標

ひとり親世帯について、養育等の負担を減らす経済的支援や子どものための教育支援が必要であることから、ひとり親世帯の家庭生活状況の改善と無料の学習支援の参加割合の増加を市独自指標として設定します。

## 《令和6年度目標値設定の考え方》

指標No.	設定の考え方
No.1～3、7	過去の各学年生徒数を踏まえ、令和6年度の各学年生徒数を10名と設定し、「高校未進学者」「高校中退者」「高校卒業後に未進学・未就職者」を1名以下に抑えることを目標に掲げ、その割合を目標値とします。
No.4～6	現状維持としますが、スクールソーシャルワーカーについては不登校等の問題を解消する一つ的手段として、市2人配置を目標とします。
No.8	平成27年国民生活基礎調査の「ひとり親世帯の貧困率」50.8%を目標とします。(P88-No.34参照)
No.9	今回(令和2年度)アンケートのうち、ひとり親世帯の無料の学習支援へ参加させたい割合47.8%を目標とします。(P53-下段「無料の学習支援への参加意向」参照)

## 《数値目標》

No.	指 標	基準値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等進学率	87.5%	90.0%
2	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等中退率	3.45%	3.3%
3	生活保護世帯に属する子どもの 大学等進学率	16.7%	No.7の就職率と併せて 90%以上
4	スクールソーシャルワーカーの 配置人数	県：2人	県：2人 市：2人
5	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	中学校配置のスクー ルカウンセラーが要 請に応じてすべての 小学校に派遣	中学校配置のスクー ルカウンセラーが要 請に応じてすべての 小学校に派遣
6	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	14校に配置されてい る。残り5校へも要 請に応じて派遣	14校に配置されてい る。残り5校へも要 請に応じて派遣
7	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校卒業後)	66.7%	No.3の大学等進学率と併 せて90%以上
8	ひとり親世帯の家庭の暮らしの状況 (大変苦しい・やや苦しいと答えた割合)	58.6% (R2年度)	50.8%
9	ひとり親世帯の無料の学習支援への参加率	38.8%	47.8%

※基準値については、令和元年度の実績から算定していますが、No.8については、令和2年度に実施した保護者アンケートの数値を基準としています。

## 6 施策の体系

基本理念	すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことができる社会の実現を目指す
------	---

基本方針	温かな市民性に育まれた地域の繋がりを活かし、 市民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む
------	---

### ◆取組の視点◆

貧困の連鎖を断ち切る視点	全庁的に取り組む視点	誰一人取り残すことがない社会の実現の視点	地域との協働の視点
--------------	------------	----------------------	-----------

対策の柱	施策の方向性	具体的な取組
1 子どものための教育支援	(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開	①学校教育による学力保障 ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ③地域による学習支援 ④高等学校等における就学継続のための支援
	(2) 幼児教育・保育の負担軽減及び幼児教育・保育の質の向上	①保育料等の負担軽減 ②幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進
	(3) 就学支援の充実	①就学前段階の就学支援の充実 ②義務教育段階の就学支援の充実 ③奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減 ④特別支援教育に関する支援の充実
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	①高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援
	(5) 生活困窮世帯等への学習支援	①子どもの学びの機会の確保と経済的支援
	(6) その他の教育支援	①食育の推進に関する支援 ②多様な体験活動の機会の提供
2 子どものための生活の安定に資するための支援	(1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	①関係団体が連携したネットワークの構築 ②相談事業の連携強化 ③支援を行う人材の育成・確保 ④子どもの貧困対策事業の周知啓発
	(2) 子どもに対する生活支援	①子どもの食に関する支援 ②生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援 ③子どもの健康づくりに関する支援
	(3) 子どもに対する就労支援	①ひとり親家庭等の子どもに対する就労支援 ②就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援 ③定時制高校等に進学する子どもの就労支援
	(4) 支援体制の強化・充実	①児童相談所との連携強化 ②相談職員の資質の向上
	(5) その他の生活支援	①妊娠期からの切れ目ない支援等 ②住宅支援
3 子どものための経済的支援	(1) 生活を下支えする経済的支援	①児童扶養手当等の各種手当の支給 ②母子父子寡婦福祉資金等の貸付 ③ひとり親家庭の医療費の助成 ④生活保護制度における経済的支援 ⑤養育費の確保
	(2) その他の経済的支援	①生活困窮世帯等に対する経済的支援
4 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(1) 保護者等に対する生活支援	①自立支援 ②保育等の確保 ③心身の健康確保
	(2) 保護者等に対する就労支援	①就労支援 ②学び直しの支援





## 第4章 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 1 子どものための教育支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開

#### ① 学校教育による学力保障

具体的施策	施策の内容	担当課
基礎学力を保障する学校の取組支援	基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身につける指導の充実や、自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。	学校教育課
教職員に対する啓発	学校における具体的な支援を充実させる観点から、子どもに自己肯定感を持たせられるよう指導や支援体制を強化し、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深める研修会を充実します。	学校教育課
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の円滑な連携	発達や学びの連続性を、保育所・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校に円滑につなげられるよう、幼保小、小中間で情報共有を図り、子どもの成長を切れ目なく支えていきます。	学校教育課 保育課 こども課

#### ② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

具体的施策	施策の内容	担当課
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用	いじめや不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用し、福祉関係機関等との連携を図り、児童生徒支援体制を整備します。	学校教育課 こども課 福祉課 保護課
教育相談の実施	子どもの悩みや家庭環境に関わる教育相談を実施するなど教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会の機能の強化	学校から要保護児童対策地域協議会に報告があった、養育に支援が必要な児童等について、適切に役割分担の調整を行い、関係機関と連携して児童及び家庭の支援に取り組みます。	こども課

### ③ 地域による学習支援

具体的施策	施策の内容	担当課
放課後児童クラブの推進	<p>発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校・家庭・地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供する取組を推進します。</p> <p>利用者増加のニーズを満たすために今後も児童クラブの拡充を図るとともに、運営内容の質の向上を図ります。</p>	保育課
生活困窮世帯・ひとり親家庭の学習支援	<p>生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象に、無料で利用できる学習支援の場を広く周知します。今後は、地域によって短期間で実施しているところや対象年齢が異なるため、まずは年間を通した支援へ移行することで受講しやすい環境を提供します。</p>	こども課
地域ボランティア等による学習支援	<p>子どもたちに安定した放課後や休日等の居場所と学習機会を提供するために、退職予定の教職員や地域住民等に直接呼び掛け、大学等へ学生ボランティアの応募について働き掛けなどを行い、学習支援サポーターを確保します。</p>	こども課 学校教育課 生涯学習課

### ④ 高等学校等における就学継続のための支援

具体的施策	施策の内容	担当課
就学継続のための支援	<p>高等学校等における中途退学の防止のため、生徒指導連絡協議会などを活用しながら、高等学校との情報共有を図ります。また、行政機関や地区の学習支援事業実施団体、学習支援協力機関と連携することにより、学校内外において、生徒一人ひとりの生活環境に合わせた個別の学習支援や基礎学力の定着に取り組みます。</p>	学校教育課



## (2) 幼児教育・保育の負担軽減及び幼児教育・保育の質の向上

### ① 保育料等の負担軽減

具体的施策	施策の内容	担当課
幼児教育・保育の無償化の実施	令和元年10月より実施されている幼児教育・保育の無償化制度については、その円滑な実施に努めます。	保育課
低所得者の負担軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育所・幼稚園・認定こども園を利用する際の幼児教育・保育無償化の対象外となる3歳未満の保育料の負担軽減に努めます。	保育課
多子世帯の負担軽減	多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の子ども（幼児教育・保育無償化の対象外となる3歳未満）の保育料を無料とします。	保育課

### ② 幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進

具体的施策	施策の内容	担当課
幼児教育・保育の量の確保	保育士等の処遇改善や負担軽減を図ることで必要な人材を確保するとともに、保育所・幼稚園・認定こども園の利用ニーズを勘案しながら利用定員の確保に努めます。	保育課
幼児教育・保育に携わる職員研修内容の充実	幼児教育・保育に携わる職員に対する研修内容の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性を向上させるため支援します。	保育課



### (3) 就学支援の充実

#### ① 就学前段階の就学支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
低所得者の負担軽減 (再掲)	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育所・幼稚園・認定こども園を利用する際の幼児教育・保育無償化の対象外となる3歳未満の保育料の負担軽減に努めます。	保育課

#### ② 義務教育段階の就学支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
要保護・準要保護児童生徒への就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等の必要な費用の援助を行います。	学校教育課

#### ③ 奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減

具体的施策	施策の内容	担当課
奨学金制度の実施	高校生等で修学の意欲があり、学資の支弁が困難な人を対象に奨学金を貸与及び給付します。この制度では、基金財源を利用した貸与を行っていますが、基金の有効活用を含め、より良い制度の在り方について検討を進めます。	学校教育課

#### ④ 特別支援教育に関する支援の充実

具体的施策	施策の内容	担当課
療育に関する支援体制づくりと連携の強化	早期発見・早期療育のため、乳幼児期からの一貫した指導・支援を行う体制の整備・充実を図ります。	こども課 福祉課 学校教育課 保育課

### (4) 大学等進学に対する教育機会の提供

#### ① 高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援

具体的施策	施策の内容	担当課
奨学金制度等の経済的支援の充実	意欲と能力のある学生が経済的状況に関わらず、大学等への就学の機会を得られるよう、奨学金制度による経済的支援を行います。非課税世帯に対する大学の実質無償化が開始され、奨学金申請者が減少していることから、都城育英会奨学金に一本化し、より魅力のある奨学金制度について検討を進めます。	学校教育課 公益財団法人 都城育英会

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

①子どもの学びの機会の確保と経済的支援

具体的施策	施策の内容	担当課
放課後児童クラブの推進（再掲）	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校・家庭・地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供する取組を推進します。 利用者増加のニーズを満たすために今後も児童クラブの拡充を図るとともに、運営内容の質の向上を図ります。	保育課
放課後子ども教室の推進	安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域住民のもと、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。	生涯学習課
生活困窮世帯・ひとり親家庭の学習支援（再掲）	生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象に、無料で利用できる学習支援の場を広く周知します。今後は、地域によって短期間で実施しているところや対象年齢が異なるため、まずは年間を通した支援への移行することで受講しやすい環境を提供します。	こども課
放課後児童クラブ利用料の免除	児童及び保護者の世帯が生活扶助または児童扶養手当を受けている場合、就学援助の対象となる場合は、利用料を免除します。	保育課
要保護・準要保護児童生徒への就学援助（再掲）	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等の必要な費用の援助を行います。	学校教育課

(6) その他の教育支援

① 食育の推進に関する支援

具体的施策	施策の内容	担当課
食に関する情報提供	母子健康手帳交付時や乳幼児の相談・健診時などにおいて、食に関する最新の情報を提供するなど、乳幼児の成長・発達段階に応じた食育を推進します。	こども課
食育の推進	「みやこのじょう健康づくり計画21」に基づき、生涯にわたり健全な心と体を培い豊かな人間性を育てていくため、家庭と学校、保育所・幼稚園・認定こども園が連携しながら、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進し、自己の健康管理能力を育てます。	こども課 健康課 学校給食課 保育課

## ② 多様な体験活動の機会の提供

具体的施策	施策の内容	担当課
家庭教育学級の推進	<p>家庭教育学級を開設していない学校や保育所・幼稚園・認定こども園に対して、家庭教育学級を周知するためのちらしや通信等を配布するなど家庭教育に関する学習機会の周知を図ります。</p> <p>各学級への支援として公民館等の利用減免だけでなく、学習会の講師や視察先の紹介等を行い、より充実した学習会となるよう支援します。</p>	生涯学習課
健全な家庭づくりの推進	<p>家庭の日*の周知のために、広報紙の掲載やイベント等の資料にて家庭の日のロゴの掲載やちらしの配布等を行います。</p> <p>青少年育成市民会議や地区青少年育成協議会で家庭の日の啓発を促進します。</p> <p>親子が共に時間を過ごすことができるよう親子で参加できる地域行事の推進を図ります。</p>	生涯学習課
児童館・児童センターの運営	<p>地域の児童福祉の拠点施設として市民の多様な活動を支援すると共に、様々なニーズに応えるため、子ども向け講座の開催など、親子で楽しめるイベントの充実に努めます。</p>	こども課



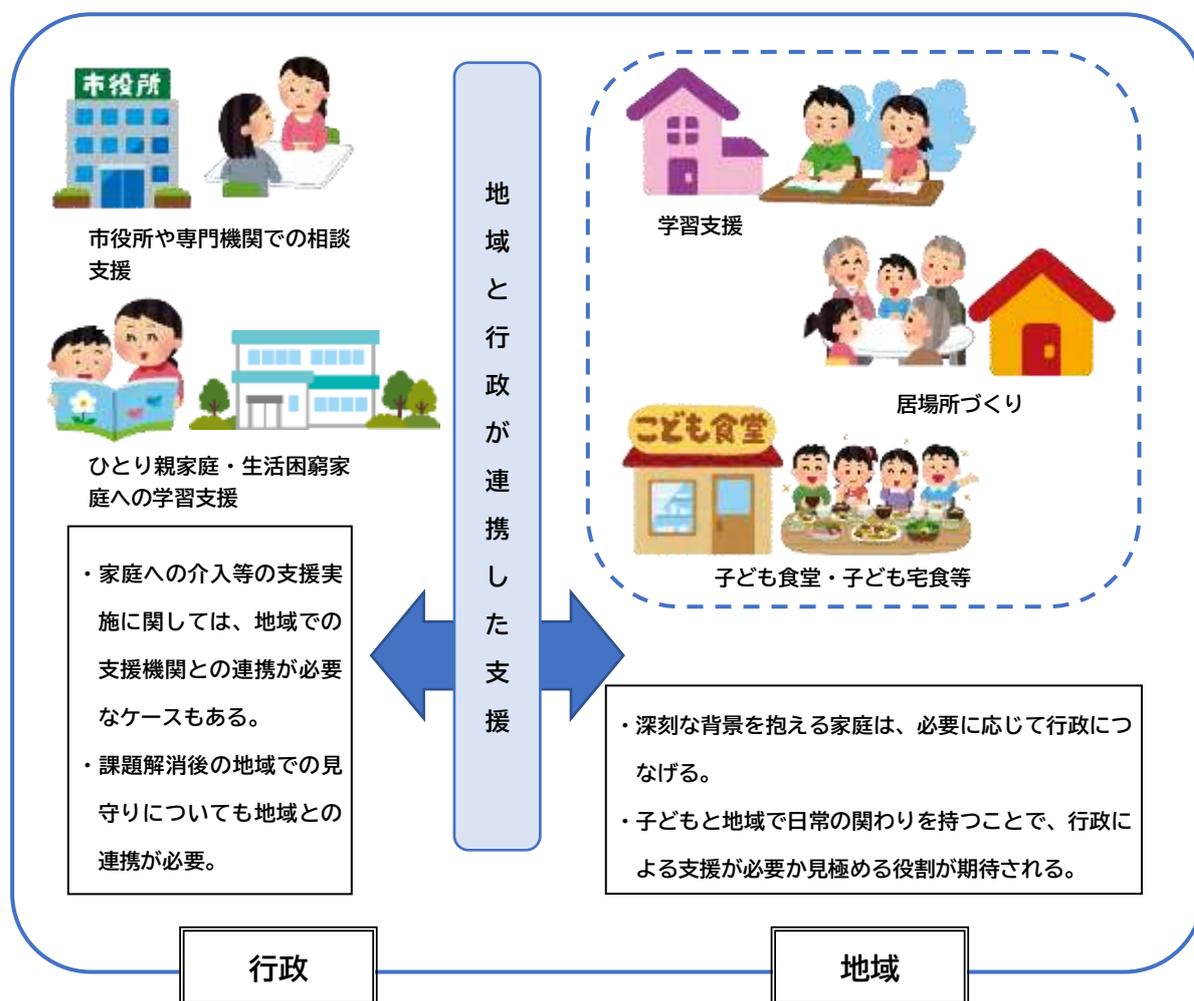
## 2 子どものための生活の安定に資するための支援

### (1) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

#### ① 関係団体が連携したネットワークの構築

具体的施策	施策の内容	担当課
関係団体が連携したネットワークの構築	市、市教育委員会、民間団体等が連携を図り、地域の実情に応じた子どもの貧困対策の積極的な情報共有や相談・支援の充実を図るために、地域におけるネットワークの構築を図ります。	福祉部 各課

#### ■ 地域と行政が連携した支援体制のイメージ



## ② 相談事業の連携強化

具体的施策	施策の内容	担当課
母子・父子自立支援員*による支援の推進	ひとり親家庭及び寡婦の生活と自立を図るための相談支援等を行います。ひとり親家庭の現在のニーズや抱えている問題点等を把握し、支援を行います。	こども課
児童扶養手当現況届時の相談支援	児童扶養手当の現況届の時期などを活用し、集中的な相談支援の実施とアフターフォローを行います。ひとり親が利用しやすい時間帯に変更する等検討しながら実施します。	こども課
生活困窮者自立支援連絡調整会議の連携強化	庁内関係課による生活困窮者の把握及びその情報の共有化並びに自立相談支援事業の実施機関との連携の強化を図り、生活困窮者の課題に応じて必要な関係機関へつなぐ体制を構築します。	福祉課

## ③ 支援を行う人材の育成・確保

具体的施策	施策の内容	担当課
NPO・地域団体等への活動支援	多様化・複雑化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、今後も人材育成の研修会等の開催により継続して市民公益活動団体の支援を行います。	こども課 コミュニティ文化課
民生委員・児童委員の活動支援	地域の見守りや相談支援を行う民生委員・児童委員の資質向上を図るため、テーマ別など各種研修の開催に取り組む活動を支援します。	福祉課



#### ④ 子どもの貧困対策事業の周知啓発

具体的施策	施策の内容	担当課
各種支援制度の周知の徹底	支援を必要とする人が適切に支援を受けることができるよう、ホームページやガイドブック等により各種支援制度の周知の徹底を図ります。	こども課
子供の未来応援国民運動の啓発	子どもへの支援の輪を広げることができるよう、子供の未来応援国民運動をホームページ等で啓発し、子供の未来応援基金の寄附についても、参加協力を広報します。	こども課
子育て応援カード利用啓発及び協賛店の加入促進	子育て応援カードの利用を啓発し、市内協賛店の加入促進とサービスの充実を図ります。	こども課



すべての子どもたちが未来に向けて夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指し、平成27年10月から官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」が展開されています。

「子供の未来応援国民運動」における各種支援事業を展開していくに当たり、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされないよう、すべての子どもたちの夢や未来を応援する国民運動の象徴となるシンボルマーク及びキャッチフレーズが作成されています。

#### (2) 子どもに対する生活支援

##### ① 子どもの食に関する支援

具体的施策	施策の内容	担当課
子ども食堂等の運営団体への支援	子ども食堂や子ども宅食等を運営している団体へ、個人や企業から寄附の申し出のあった食材に関する情報をつなぐほか、こども基金活用事業費補助金等の積極的な活用を促します。また、団体の活動等をホームページに掲載するなど、市民へ周知します。	こども課
子どもの食に関する支援	フードバンクを行っている団体へ、市民等からの食材の寄附に関する情報をつなぐと共に、活動をホームページに掲載するなどし、フードバンクへの理解を深めます。また、各フードバンクの需要と供給のバランスを図るための新たな支援団体の発掘に向け情報発信を行い、実施団体を包括的に支援していきます。	こども課 福祉課

## ② 生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援

具体的施策	施策の内容	担当課
生活困窮世帯・ひとり親家庭の学習支援（再掲）	生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象に、無料で利用できる学習支援の場を広く周知します。今後は、地域によって短期間で実施しているところや対象年齢が異なるため、まずは年間を通した支援へ移行することで受講しやすい環境を提供します。	こども課
放課後児童クラブの推進（再掲）	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校・家庭・地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供する取組を推進します。 利用者増加のニーズを満たすために今後も児童クラブの拡充を図るとともに、運営内容の質の向上を図ります。	保育課
児童館・児童センターの運営（再掲）	地域の児童福祉の拠点施設として市民の多様な活動を支援すると共に、様々なニーズに応えるため、子ども向け講座の開催など、親子で楽しめるイベントの充実に努めます。	こども課

## ③ 子どもの健康づくりに関する支援

具体的施策	施策の内容	担当課
子どもの健康の保持増進	将来にわたって健やかな心身づくりに向けた生活習慣を身に付けられるよう、幼児健康診査時等において、適切な情報を提供すると共に、予防接種を実施し、乳幼児の健康の保持増進を図ります。	こども課
お口の健康づくりの推進	子どもの歯と口の健康づくりを推進するために、保育所・幼稚園・認定こども園の幼児、小学校の児童に対するフッ化物を応用したむし歯予防対策*を拡充・継続します。	こども課 学校教育課

### (3) 子どもに対する就労支援

#### ① ひとり親家庭等の子どもに対する就労支援

具体的施策	施策の内容	担当課
就業相談体制の整備	ひとり親家庭等の子どもが、より良い就業により、安定した生活が送られるよう、引続き、母子・父子自立支援員や就労支援員*による就業相談や情報提供等を行います。	こども課 保護課

#### ② 就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援

具体的施策	施策の内容	担当課
若者サポートステーションとの連携	就労困難な子どもや高校中退者等の自立ができるよう「みやぎ県南若者サポートステーション」と連携し、相談支援を行います。今後は、相談につなげるために広報や周知に努めると共に、学校等と協力しながら支援が必要な人を掘り起こし、就職に向けた自立を促していきます。	こども課 商工政策課 保護課

#### ③ 定時制高校等に進学する子どもの就労支援

具体的施策	施策の内容	担当課
定時制高校生等への就職支援	市が配置している、雇用コーディネーターを活用し、学校と企業のマッチングの機会を創出します。 また、学びながら働く子どもの支援を行うため、市、中学校及び関係団体等の連携を強化します。	学校教育課 総合政策課

### (4) 支援体制の強化・充実

#### ① 児童相談所との連携強化

具体的施策	施策の内容	担当課
相談機能の充実	休日、夜間等の時間外の通告への対応を適切に行うため、児童相談所と関係課との間で、緊急の事態に対応できる体制を充実します。	こども課 保護課 福祉課 学校教育課

#### ② 相談職員の資質の向上

具体的施策	施策の内容	担当課
専門性の確立	市のケースワーカー*と就労支援員、母子・父子自立支援員は、生活困窮者やひとり親家庭の自立支援の連携ができるよう、その専門性を高めるための研修等を行います。	保護課 こども課

## (5) その他の生活支援

### ① 妊娠期からの切れ目ない支援等

具体的施策	施策の内容	担当課
母子保健施策の推進	<p>妊産婦及び子育て家庭が、妊娠・出産・子育てに関する正しい理解を深め、すべての子どもが健やかに生まれ育てられるよう各事業を継続します。また、保育園や幼稚園、医療機関等と連携しながら、今後一層、多機関による支援や見守り体制の強化を図ります。</p> <p>産後ケア事業に関しては、市民や市内施設の状況等を把握し、充実します。</p>	こども課
母子保健コーディネーターの配置	<p>安心して子どもを産み育てられるように、母子保健コーディネーターを配置し、関係機関と連絡調整を図りながら妊産婦の状況を継続的に把握して、妊娠期から出産、子育て期までの様々な相談の窓口として、必要な支援を切れ目なく、きめ細やかに提供します。</p>	こども課

### ② 住宅支援

具体的施策	施策の内容	担当課
住居確保給付金の支給	<p>生活困窮者自立支援法に基づき、失業等によりアパート等の家賃が支払えず住居を失った人又は失う恐れのある人に住居確保給付金を滞りなく支給し、住まいを確保した上で、就労支援につなげます。</p>	福祉課
市営住宅の提供	<p>市営住宅申込時において、子どもを扶養している人を含めて住宅に困窮されている人に市営住宅を提供できるよう整備、運用を図ります。</p>	住宅施設課

### 3 子どものための経済的支援

#### (1) 生活を下支えする経済的支援

##### ① 児童扶養手当等の各種手当の支給

具体的施策	施策の内容	担当課
児童扶養手当の支給	児童福祉の推進を図り、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために手当を支給する事業です。父母の離婚等で父または母と生計を共にしていない18歳の年度末までの児童を監護している父または母に代わってその児童を養育している保護者に児童扶養手当を適正に支給します。父または母が重度の障がいにある18歳までの児童も対象となり、対象児童の心身に中度以上の障がいがある場合は、児童が20歳になるまで支給の対象となります。	こども課
特別児童扶養手当の支給	精神、知的、身体に一定の障がいを有する児童の福祉の増進のため、児童の養育者に手当を適正に支給します。	福祉課
児童手当の支給	児童を監護・養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を適正に支給します。	こども課

##### ② 母子父子寡婦福祉資金等の貸付

具体的施策	施策の内容	担当課
母子父子寡婦福祉資金等の貸付	宮崎県が無利子もしくは低金利で貸し付ける、就学支度資金（子の入学、入所）や修学資金（子の修学）、転宅資金（住宅移転の際の住宅貸借）、住宅資金（住宅の建設、購入、改築等）等の貸付申請を受け付け、ひとり親家庭等の経済的自立を支援します。	こども課
母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付	母等に対してその生活の維持に必要な臨時的かつ緊急的経費に充てるための資金を貸し付け支えます。	こども課

##### ③ ひとり親家庭の医療費の助成

具体的施策	施策の内容	担当課
母子及び父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の子が18歳に達する日以降の年度末（3月31日）までの子どもと養育している保護者の医療費を一部助成します。	こども課

#### ④ 生活保護制度における経済的支援

具体的施策	施策の内容	担当課
生活保護による支援	<p>小中学校、高校での就学に係る支援について、生活扶助、教育扶助及び生業扶助により支給することで、対象者の生活・就学の安定を図ります。</p> <p>具体的には、小中学校については、入学時の費用や教材費、毎月の給食費などを支給し、高校は教材費等のほか、通学に係る費用等、就学に支障がないよう適正に対応します。</p> <p>その他、高校生における就労収入については、自立更生に充てる費用を除外して認定します。</p>	保護課

#### ⑤ 養育費の確保

具体的施策	施策の内容	担当課
養育費の確保に関する相談支援	<p>養育費の支払が適切に行われるよう、弁護士等の関係専門機関を紹介するなど、母子・父子自立支援員が相談支援を行います。</p>	こども課
講習会の実施	<p>養育費の取得方法や家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催します。</p>	こども課



## (2) その他の経済的支援

### 生活困窮世帯等に対する経済的支援

具体的施策	施策の内容	担当課
子どもの医療費の負担軽減	子ども医療費助成事業については、中学校卒業までの入院・調剤及び未就学児の通院は無料。小中学生の通院は1医療機関当たり1月200円とし、子どもの医療費の負担軽減に努めます。	こども課
低所得者の負担軽減 (再掲)	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育所・幼稚園・認定こども園を利用する際の幼児教育・保育無償化の対象外となる3歳未満の保育料や給食費の負担軽減に努めます。	保育課
多子世帯の負担軽減 (再掲)	多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の子ども(幼児教育・保育無償化の対象外となる3歳未満)の保育料を無料とします。	保育課
放課後児童クラブ利用料の免除 (再掲)	児童及び保護者の世帯が生活扶助または児童扶養手当を受けている場合、就学援助の対象となる場合は、利用料を免除します。	保育課
奨学金制度等の経済的支援の充実 (再掲)	意欲と能力のある学生が経済的状況に関わらず、大学等への就学の機会を得られるよう、奨学金制度による経済的支援を行います。非課税世帯に対する大学の実質無償化が開始され、奨学金申請者が減少していることから、都城育英会奨学金に一本化し、より魅力のある奨学金制度について検討を進めます。	学校教育課 公益財団法人 都城育英会
要保護・準要保護児童生徒への就学援助 (再掲)	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等の必要な費用の援助を行います。	学校教育課



## 4 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

### (1) 保護者等に対する生活支援

#### ① 自立支援

具体的施策	施策の内容	担当課
生活保護による支援 (再掲)	生活扶助、教育扶助及び生業扶助により適正支給することで、対象者の生活・就学の安定を図ります。	保護課
生活困窮者への自立支援	都城市生活自立相談センターにおいて、生活保護に至る前の段階から、就労支援、家計支援など生活困窮者への伴走型支援体制を整えます。	福祉課
日常生活支援事業の推進	母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父が、技能習得のための通学をするなど、自立促進のために必要な事由や、冠婚葬祭や残業などの社会的事由及び疾病などにより、家事援助、介護、保育などのサービスが必要な世帯に有料（非課税世帯等は無料）で、家庭生活支援員を派遣します。	こども課
母子・父子自立支援員による支援の推進 (再掲)	ひとり親家庭及び寡婦の生活と自立を図るための相談支援等を行います。ひとり親家庭の現在のニーズや抱えている問題点等を把握し、支援を行います。	こども課



## ② 保育等の確保

具体的施策	施策の内容	担当課
子育て支援センターの充実	子育て支援センターを中心に、親子の交流や子育てに関する相談を通して子育てを支援します。	保育課
延長保育事業の実施	就労形態の多様化等に伴い、保護者がやむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられるよう、保育所等において、延長保育を実施します。	保育課
一時預かり事業の実施	仕事等により、家庭において保育ができない時や、その他緊急一時的に保育を必要とする場合に、保育所等で一時的に子どもを預かる環境を整えます。今後は、ネット予約システムを開設し、各施設の空き状況が簡単に検索できるなど、利便性の向上を図ります。	保育課
病児・病後児保育事業の実施	病気の回復期にある子どもを家庭で保育できない保護者に代わり、看護師等が一時的に預かりをする病後児保育に加え、軽度な病気の子どもでも預かる病児保育を実施します。	保育課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	地域全体で子育て家庭を支えるため、仕事や家庭の都合で、子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人を仲介するファミリー・サポート・センター事業を推進します。今後は、利用件数及び会員数を増加させる方策を講じながら継続します。	保育課
子育て短期支援事業の実施	家庭において、保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを、児童養護施設にて預かることで、児童及び家庭への子育ての支援を図ります。	保育課
放課後児童クラブの推進（再掲）	<p>発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校・家庭・地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供する取組を推進します。</p> <p>利用者増加のニーズを満たすために今後も児童クラブの拡充を図るとともに、運営内容の質の向上を図ります。</p>	保育課

### ③ 心身の健康確保

具体的施策	施策の内容	担当課
乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、母親の子育てを支援することで、母親の不安を軽減し安心して就労できる育児環境を整えます。実施に当たっては母子保健推進員との情報共有をした上で、連携を深め、母子保健推進員の負担が軽減できるようサポートを強化します。	こども課
DVに対する支援	関係機関と連携してプライバシーに配慮した相談体制を強化し、DV被害者とその子どもの支援を女性相談所*、警察等と連携を図り実施していきます。	コミュニティ文化課 こども課

### (2) 保護者等に対する就労支援

#### ① 就労支援

具体的施策	施策の内容	担当課
ハローワークと一体となった就労支援	市役所に常設されたみやこのじょう福祉・就労支援コーナーにおいて、生活保護受給者、ひとり親家庭等の状況に応じた就労支援を行います。	保護課 こども課 福祉課

#### ② 学び直しの支援

具体的施策	施策の内容	担当課
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の母または父が、看護師・保育士など経済的自立に効果的な資格取得のため、1年以上養成機関で修業される方に対して生活費を助成します。	こども課
高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し資金を貸し付けます。	こども課
高等学校卒業程度認定試験*合格支援給付金の支給	ひとり親家庭の親や子どもを対象に、高卒認定試験合格のための講座受講費用の一部を支給し、学び直しを支援します。	こども課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、教育訓練や資格取得に対する給付金を支給します。	こども課





## 第5章 計画の推進について

## 第5章 計画の推進について

### 1 計画の推進体制

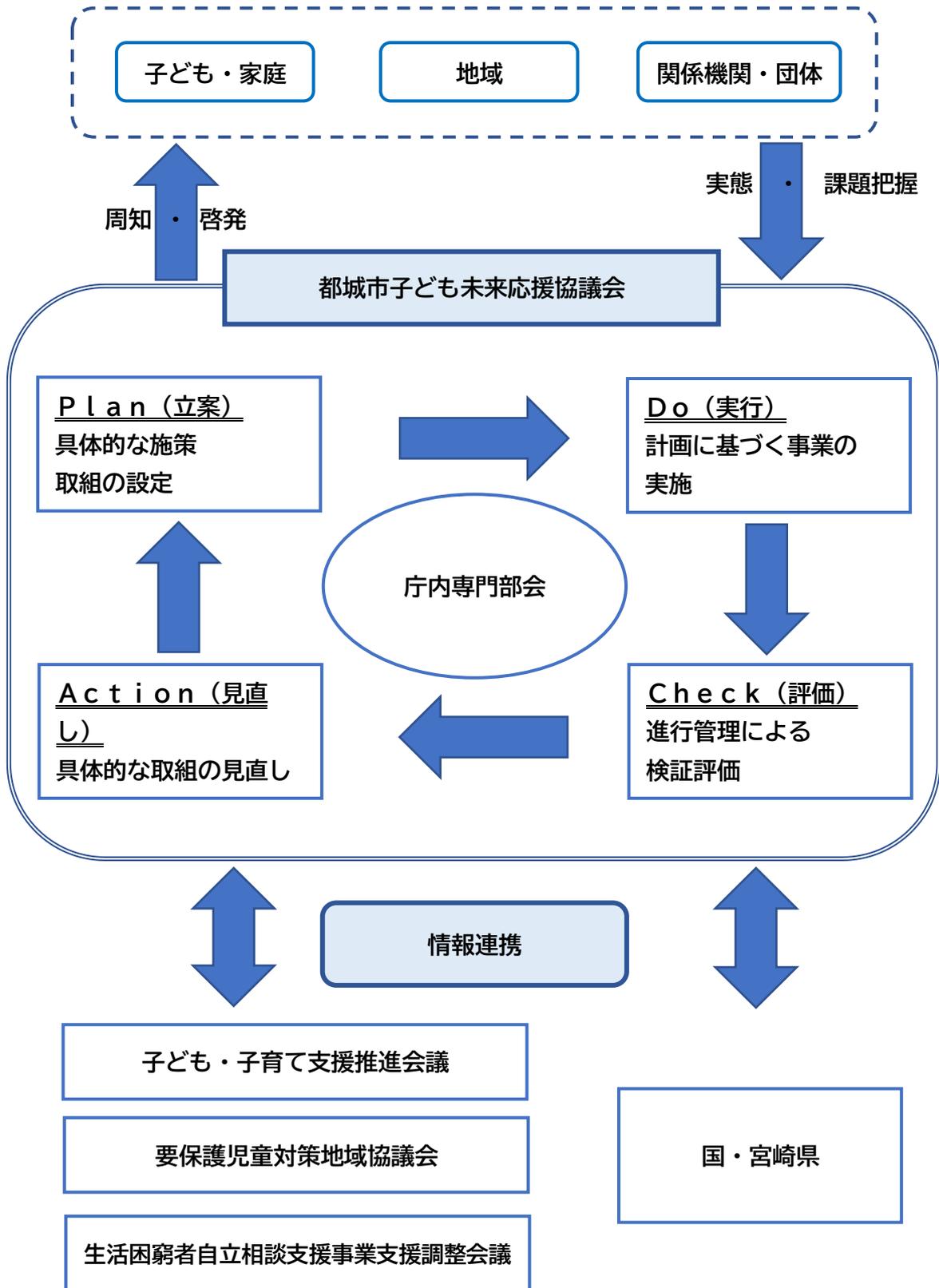
本計画の推進に当たっては、本市の子育て支援・教育・保健・福祉・雇用など様々な分野の施策や事業を、子ども自身の成長・自立の視点に立って、横断的に取り組んでいく必要があります。また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけると共に、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図ります。

### 2 計画の進行管理

子どもの貧困対策推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、「子ども・子育て支援推進会議」、「要保護児童対策地域協議会」、「生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議」等の既存組織とも情報交流を行い、都城市子ども未来応援協議会において、本計画の進捗状況の把握・点検を行っていきます。また、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化も捉えながら、本計画及び各施策の見直し・改善を適切に行っていきます。

〈計画の進捗管理体制〉







資料編

# 資料編

## 1 都城市子ども未来応援協議会設置要綱

(目的)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号。以下「法」という。)  
第2条に規定する基本理念にのっとり、本市の子どもの貧困対策等を総合的に推進し、子どもたちの発達・成長段階に応じて支援を切れ目なくつなぐ地域ネットワークを形成するため、都城市子ども未来応援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討を行う。

- (1) 子ども及び保護者を取り巻く生活環境の実態把握及びニーズ調査に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策支援体制整備計画の策定又は変更等の協議に関すること。
- (3) 地域ネットワークの形成及び社会資源の創出等、支援方策に関するシステムの構築及び実践に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの貧困対策に関する事業に従事する者
- (2) 児童福祉関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子どもの貧困対策に関して十分な学識及び経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が互選される前の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の出席がなければ、協議会を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 2 都城市子ども未来応援協議会 委員名簿

(令和2年5月1日現在 順不同、敬称略)

No.	所属団体等		委員名	備考
1	都城市	副市長	岩崎 透	会長
2	都城市教育委員会	学校教育課長	深江 祐史	
3	宮崎県南部福祉こどもセンター	副所長(総括)	高妻 剛士	副会長
4	都城保健所	健康づくり課長	益留 真由美	
5	都城警察署	生活安全課長	加藤 英治	
6	宮崎地方法務局都城支局	支局長	本部 憲一	
7	宮崎県北諸県郡医師会	事務局長	前原 修	
8	都城歯科医師会	会長	永井 省二	
9	宮崎県産婦人科医会	理事長	肥後 貴史	
10	都城社会福祉法人立保育園・認定こども園園長会	会長	藤田 雄三	
11	都城地区幼稚園連合会	会長	佐々木 慈舟	
12	都城市社会福祉協議会	事務局長	中村 健児	
13	都城子ども療育センターひかり園	園長	豊留 かく子	
14	宮崎県弁護士会	副会長	松浦 里美	
15	都城市民生委員児童委員協議会	祝吉地区民生委員児童委員協議会 会長	今井 司	
16	都城市地域子育て支援センター	センター長	児玉 恵子	
17	都城市自治公民館連絡協議会	副会長	堀川 渉	R2.6.19~
18	そうだんサポートセンターたかちほ	高千穂学園 園長	東 智美子	
19	都城人権擁護委員協議会	会長	江田 茂典	
20	児童家庭支援センター	センター長	安田 真由美	

※委嘱期間：令和2年5月1日～令和4年4月30日

## 3 子どもの貧困対策専門部会（庁内専門部会）

総合政策課、国際化推進室、コミュニティ文化課、商工政策課、学校教育課、生涯学習課、福祉課、保育課、保護課、こども課（事務局）

## 4 用語の解説

### 【ア行】

#### ◇1号認定、2・3号認定

保育の認定区分で、1号認定子どもは満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（幼稚園・認定こども園を利用、保育の必要性なし）のこと。2号認定子どもは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育園・認定こども園を利用）のこと。3号認定子どもは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育園・認定こども園・小規模保育施設を利用）のこと。

#### ◇OECD（経済協力開発機構）

ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め34か国の先進国が加盟する国際機関で、国際マクロ経済動向、貿易、開発援助などの分野の分析・検討を行っている機関のこと。

#### ◇OJT

On the Job Trainingの略で、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、記述などを身に付けさせる教育方法のこと。

#### ◇Off-JT

Off the Job Trainingの略で、職場を離れて行う人材教育のこと。

---

### 【カ行】

#### ◇家庭の日

毎月第3日曜日に親子が共に過ごせる時間を確保し、対話やふれあいの中で、家族の一員としての役割意識や責任感を育てる機会とする日のこと。

#### ◇協働

NPOや市民、行政等がそれぞれの主体性、自発性のもとに、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力・協調すること。

#### ◇ケースワーカー

生活保護制度において、被保護世帯の最低生活の保障や自立の助長の目的のために支援を行う福祉事務所の担当員のこと。

#### ◇高等学校卒業程度認定試験

様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験のこと。

合格者は大学・短大・専門学校を受験資格が与えられる。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職・資格試験等に活用することができる。

#### ◇高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的とし1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給し、生活費の負担軽減を行う制度のこと。

## 【サ行】

### ◇児童相談所

児童福祉法第 12 条に基づき各都道府県・指定都市に 1 つ以上設置され、児童（満 18 歳に満たない者）や家庭の問題の相談や児童やその保護者の指導などを行う機関のこと。

### ◇社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法人法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行う法人のこと。

### ◇就学援助制度

学校教育法第 19 条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助する制度のこと。

### ◇就労支援員

福祉事務所に配置され、就労に当たってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、ケースワーカーやハローワークと連携して支援を行う者のこと。

### ◇準要保護児童生徒

要保護児童生徒に準ずる程度に困窮していると市町村が認める者をいう。（要保護及び準要保護児童生徒の認定について（昭和 38 年 1 月 18 日通知第 57 号））

### ◇女性相談所

配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力の被害に関する相談に応じるほか、専門医や心理カウンセラーによるカウンセリングなどを行う機関のこと。

### ◇自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の自発的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定及び就職の促進を図るため支給する給付金のこと。

### ◇スクールカウンセラー（SC）

児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う臨床心理士などの有資格者及びこれに準じる者をいう。

### ◇スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者などのこと。

### ◇生活困窮者・生活困窮世帯

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者又は世帯のこと。

### ◇相対的貧困率

等価可処分所得の中央値の一定割合を下回る所得しか得ていない者の割合のこと。（平均値を使用すると所得が極端に高い世帯の影響を受け、実態以上に平均値が上昇するため、中央値を使用して算定する）

## 【タ行】

### ◇等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと。

---

## 【ナ行】

### ◇ニーズ

必要とされる要素・事象のこと。

---

## 【ハ行】

### ◇貧困線

等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。

### ◇フッ化物を応用したむし歯予防対策

フッ化物配合歯磨剤、歯科医師・歯科衛生士が行うフッ化物塗布（フッ化物を歯に塗る）、家庭や地域の施設で行うフッ化物洗口（フッ化物でぶくぶくうがいをする）などの方法によるむし歯予防対策のこと。

### ◇プラットフォーム

ものごとの「基礎」「基盤」のこと。「子供の貧困対策に関する大綱」では、学校がすべての子どもの集う場であり、児童生徒の問題行動の背景にある子どもの貧困問題への早期対応や児童虐待の早期発見が期待される場所という意味で「子どもの貧困対策のプラットフォーム」と表現している。

### ◇母子家庭・母子世帯（類義語）

配偶者のいない母とその扶養する 20 歳未満の児童からなる家庭をいう。状況に応じて母子世帯と使い分ける。

### ◇母子・父子自立支援員

ひとり親家庭及び寡婦の生活と自立を図るための相談支援やひとり親家庭同士の情報交換と交流を深め、母子父子寡婦福祉資金等に関する相談・指導を行う者をいう。

## 【マ行】

### ◇都城市奨学金【高校生向け】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、教科書費や教材費等に相当する経費を支給する制度のこと。

### ◇みやこのじょう福祉・就労支援コーナー

都城市役所2階に常設されている窓口。ハローワーク都城の就職支援ナビゲーターが常駐し、生活困窮者を対象に職業相談や職業紹介を行う。

---

## 【ヤ行】

### ◇要保護（者）

現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（生活保護法第6条2項）のこと。

### ◇要保護児童生徒

要保護者に該当する者の児童生徒及び入学予定者。

# 新 城

幸せ上々、みやこのじょう  
日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

編集・発行/都城市 福祉部 こども課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町 6 街区21号  
TEL:0986-23-2684(直通) FAX:0986-23-2620  
<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>